

北区教育ビジョン 2015

— まなび・ささえ・つなぐ —

平成27年（2015年）3月

東京都北区教育委員会

はじめに

北区教育委員会は、平成22年（2010年）に北区の教育が目指すべき姿と方向を示す北区の教育理念として「北区教育ビジョン2010」を策定し、「教育先進都市・北区」にふさわしい生涯学習社会の創造を目指しつつ、その基本となる学校教育に重点を置いて、さまざまな施策を展開してまいりました。

しかし、この間、平成23年（2011年）3月11日に発生した東日本大震災では、多くの尊い命が犠牲になり、教育環境を含む社会全体のあり方を「安全・安心」の視点で見直すことや、地域のきずなづくりの重要性の再認識など、日本社会に大きな影響を与えました。

一方、平成32年（2020年）に東京でオリンピック・パラリンピックを開催することが決定し、多くの区民に夢と希望をもたらしました。世界最大のスポーツイベントの開催は、スポーツや文化の振興、生涯学習の充実などを進める絶好の機会であり、地域の活性化や産業振興の面からも期待が高まっています。

また、平成26年（2014年）6月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、平成27年度から新たな教育委員会制度がスタートします。この新しい教育委員会制度の主旨を踏まえ、これまでも増して、教育委員会と区長部局が連携・協力を深め、教育行政を推進していかなければなりません。

これらの教育を取り巻く環境の変化とそれに伴う諸課題に適切に対応していくため、本ビジョンでは、「個の成長（まなび）」「協働と貢献（ささえ）」「継承と循環（つなぐ）」の3つを施策全体を貫く視点として掲げ、今後5年間に重点的に取り組むべき学校教育分野、生涯学習分野、スポーツ分野の基本的な方向性と主な施策を明確にいたしました。

これからの時代は、私たちがかつて経験したことのない変化の激しい時代となることが予想されます。激変の時代を区民一人ひとりが豊かに生きることを目指して「まなび・ささえ・つなぐ」ことにより、「教育先進都市・北区」にふさわしい教育を推進し、区民の信頼と期待にこたえられるよう全力で取り組んでまいります。

最後に、本ビジョン策定にあたり、貴重なご意見をいただきました多くの方々に心から感謝申し上げます。

北区教育委員会

目 次

第1章	「北区教育ビジョン2015」の位置付け・・・・・・・・・・	1
第2章	「北区教育ビジョン2010」の総括・・・・・・・・・・	2
第3章	「北区教育ビジョン2015」の基本的な考え方	
1	北区の教育を取り巻く環境の変化・・・・・・・・・・	8
2	北区が目指すべき教育の方向・・・・・・・・・・	22
3	施策展開の3つの視点と5つの柱・・・・・・・・・・	24
第4章	「北区教育ビジョン2015」の施策展開・・・・・・・・・・	30
I 学校教育の充実		
取組の方向1	0歳からの育ち・学びを支える・・・・・・・・・・	32
取組の方向2	確かな学力を保証する・・・・・・・・・・	37
取組の方向3	豊かな心を育む・・・・・・・・・・	41
取組の方向4	健やかな体を育てる・・・・・・・・・・	45
取組の方向5	個に応じた教育を推進する・・・・・・・・・・	48
取組の方向6	グローバル社会で活躍できる子どもを育てる・・・・	52
II 教育環境の向上		
取組の方向7	学校の教育力・経営力を高める・・・・・・・・・・	59
取組の方向8	安全・安心な教育環境を整備する・・・・・・・・・・	62
取組の方向9	豊かな教育環境を整備する・・・・・・・・・・	66

Ⅲ 家庭・地域の教育力向上の支援

取組の方向 10 家庭の教育力の向上を支援する・・・・・・・・・・70

取組の方向 11 地域の教育力の向上を支援する・・・・・・・・・・74

Ⅳ 生涯学習の振興

取組の方向 12 一人ひとりの主体的な学びを支援する・・・・・・・・79

取組の方向 13 文化・芸術活動を振興する・・・・・・・・・・83

Ⅴ スポーツの推進

取組の方向 14 スポーツ参加機会を拡充する・・・・・・・・・・86

取組の方向 15 スポーツ活動の充実を図る・・・・・・・・・・89

第5章 「北区教育ビジョン2015」の推進に向けて

1 推進体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・93

2 計画の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・93

3 情報の収集及び発信の充実・・・・・・・・・・・・・・・・94

4 学校・家庭・地域との協働・・・・・・・・・・・・・・・・94

5 国・東京都への要望・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・94

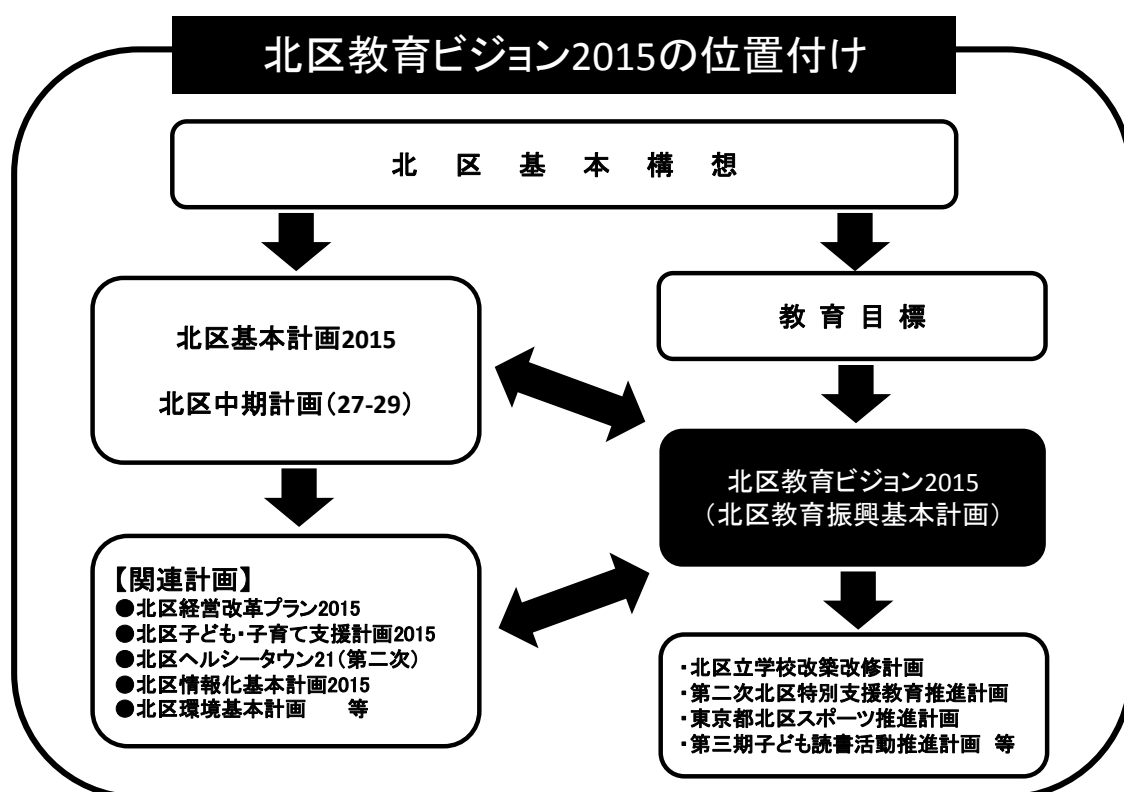
<参考資料>用語解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(1)

<参考資料>北区基礎・基本定着度調査(達成率の経年変化)・・・・(22)

<参考資料>北区教育ビジョン2015検討経過・・・・・・・・・・・・(25)

第1章 「北区教育ビジョン2015」の位置付け

- 北区基本構想を踏まえ、北区基本計画と常に整合性を図りながら、時代の要請に応えつつ、「教育先進都市・北区」の更なる充実・発展を目指すものです。
- 北区教育委員会が掲げる「教育目標」を実現するための実施計画として策定します。
- 10年程度の将来を視野に入れて、今後5年間に北区教育委員会が重点的に取り組むべき学校教育分野、生涯学習分野、スポーツ分野の基本的な方向性と主な施策を示すものです。
- 教育基本法第17条第2項において、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、その策定が地方公共団体の努力義務とされた教育振興基本計画に位置付けます。
- 国の教育振興基本計画および東京都教育ビジョンを参酌するとともに、平成27年度（2015年度）から実施される教育委員会制度改革を踏まえて策定します。



第2章 「北区教育ビジョン2010」の総括

平成22年(2010年)2月に策定した北区教育ビジョン2010では、「教育先進都市・北区」の更なる発展を目指すため、「『教育先進都市・北区』にふさわしい学校教育を展開する」、「家庭・地域の教育力向上を支援する」、「生涯を通じた学びを応援する」という3つの視点から取組の方向を設定し、施策展開を図ってきました。各視点における主な取組の総括については、以下に述べるとおりです。

視点1 「教育先進都市・北区」にふさわしい学校教育を展開する

(1) 確かな学力を保証する

「北区基礎・基本の定着度調査」により、北区立小・中学校の児童・生徒の学力の実態を把握するとともに、小・中全校への「学力パワーアップ非常勤講師」・「学級経営支援員」の配置、中学校における「中学校スクラム・サポート事業家庭学習アドバイザー」・「本気でチャレンジ教室」の実施など、指導体制や学習の機会の充実を図ってきました。

また、平成24年度(2012年度)から全校で実施した「小中一貫教育」において、異校種間の連携・交流による「小・中の系統性」を意識した授業の推進を図るとともに、「理科大好きプロジェクト事業」・「新聞大好きプロジェクト事業」の実施により思考力、判断力、表現力や問題解決能力等の育成を図ってきました。

平成26年度(2014年度)北区基礎・基本の定着度調査では、教科によっては、おおむね良好な結果でも、目標値を超えている児童・生徒の層と目標値を超えていない児童・生徒の層の二極化が見られます。これらの課題を解決するため、授業の改善を図るとともに、毎日の家庭学習等を通して、子どもたち一人ひとりの学習上におけるつまずきの解消を図ることが必要です。併せて、目標値を超えている子どもたちに対しても、一人ひとりの希望する進路の実現に向けて、個々の学力を引き上げ、伸ばしていくことも必要です。

(2) 豊かな心を育む

道徳授業地区公開講座や道徳教育推進教師研修を実施し、各学校における道徳教育の推進体制の整備と充実を図ってきました。

また、心の教育推進委員会を設置し、地域とともに子どもの健全育成を推進するとともに、人権教育推進委員会を設置し、人権意識の向上と

人権課題に関わる差別意識の解消を図ってきました。

平成25年度(2013年度)からはQ-Uを全小・中学校で実施し、いじめのないよりよい学級集団づくりに活用しています。

さらに、移動教室、夏季施設など自然体験活動や中学校における職場体験の充実など、豊かな心の育成を図ってきました。

平成26年度(2014年度)全国学力・学習状況調査では、北区の児童・生徒は、全国の児童・生徒と比べて、規範意識に課題があります。

また、いじめについては、どの学校でも起こり得ることを意識し、その兆候のいち早い把握と迅速な対応ができる体制づくりが必要です。

(3) 健やかな体を育てる

体力調査等から児童・生徒の体力や運動習慣、生活習慣、食習慣等の課題を把握し、体育科の授業改善・充実を図りました。

しかし、文部科学省「体力・運動能力調査」によると、北区の児童・生徒は、身長や体重など体格は向上しているものの、体力・運動能力は、全国を下回る結果であり、体力向上が喫緊の課題となっています。

また、食育リーダーと学校栄養士が中心となり、学校給食を活用した食育を推進し、健やかな心身の育成を図ってきました。

(4) 個に応じた教育を推進する

平成25年(2013年)3月に「第二次北区特別支援教育推進計画」を策定し、特別な支援を必要とする児童・生徒に対して、学校内の関係者や関係機関との連絡調整を行い、校内での協力体制の充実を図ってきました。

また、八幡小学校に言語障害学級・難聴学級を整備するとともに、平成24年度(2012年度)から26年度(2014年度)にかけて、東京都の特別支援教室モデル事業の実施に取り組んできました。

さらに、通級指導学級の入退級基準の明確化を進めるとともに、専門家を交えた通級判定システムに変更し、より有効な通級指導に取り組みました。

特別支援学級の在籍児童・生徒数は年々増加しており、今後も支援が必要な児童・生徒一人ひとりに合わせた適切な指導を行っていくことが課題です。

(5) 教員の資質・能力の向上を図る

職層に応じた研修を充実させるとともに、キャリア教育研修・防災安全教育研修など、新たな教育課題に対応する研修を実施し、教員の指導

力や専門性の向上を図りました。

また、校務支援システムの導入により、教員が児童・生徒と向き合う時間を増やすとともに、情報教育アドバイザーを各校に年1回派遣し、教員がICTを活用した分かりやすい授業を実施するため、電子黒板の活用等の研修や学校ホームページの作成等の支援を行いました。

しかし、ベテラン教員の大量退職に伴い、経験年数の浅い教員の割合が高くなっており、教員の指導力と対応力の育成が課題となっています。

また、区立学校においても体罰事案が発生しており、体罰の根絶に向けた取り組みを推進する必要があります。

(6) 社会で活躍する子どもを育てる

ALTの配置により、小学校における外国語活動を1年生から実施するとともに、「イングリッシュ・サマーキャンプ」・「中学生海外交流」等を通じて国際理解教育を推進するとともに、「情報教育」・「環境教育」・「キャリア教育」等の推進により、社会で活躍する人材の育成に取り組んできました。

平成26年度（2014年度）北区の基礎・基本の定着度調査では、中学校英語は目標値を上回っていますが、さらに目標値を達成した生徒の割合を増やすことが課題です。一方、特に中学校の理科については、目標値を達成していない分野があり、理数教育の更なる充実が望まれます。

また、2020年開催予定の東京オリンピック・パラリンピックを見据え、義務教育段階からグローバル化に対応した教育環境づくりや社会環境の変化に対応した教育を推進していくことが必要です。

(7) 特色ある学校づくりを推進する

児童・生徒、保護者へのアンケート結果を踏まえた学校の自己評価や、学校評議員等による学校評価を学校経営に生かし、開かれた学校づくりを推進し、学校経営力の強化を図ってきました。

また、コミュニティ・スクールの指定を推進し、西ヶ原小学校に加えて平成26年度（2014年度）から赤羽台西小学校を指定し、地域とともにある学校づくりを進めています。

学校・家庭・地域の共通理解と相互連携を深め、地域に根ざした教育をさらに推進していく必要があります。

視点2 家庭・地域の教育力向上を支援する

(8) 家庭教育を支援する

ブックスタートや3歳児絵本プレゼントなど、子どもと保護者を本や図書館と結びつけ、家庭教育の基盤づくりに努めてきました。

また、就学前の子どもをもつ保護者に対する家庭教育に関する講座の開催や子育てグループの形成・活動支援を行ってきました。

学校のPTA活動においては、PTA会員を対象として教育に対する見識の高揚や、資質の向上に向けた研修会や講習会を区と共催で実施しており、その活動を支援してきました。

全ての教育の出発点である家庭教育について、保護者が子どもの教育に第一義的責任を有していることを踏まえ、家庭教育の自主性を尊重しつつ、家庭における教育の基盤づくりを支援していく必要があります。

(9) 就学前の教育機能の向上を図る

「北区版保幼小接続期カリキュラム」を作成するとともに、コーディネーターを派遣し、普及・啓発を図ってきました。また、保幼小の交流事業、5歳児および4歳児担任の指導力向上を目指した研修会の実施により、幼稚園・保育園と小学校教育との円滑な接続を図ってきました。

少子化のなかで、就学前教育・保育の重要性が増しており、保護者の就労の有無によらず全ての子どもを対象とした就学前教育の実施が課題となっています。そのため、「子ども・子育て関連3法」に基づく「子ども・子育て支援新制度」に沿った、新たな教育施策の推進が期待されています。

(10) 地域とともに子ども、学校を支援する

北区では「学校支援ボランティア活動推進事業」として様々な技能や知識をもつ地域の人が学校を支援する活動を進めており、平成26年度（2014年度）には全小・中学校にスクールコーディネーターを配置しました。

また、地域住民の参画を得ながら、放課後の子どもの安全・安心な居場所として「放課後子ども教室」と「学童クラブ」等の機能を併せもつ「放課後子どもプラン（わくわく☆ひろば）」事業を、平成26年度（2014年度）現在10校で実施しています。

地域全体の教育力向上を図るためには、学校施設を有効に活用するとともに、地域人材の発掘と育成により、学校を核とした地域コミュニティの形成を目指した取組を進める必要があります。

視点3 生涯を通じた学びを応援する

(11) 学習、文化・芸術、スポーツ活動を振興する

生涯学習分野では、区民大学やスーパーサイエンススクールをはじめとして、様々なニーズをもつ区民を対象とした各種講座や講習会を開催し区民の学習意欲に応えられるよう努めてきました。また、区民や団体等が主体となって企画運営する学習の場づくりの支援を進めるなど、多様な学習機会の拡充に努めるとともに、総合的な学習活動の拠点として、中央図書館のサービスの充実、利用者の利便性等の向上を図っています。

今後は、区民がこれまで培ってきた知識や技術を地域や学校で生かせる仕組みづくりが必要です。

スポーツ分野では、地区体育館の整備や校庭夜間開放の充実など、地域で身近にスポーツ活動ができる場所の整備を図るとともに、ナショナルトレーニングセンター（NTC）と連携しトップレベルのスポーツ選手との交流やスポーツの指導を通じ、小・中学生にスポーツの楽しさや継続することの大切さを体得してもらう「トップアスリート交流教室」を開催するなど、スポーツ活動の振興を図ってきました。

今後は、身近でスポーツ・運動ができる仕組みづくりと東京オリンピック・パラリンピックを契機とした、スポーツ参加機会の拡充とスポーツ活動の充実を図る必要があります。

文化・芸術分野では、国史跡中里貝塚の貝層剥ぎ取り標本の飛鳥山博物館への常設展示や無形民俗文化財を保存・継承していくための補助金交付等の支援など、文化財の保護・活用と保存・継承を行いながら、魅力的な文化・歴史学習の推進を図ってきました。

一方、グローバル社会が進展するなか、ふるさと北区への愛着を深め、その魅力を発信する事が課題となっています。今後も、区民との協働をさらに推進するとともに、区民の郷土への愛着や関心を深めていく多彩で魅力的な事業を展開していく必要があります。

(12) 安全・安心な教育環境を整備する

学校適正配置については、小学校の小規模化に対応し、教育環境の改善と向上を図るため、「東京都北区立学校適正規模等審議会第三次答申」を踏まえ、平成24年（2012年）2月に東京都北区立学校適正配置計画を策定しました。順次、ブロック毎に具体的な協議に着手し、平成26年（2014年）4月に滝野川第一小学校と滝野川第七小学校を統

合し、田端小学校を開設しました。

学校改築をはじめとした教育環境の整備については、桐ヶ丘中学校の新校舎開設を皮切りに、平成26年度（2014年度）までに8校の改築事業を終えました。当面の間、改築時期を迎えるに至らない学校については、施設の長寿命化や教育環境の充実を図るため、大規模な改修工事（リフレッシュ改修）に着手しました。

一方、トイレの洋式化や災害に強い施設づくり等、施設・設備面での対応が求められている課題があります。

安全・安心な教育環境を目指し、計画的に施設や設備を整備するなど、ソフト・ハード両面で教育環境を向上させていくことが必要です。

まとめ

「北区教育ビジョン2010」については、既に述べたように3つの視点から「取組の方向」を示し、数多くの事業を実施してきました。

十分な成果を得られなかったものもありましたが、全体的には、計画に沿った推進が図れたものと考えます。

今後は、これまでの取組の成果と課題を踏まえ、新たな教育委員会制度のもとで区長部局と一体となり、社会の変化に柔軟に対応しつつ、新たな取組や事業の再構築を図っていきます。

第3章 「北区教育ビジョン2015」の基本的な考え方

1. 北区の教育を取り巻く環境の変化

(1) 教育をめぐる環境の変化

今、地球規模で、社会は激しく急速な変化を続けています。

経済のグローバル化や情報通信技術（ICT）の発展などを背景として、環境問題や食糧・エネルギー問題など、様々な課題に国際社会は直面しています。

これに加え、少子・高齢化の進展をはじめ日本固有の課題も山積しており、地球規模の課題と相まって私たちの生活に大きく影響し、今日の教育を取り巻く切実な諸課題へとつながっています。

また、平成23年（2011年）3月11日に発生した東日本大震災は、教育環境を含む社会全体のあり方を「安全・安心」の視点で見直すことや、地域のきずなづくりの重要性の再認識など、その後の日本社会に大きな影響を与えています。

平成32年（2020年）に東京でオリンピック・パラリンピックを開催することが決定し、多くの国民に夢と希望を与えてくれました。ナショナルトレーニングセンター（NTC）や、東京都障害者総合スポーツセンターがある北区にとって、世界最大のスポーツイベントの開催は、スポーツや文化の振興、生涯学習の充実などを進める絶好の機会であり、地域の活性化や産業振興の面からも期待が高まっています。

国は、このような社会状況を踏まえ、平成25年（2013年）6月に「第2期教育振興基本計画」を定め、「自立」「協働」「創造」の3つの理念と、①社会を生き抜く力の養成、②未来への飛躍を実現する人材の養成、③学びのセーフティネットの構築、④絆づくりと活力あるコミュニティの形成、という4つの基本的方向性、そして8つの成果目標を掲げ、未来を担う人づくりの指針を示しました。

また、国は、教育委員会制度の大幅な見直しを進め、平成26年6月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」を改正しました。改正の目的は「教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図ること」です。主な改正点は、①教育委員長と教育長を一体化した新「教育長」を設置する、②新教育長へのチェッ

ク機能の強化と会議の透明化を図る、③全ての地方公共団体に「総合教育会議」を設置する、④教育に関する「大綱」を首長が策定すること、の4点です。平成27年度（2015年度）から施行されますが、これまでも増して、地域の実情等を踏まえた地方教育行政を、区長部局と一体となって推進していくことが大切です。

このほか、文部科学大臣の諮問機関である「中央教育審議会」は、平成26年（2014年）10月、学年の区切りを自由に設定できる「小中一貫教育校（仮称）」と別々の小学校と中学校が統一したカリキュラムで学ぶ「小中一貫型小・中学校（仮称）」の制度化をとりまとめました。さらに、幼児教育の無償化について段階的に進めることや、小・中学校で行われている「道徳の時間」の教科化なども、現在、国において検討が進められています。

これらの動向を注視しながら、今後適切な対応を図る必要があります。

東京都は、平成25年（2013年）4月に、「東京都教育ビジョン（第3次）」を策定し、この中で、社会全体で子どもの「知」「徳」「体」を育み、グローバル化の進展など変化の激しい時代における、自ら学び考え行動する力や社会の発展に主体的に貢献する力を培うという基本理念を示しました。そして、この基本理念を実現するため、①一人ひとりの個性や能力に着目し、最大限に伸ばすとともに、自己肯定感を高める、②「知」「徳」「体」の調和のとれた生きる基盤を培う、③変化の激しい社会を生き抜く思考力・判断力・表現力や創造力等を育てる、④社会の一員としての自覚と行動力、社会の発展に貢献しようとする意欲を高める、⑤学校、家庭、地域・社会が相互に連携・協力して子どもを育てる、という5つの視点を重視して教育施策を展開するとしています。

本ビジョンを推進していくこれからの時代は、かつて経験したことのない、より一層変化の激しい時代になることが予想されます。

人口減少社会の進展による社会活力の低下、さらなるグローバル化と経済・産業構造及び雇用環境の変化、ICTの進歩・発展に伴う生活様式の変容、知識基盤社会への移行、地球規模の課題の深刻化等々、今後の日本そして地域には、変化に伴い乗り越えなければならない困難な課題が次々に出現することと思われれます。

これからの教育には、このような変化に対応し、他者と力を合わせて困難な課題に取り組み、地域を支え社会に貢献していくことのできる人材の育成が求められています。

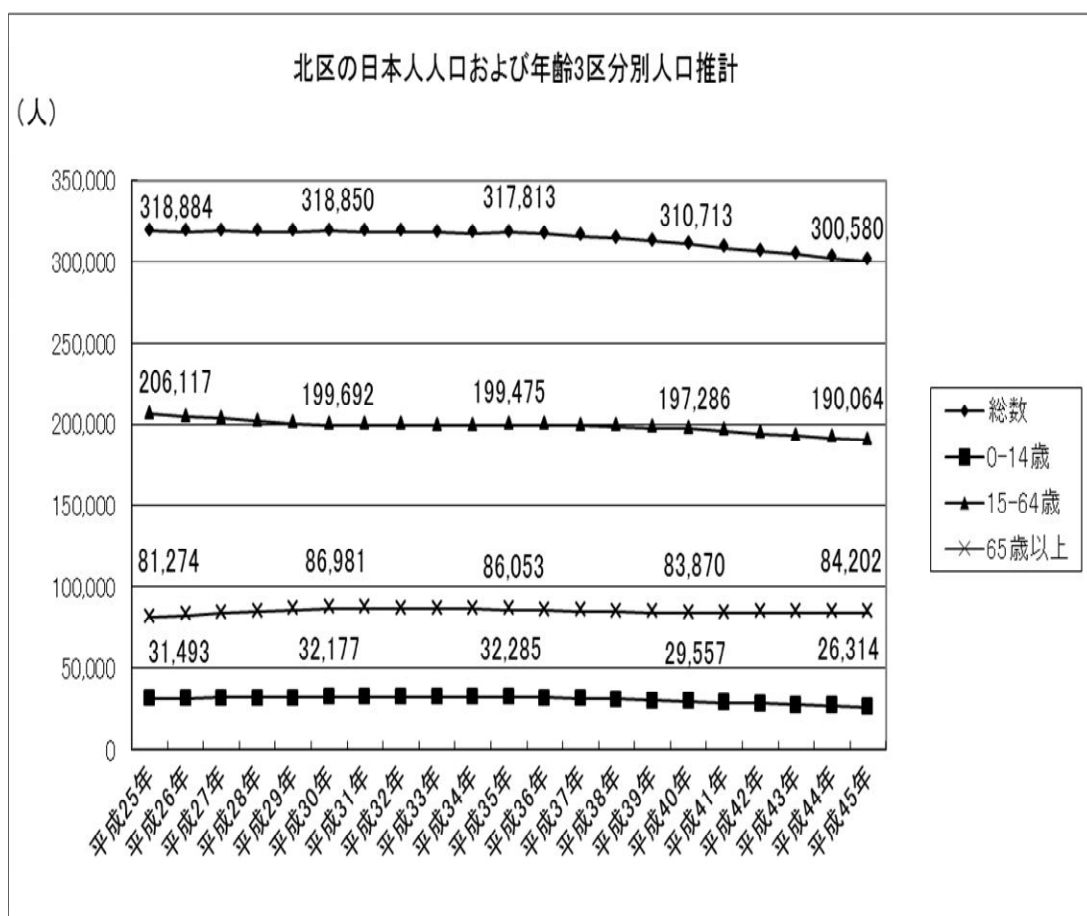
(2) 北区の教育を取り巻く状況

①人口の推移

少子高齢化が進む中で、日本はいわゆる「人口減少社会」に入りました。北区の人口についても、平成25年（2013年）に318,884人となっているものが徐々に減少し、平成45年（2033年）の推計値では300,580人となっています。

また、年少人口（0～14歳）については、平成25年（2013年）に31,493人となっているものが、平成30年（2018年）には32,177人、平成35年（2023年）には32,285人と増加傾向が続いたのち、平成40年（2028年）には29,557人、平成45年（2033年）には26,314人となっており、現在の年少人口を割り込む推計となっています。

地域の活力を維持・発展させるため、ファミリー世代の定住化が北区の大きな課題であり、教育の充実による定住化の促進が期待されています。人口の推移に適切に対応し、将来の人口を見通した施策展開や、学校をはじめとする施設整備を行う必要があります。



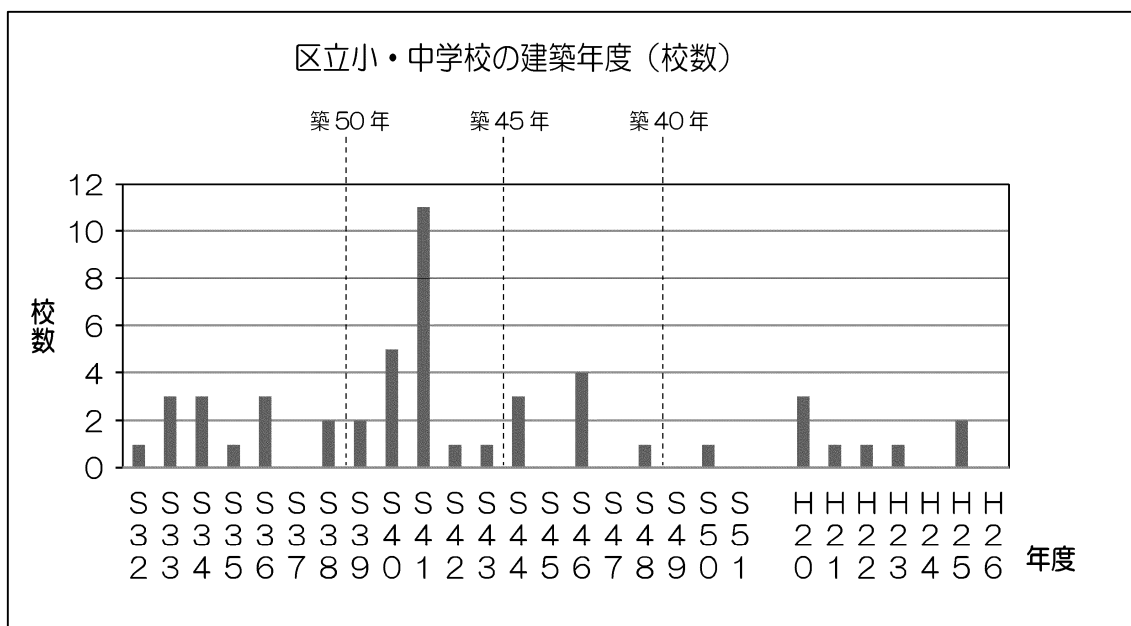
「北区人口推計調査報告書」平成25年（2013年）3月

②施設の老朽化

区立小・中学校の校舎については、全49校中改築を終了したのが8校です。残りの41校をみると、昭和30年代に建築されたものが15校で、その内の13校は建築後50年を経過しています。また、北区における校舎の建築ラッシュとなった昭和41年（1966年）までを含めると、改築校を除く約8割の学校が建築後45年を超えています。このため、「北区立小・中学校改築改修計画」に基づき、計画的な改築改修を進めていますが、財政上の負担が大きく、財源の確保が大きな課題です。

また、平成25年（2013年）7月に策定した「北区公共施設再配置方針」では、学校施設をコミュニティ活動の拠点として位置付け、学校の建替えや改修時には、可能な範囲で周辺にある施設の集約化・複合化を図るとしています。

学校は、児童・生徒の学習の場、生活の場であり、また、地域のコミュニティ活動の拠点でもあります。安全・安心で快適な教育環境を確保するとともに、学校施設を多機能化し、他施設との共有、共用を進めることが重要な課題となっています。



「北区立小・中学校改築改修計画」平成26年（2014年）3月

③全国学力・学習状況調査の結果

平成26年度（2014年度）に実施された「全国学力・学習状況調査」の小学校6年生及び中学校3年生を対象とした調査の結果をみると、小学校6年生は、国語、算数とも全国平均を上回っています。東京都平均と比べても、「算数A」が若干低くなっていますが、それ以外は全て上回っています。

中学校3年生は、全国平均に比べ「国語A」と「数学A」は低く、「国語B」と「数学B」はほぼ同じとなっていますが、東京都平均と比べると国語、数学とも下回っています。

今後も、学力・学習状況の調査結果の分析を行い、課題を正しく把握して、正答率の低い分野を中心に、全体の向上を図っていく必要があります。

全国学力・学習状況調査結果(小学校6年生)

		北区	東京都	全国
国語A:主として知識	平成25年度	○ 64.6	64.8	62.7
	平成26年度	◎ 76.3	75.5	72.9
国語B:主として活用	平成25年度	○ 50.5	52.1	49.4
	平成26年度	○ 57.3	57.2	55.5
算数A:主として知識	平成25年度	○ 76.5	78.4	77.2
	平成26年度	○ 79.1	79.4	78.1
算数B:主として活用	平成25年度	○ 59.3	60.8	58.4
	平成26年度	◎ 61.2	61.2	58.2

全国学力・学習状況調査結果(中学校3年生)

		北区	東京都	全国
国語A:主として知識	平成25年度	○ 75.3	77.3	76.4
	平成26年度	○ 78.2	80.7	79.4
国語B:主として活用	平成25年度	○ 66.6	69.3	67.4
	平成26年度	○ 51.1	53.2	51.0
数学A:主として知識	平成25年度	○ 63.1	65.2	63.7
	平成26年度	○ 66.6	68.8	67.4
数学B:主として活用	平成25年度	○ 40.5	43.2	41.5
	平成26年度	○ 59.8	61.8	59.8

全国の正答率に対して+3ポイント以上の場合 ◎

全国の正答率に対して-3ポイント以上+3ポイント未満の場合 ○

全国の正答率に対して-3ポイント未満の場合 △

「全国学力・学習状況調査」平成25年度（2013年度）・平成26年度（2014年度）

④いじめの認知件数

近年、いじめに起因する深刻な事件が大きく報道され社会問題となっています。

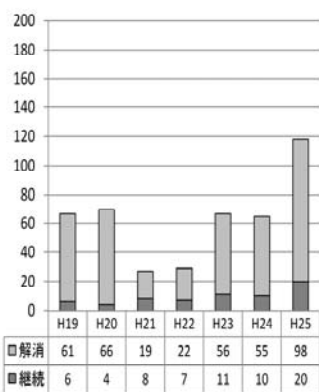
北区における平成23年度（2011年度）以降の推移をみると、中学校については、減少傾向が顕著となっています。一方、小学校については、Q-Uの実施による早期発見や、「いじめ」が疑われるケースは「いじめ」と判断した場合が多いことなどの要因もあり、平成25年度（2013年度）の認知件数は前年度に比べ2倍近くの増となっています。

いじめの発生を減らすことはもとより、発生したいじめを確実に認知しその解消率を高めること、すなわち「いじめの早期発見と早期解消」が大切です。

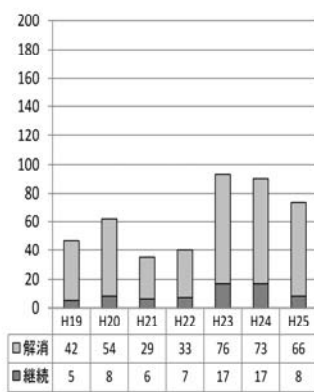
北区立小・中学校いじめ認知件数の年度推移（平成19年度以降）

項目	平成19年度			平成20年度			平成21年度			平成22年度			平成23年度			平成24年度			平成25年度		
	小学校	中学校	合計	小学校	中学校	合計	小学校	中学校	合計	小学校	中学校	合計	小学校	中学校	合計	小学校	中学校	合計	小学校	中学校	合計
いじめ	67	47	114	71	63	134	27	37	64	30	40	70	67	96	163	66	90	156	120	74	194
・解消	61	42	103	66	54	120	19	29	48	22	33	55	56	76	132	55	73	128	98	66	164
・継続	6	5	11	4	8	12	8	6	14	7	7	14	11	17	28	10	17	27	20	8	28
解消率	91.0%	89.4%	90.4%	93.0%	85.7%	89.6%	70.4%	78.4%	75.0%	73.3%	82.5%	78.6%	83.6%	79.2%	81.0%	83.3%	81.1%	82.1%	81.7%	89.2%	84.5%

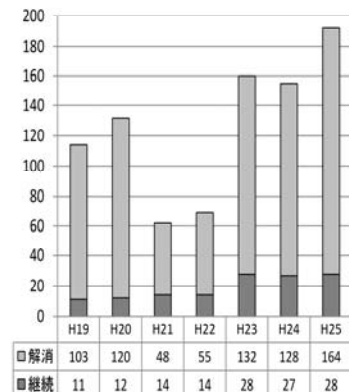
問題行動調査（いじめ）推移 北区立小学校



問題行動調査（いじめ）推移 北区立中学校



問題行動調査（いじめ）推移 北区立小・中



「児童・生徒の問題行動等指導上の諸問題に関する調査」

⑤不登校児童生徒数

区立小・中学校の不登校児童・生徒の年度別の人数をみると、小学校については、平成21年度（2009年度）～23年度（2011年度）は30人台で推移していましたが、平成25年度（2013年度）には、50人台となっています。中学校については、平成22年度（2010年度）をピークに以降は、減少傾向でしたが平成25年度（2013年度）は若干増加しています。

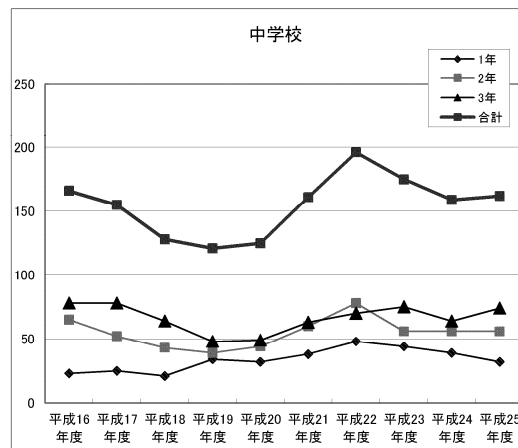
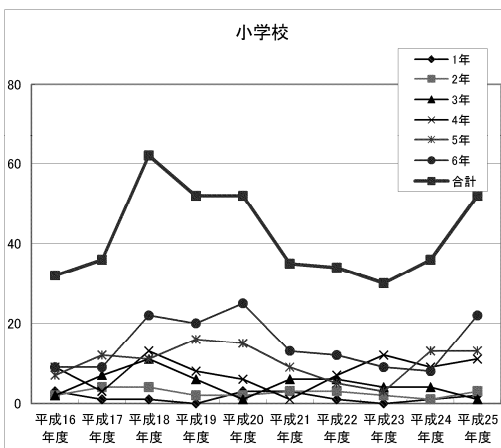
国が実施した「平成25年度（2013年度）児童・生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の結果をみると、北区の不登校児童・生徒の出現率は小学生が0.45%、中学生が3.53%で、ともに全国の値を上回っています。今後、対応のさらなる充実が求められています。

不登校児童、生徒数の学年別の変遷

小学校										
	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
1年	3	1	1	0	3	3	1	0	1	2
2年	2	4	4	2	2	3	3	2	1	3
3年	2	7	11	6	1	6	6	4	4	1
4年	9	3	13	8	6	1	7	12	9	11
5年	7	12	11	16	15	9	5	3	13	13
6年	9	9	22	20	25	13	12	9	8	22
合計	32	36	62	52	52	35	34	30	36	52
男子	20	21	36	30	29	21	24	19	20	28
女子	12	15	26	22	23	14	10	11	16	24
在籍児童数	11,229	11,293	11,343	11,508	11,805	11,714	11,721	11,635	11,536	11,581
小出現率	0.28%	0.32%	0.55%	0.45%	0.44%	0.30%	0.29%	0.26%	0.31%	0.45%
都小出現率	0.33%	0.32%	0.34%	0.34%	0.33%	0.33%	0.34%	0.36%	0.34%	0.43%
国小出現率	0.32%	0.32%	0.33%	0.34%	0.32%	0.32%	0.32%	0.33%	0.31%	0.36%

中学校										
	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
1年	23	25	21	34	32	38	48	44	39	32
2年	65	52	43	39	44	60	78	56	56	56
3年	78	78	64	48	49	63	70	75	64	74
合計	166	155	128	121	125	161	196	175	159	162
男子	88	80	60	59	68	99	109	88	94	94
女子	78	75	68	62	57	62	87	87	65	68
在籍生徒数	4,779	4,585	4,405	4,368	4,309	4,396	4,495	4,628	4,605	4,586
中出現率	3.47%	3.38%	2.91%	2.77%	2.90%	3.66%	4.36%	3.78%	3.45%	3.53%
都中出現率	3.17%	3.12%	3.24%	3.23%	3.15%	3.09%	3.07%	2.93%	2.76%	3.03%
國中出現率	2.73%	2.75%	2.86%	2.91%	2.89%	2.77%	2.73%	2.64%	2.56%	2.69%

小中合計										
	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
男子	108	101	96	89	97	120	133	107	114	122
女子	90	90	94	84	80	76	97	98	81	92
総計	198	191	190	173	177	196	230	205	195	214
小中在籍数	16,008	15,878	15,748	15,876	16,114	16,110	16,216	16,263	16,141	16,167
合計出現率	1.24%	1.20%	1.21%	1.09%	1.10%	1.22%	1.42%	1.26%	1.21%	1.32%
都出現率	1.15%	1.11%	1.15%	1.16%	1.13%	1.13%	1.13%	1.11%	1.06%	1.20%
国出現率	1.14%	1.13%	1.18%	1.20%	1.18%	1.15%	1.13%	1.12%	1.09%	1.17%



⑥全国体力・運動能力、運動習慣等調査

小・中学校の男子・女子ともに、東京都の数値を下回っている項目が、多い結果となっています。

また、小・中学校の男子・女子ともに、平成26年度（2014年度）は平成25年度（2013年度）よりも東京都の数値を下回る項目数が増加している結果となっています。

子どもの体力・運動能力等の低下は全国的な傾向ですが、北区においても大きな課題であり、取組の充実が強く求められています。

小5男子	平成25年度		平成26年度	
	北区	東京都	北区	東京都
1 握力(kg)【筋力】	○17.15	16.96	△16.6	16.64
2 上体起こし(回)【筋持久力】	△19.74	19.79	△19.3	19.85
3 長座体前屈(cm)【柔軟性】	△33.13	33.66	△33	33.49
4 反復横跳び(点)【敏捷性】	○42.33	41.32	○42.6	41.89
5 20mシャトルラン(回)【全身持久力】	○51.01	50.83	△50.4	50.96
6 50m走(秒)【スピード】	○9.23	9.32	○9.2	9.26
7 立ち幅跳び(cm)【瞬発力】	△150.17	150.87	△150.7	151.67
8 ボール投げ(m)【投能力】	○22.76	22.62	○22.6	22.31

小5女子	平成25年度		平成26年度	
	北区	東京都	北区	東京都
1 握力(kg)【筋力】	○16.6	16.35	△16.3	16.06
2 上体起こし(回)【筋持久力】	△17.9	18.38	△18.4	18.62
3 長座体前屈(cm)【柔軟性】	△37.6	37.99	△37.9	38.06
4 反復横跳び(点)【敏捷性】	○39.7	38.96	○40.7	39.61
5 20mシャトルラン(回)【全身持久力】	△36.5	37.97	△38.2	38.81
6 50m走(秒)【スピード】	○9.5	9.57	○9.5	9.54
7 立ち幅跳び(cm)【瞬発力】	△142.1	143.23	△143.2	144.54
8 ボール投げ(m)【投能力】	△13.1	13.2	○13.7	13.09

中2男子	平成25年度		平成26年度	
	北区	東京都	北区	東京都
1 握力(kg)【筋力】	○29.43	28.74	○28.8	28.63
2 上体起こし(回)【筋持久力】	○27.21	27.11	△26.7	27.06
3 長座体前屈(cm)【柔軟性】	△38.1	41.06	△38.3	41.08
4 反復横跳び(点)【敏捷性】	△49.3	49.94	△49.7	50.81
5 20mシャトルラン(回)【全身持久力】	○91.03	80.22	△80.5	81.58
6 50m走(秒)【スピード】	○7.96	8.12	△8.1	8.05
7 立ち幅跳び(cm)【瞬発力】	○189.65	188.91	△188.4	190.96
8 ボール投げ(m)【投能力】	○20.49	20.29	△20.2	20.37

中2女子	平成25年度		平成26年度	
	北区	東京都	北区	東京都
1 握力(kg)【筋力】	○23.69	23.37	○23.6	23.38
2 上体起こし(回)【筋持久力】	△21.92	22.88	△22.7	22.83
3 長座体前屈(cm)【柔軟性】	△41.74	43.83	△42.2	43.84
4 反復横跳び(点)【敏捷性】	△43.42	44.57	△44.4	45.3
5 20mシャトルラン(回)【全身持久力】	○57.83	54.05	△50.7	54.7
6 50m走(秒)【スピード】	○8.93	8.94	○8.8	8.86
7 立ち幅跳び(cm)【瞬発力】	△159.51	162.11	△161.1	163.81
8 ボール投げ(m)【投能力】	12.25	12.25	△12.1	12.16

都に比較して高い○、低い△

「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」平成25年度（2013年度）・平成26年度（2014年度）

⑦学校のICT機器整備状況

北区では、平成19年度（2007年度）から他の自治体に先駆けて、学習用パソコンを各学校のパソコン教室に配置し、電子黒板は、全小学校へ1台ずつ、中学校は、平成27年度（2015年度）までに全教室に配置する予定です。また、小学校の全教室にデジタルテレビの配備を進めてきました。

平成24年度（2012年度）から校務の効率化と教員の負担軽減を図るため、校務用パソコンの導入も図りました。今後は、豊かな教育環境の整備に向けて、既に導入してきた機器・設備の更新を行うとともに、タブレットパソコン等の新たな機器・設備の導入を推進していく必要があります。

ICTは、今後一層社会に浸透し、国民生活等を支える社会基盤になっていくと考えられます。ICT機器の整備に併せて、子どもたちの情報活用能力の向上や情報モラルに関する教育の充実が求められています。

平成26年度 各小・中学校のICT機器整備状況

	校務用 パソコン	学習用 パソコン	デジタル テレビ	電子黒板	プロジェク ター	実物投影機	ブルーレイ レコーダー
小学校 37校	868台	2,806台	659台	45台	37台	567台	424台
中学校 12校	363台	857台	164台	196台	12台	120台	152台
計	1,231台	3,663台	823台	241台	49台	687台	576台

※電子黒板の台数には、デジタルテレビと組み合わせて使用する後付電子黒板も含む。

後付電子黒板の台数：小学校5台／中学校126台

【導入ソフトウェア】

マイクロソフトオフィス、eライブラリ、スカイメニュー 等

【ネットワーク】

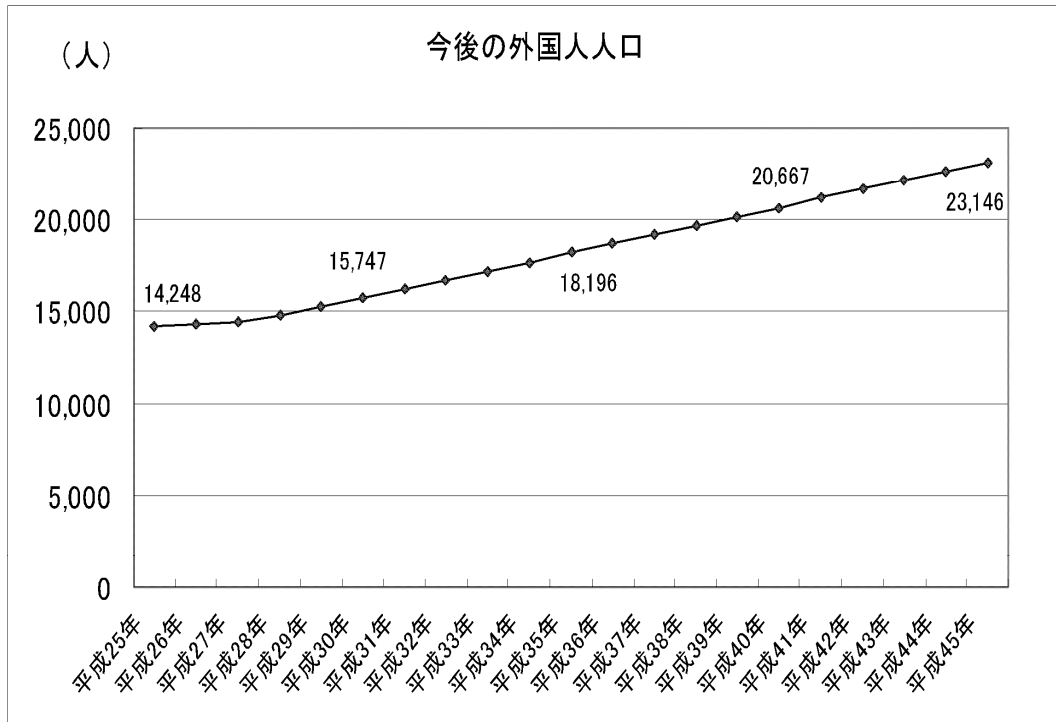
校内無線LAN（各フロアにアクセスポイント2～3台）

※新校舎及び一部の学校で各教室に有線LAN端子あり

⑧外国人児童・生徒数

区立小・中学校に通っている外国人児童・生徒は、平成21年度（2009年度）は163人でしたが、平成25年度（2013年度）には290人となり、127人、77.9%の増となっています。

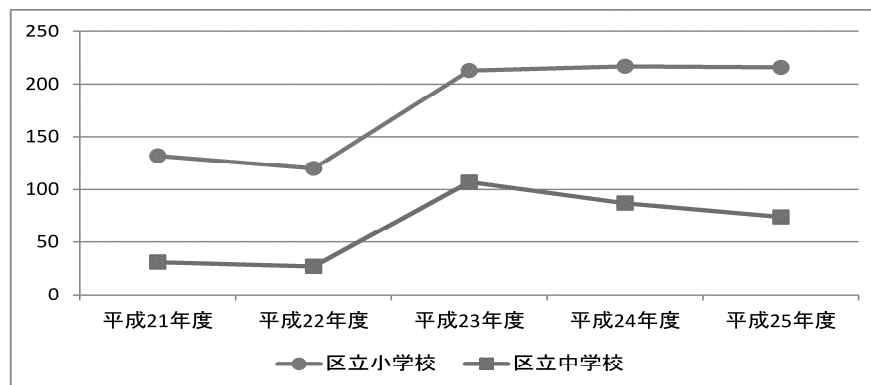
今後も、グローバル化の進展などにより、外国人児童・生徒の増加が見込まれます。帰国児童・生徒、外国人児童・生徒の実態に即した指導を行うとともに、グローバル教育の視点をもって対応していく必要があります。



「北区人口推計調査報告書」平成25年（2013年）3月

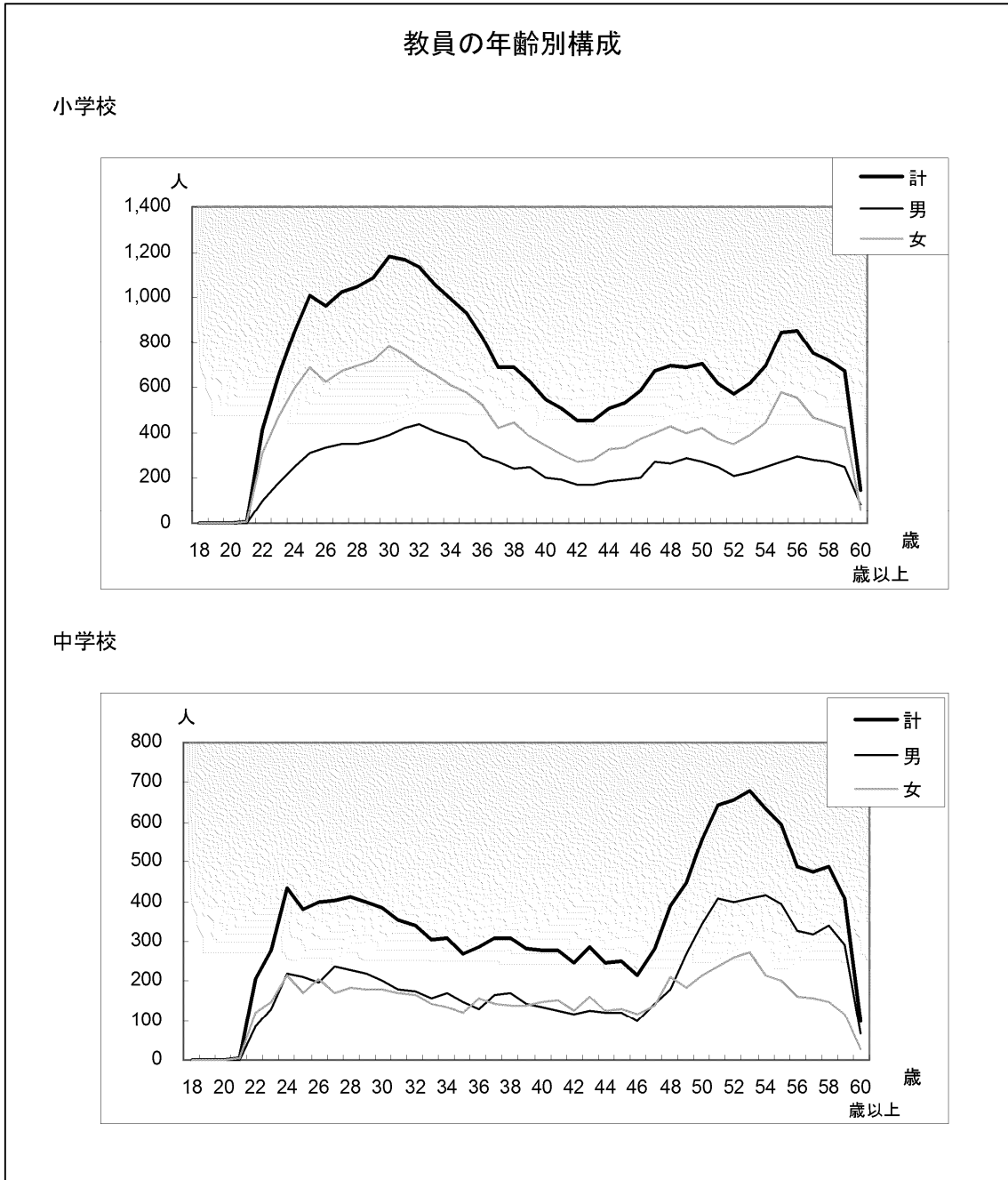
区小・中学校の外国籍児童・生徒数の推移

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
区立小学校	132	120	213	217	216
区立中学校	31	27	107	87	74
合計	163	147	320	304	290



◎教員の世代交代

小・中学校ともに、ベテラン教員の大量退職にともない、若手教員の割合が増加しています。しかし、中堅教員の数が少ないことから、経験豊かなベテラン教員のもつ知識や技術指導等のノウハウを若い世代の教員に確実に継承し、多様化する教育課題に的確に対応できる教員を育成することが喫緊の課題となっています。



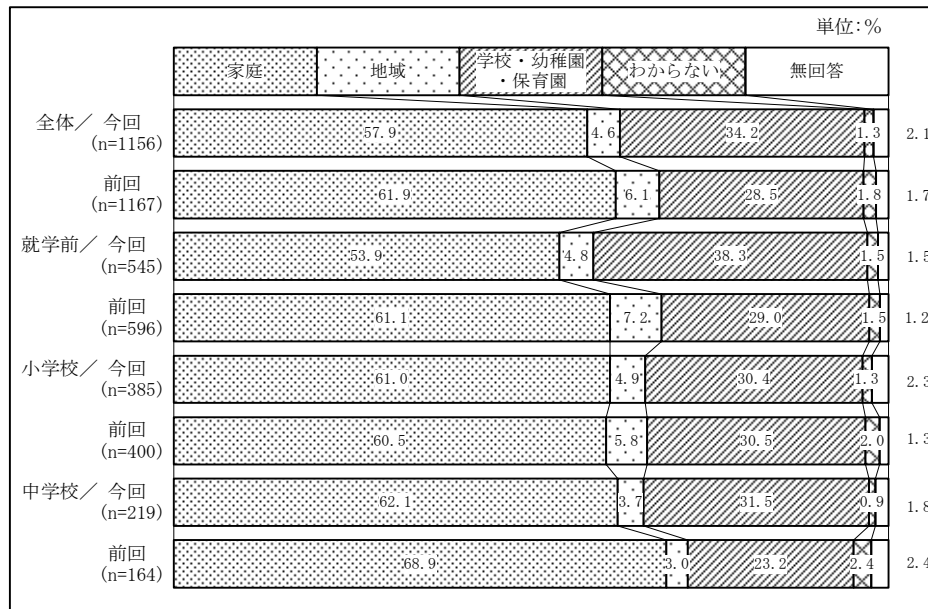
「公立学校統計調査報告書」平成 25 年度（2013 年度）

⑩「北区教育ビジョン2015」策定に関するアンケート調査報告書
【家庭における教育意識の希薄化】

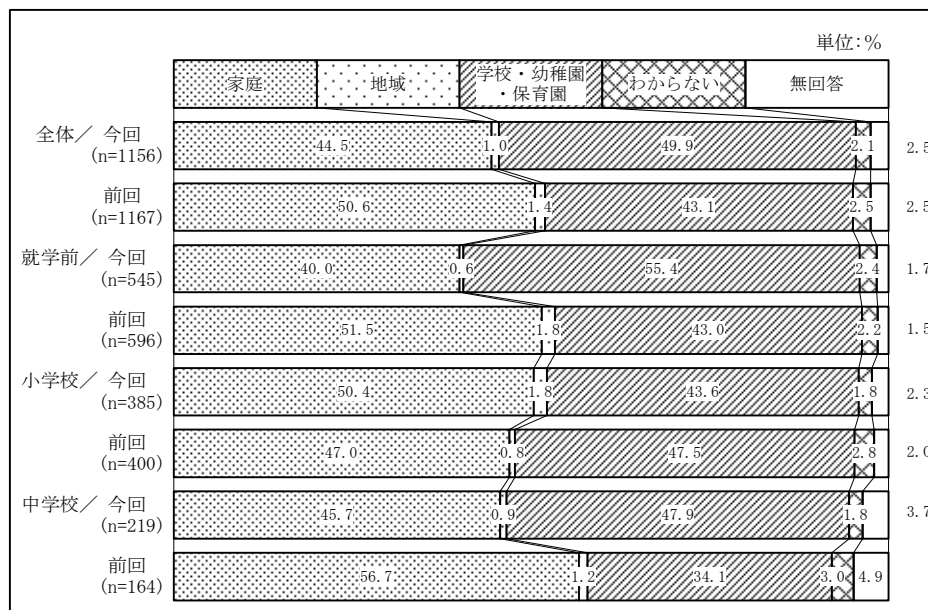
「他人を思いやるなどの豊かな心を身に付けさせる担い手」および「忍耐力、我慢すること、あきらめない心を身に付けさせる担い手」について、前回調査と比較すると、小学校では、「家庭」と回答した割合は横ばいとなっていますが、小学校就学前と中学校では大きく減少し、家庭における教育の意識が薄くなっている傾向が見られます。

保護者に「教育の第一義的責任を有する」ことの自覚を促し、生活習慣やしつけなど家庭における教育の重要性を様々な方法で発信するとともに、その支援策の充実を図ることが重要です。

他人を思いやるなどの豊かな心を身に付けさせる担い手



忍耐力、我慢すること、あきらめない心を身に付けさせる担い手

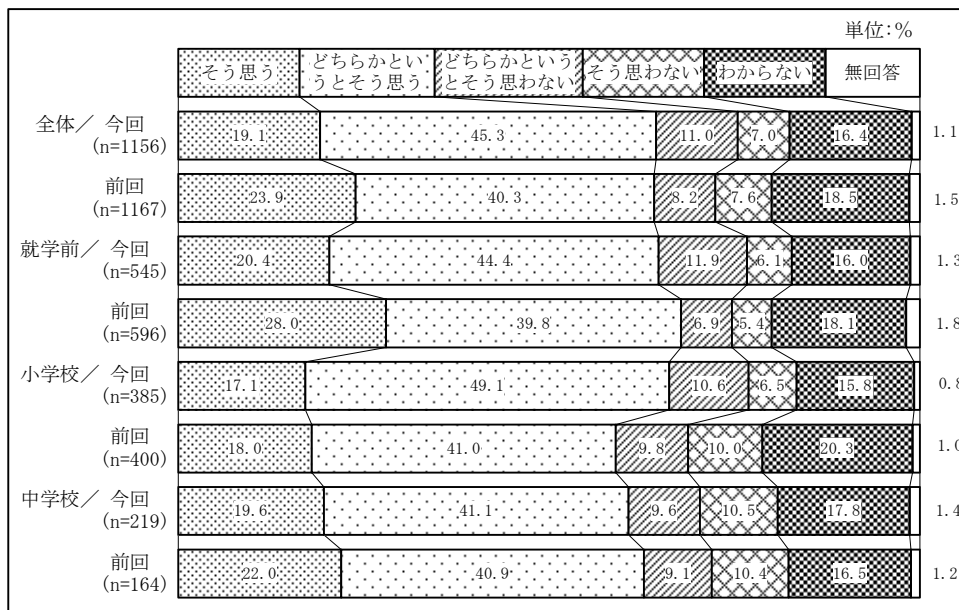


「北区教育ビジョン2015策定に関するアンケート調査報告書」平成26年（2014年）2月

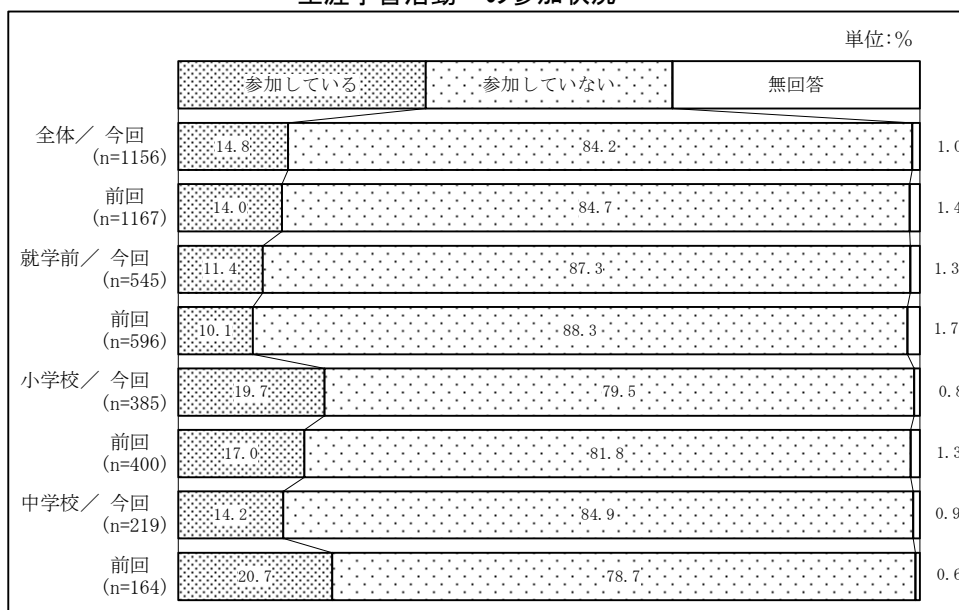
【生涯学習の振興】

「自分ができることを地域や学校で活かしたいか」との設問について、肯定的な回答（そう思う＋どちらかというと思う）が64.4%であるのに対し、「生涯学習活動への参加状況」についての設問では、84.2%が「参加していない」と回答しています。今後は、参加意欲があるのに実際に参加していないことの原因を明らかにして、生涯学習活動へ参加しやすい仕組みづくりを進める必要があります。

自分ができることを地域や学校で活かしたいか



生涯学習活動への参加状況



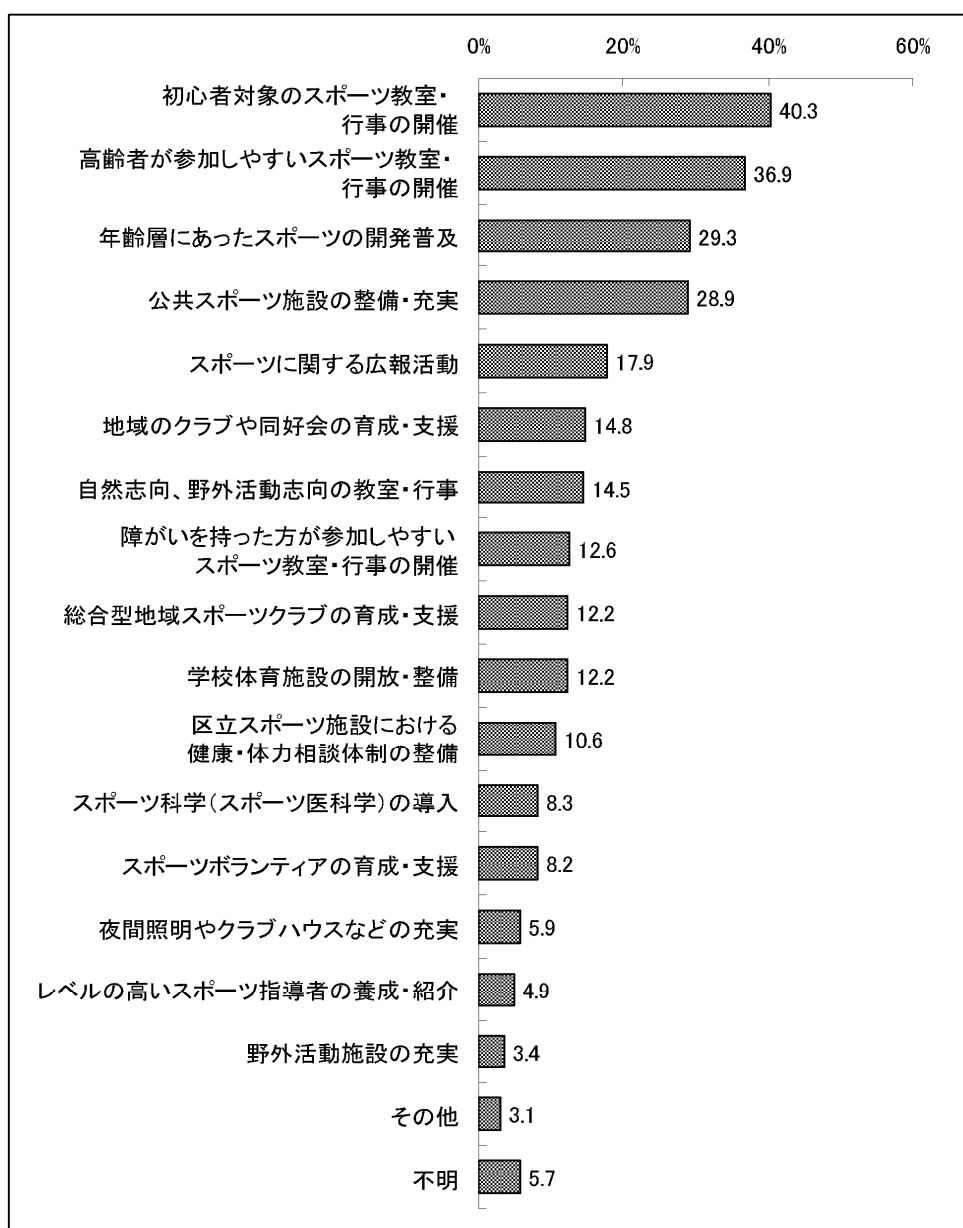
「北区教育ビジョン2015 策定に関するアンケート調査報告書」平成26年（2014年）2月

⑪スポーツに関する北区民アンケート調査報告書

【スポーツの推進】

「地域におけるスポーツ振興のために北区に力を入れて欲しいこと」として、「初心者対象のスポーツ教室・行事の開催」が40.3%と最も多く、次いで「高齢者が参加しやすいスポーツ教室・行事の開催」が36.9%、「年齢層にあったスポーツの開発普及」が29.3%の順となっています。初心者・高齢者向けのスポーツ教室や行事の開催が求められています。

地域におけるスポーツ振興のために北区に力を入れて欲しいこと



「スポーツに関する北区民アンケート調査報告書」平成 23 年（2011 年）9 月

2. 北区が目指すべき教育の方向

(1) 北区教育委員会の教育目標

北区教育委員会は、平成22年（2010年）1月に、次に掲げる教育目標を定め、これを達成するために様々な施策を総合的に推進しています。

北区教育委員会の教育目標

「教育先進都市・北区」の教育は、教育基本法に則り、人間尊重の精神を基調とする。

地域社会の一員としての自覚のもと、ふるさと北区に誇りをもち、自らの力で人生を切り拓き、広く国際社会に貢献することのできる、心身ともに健康で文化的な資質をもつ人間を育成することを目指す。

教育基本法の第1条では、教育の目的を「人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民育成」とし、第2条以降で、目的を実現するための基本的な考え方が定められています。

このような教育基本法の考え方を踏まえ、人間尊重の精神を基調としつつ、「教育先進都市・北区」の教育は、上記の教育目標に示した人間の育成を目指します。

(2) これからの北区の教育

上記の教育目標を達成するためには、教育を取り巻く環境が激しく変化中、これに伴う諸課題の一つひとつに適切に取り組んでいかなければなりません。それには、行政の力だけでなく、今まで以上に家庭や地域、関係機関や関係団体など、まさに地域社会が一体となって取組を展開していくことが重要です。また、限りある財源や人材等を有効かつ効果的に活用することも重要です。

北区教育ビジョン2010では、「義務教育の9年間は将来を生き抜いていく力を養うために最も重要な時期」であり、「知識基盤社会の中で生きる力を身に付けるため、基礎となる力の育成を保証していくことは、公教育の大きな使命」であるとの認識から、「生涯学習社会の構築を目指しつつも、その基となる学校教育に重点を置く」こととしていました。

本ビジョンにおいても、この考え方を踏襲するとともに、「家庭の教育力の

向上」に重点を置くこととします。

教育基本法第10条において「父母その他の保護者は、子の教育の第一義的責任を有する」とされており、教育の原点は親子のきずなとも言われています。

しかし、核家族化等の進展から家庭の教育力は依然として低下の傾向にあります。先にみたアンケート調査結果（P19参照）から分かるとおり、家庭教育に関する認識が、特に就学前の子どもをもつ保護者において希薄化していることは憂慮すべきことです。全国学力・学習状況調査の結果からも、基本的な生活習慣と学力等との相関関係が認められます。

「家庭の教育力の向上」は「古くて新しい」重要な課題であり、各自治体においても有効な手だてを模索している状況ですが、あえてこの困難な課題に正面から取り組むこととします。

また、北区教育ビジョン2010では、「北区学校ファミリー構想をもとに、地域や学校の特性を生かした取り組みを推進していく」こととしていました。

本ビジョンでは、この方向性の中で各施策の拡充を図り、学校ファミリーを基盤として、学校、幼稚園、保育園、児童館（子どもセンター、ティーンズセンター）などの関係機関、町会・自治会、青少年地区委員会などの地域団体等が、公私立や官民の垣根を越えて連携・協力し、育ちや学びを核とした地域づくり、絆づくりを目指していくこととします。

そして、「つながり」を重要視した教育、すなわち「0歳から発達段階に応じた学び・育ち」を切れ目なく実現するために、「きらきら0年生応援プロジェクト」をはじめとした就学前教育と小中一貫教育の充実、将来を見据えたキャリア教育の推進などを図っていきます。

なお、各施策の実施にあたっては成果指標の設定に努め、実施状況等の客観的な把握と評価につなげていきます。

2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催決定は、日本にとって大変明るいニュースとなり、多くの国民を元気付けました。

北区には、日本のトップアスリートが日々自己研鑽に励むナショナルトレーニングセンター（NTC）があります。また、東京都障害者総合スポーツセンターもあります。オリンピック、パラリンピックの存在を身近に感じながらスポーツにいそしむことのできる「トップアスリートのまち・北区」を内外に発信するとともに、スポーツ環境の充実に努め、スポーツの振興を図ることが、今こそ求められています。

また、オリンピックは、スポーツの祭典であるばかりでなく、主催する都市の文化や芸術を世界に発信する場でもあります。

オリンピック・パラリンピックの開催に伴い、「おもてなし」の心で来訪者

を迎えるためのボランティアの育成、各種講座や関連イベントの充実など、生涯学習の振興を図ることも重要です。

このような認識から、本ビジョンでは、「東京オリンピック・パラリンピックを契機とした生涯学習・スポーツの振興」を目指し、施策の充実を図ります。

3. 施策展開の3つの視点と5つの柱

(1) 3つの視点

先にみたとおり、経済・産業分野におけるグローバル化の進展や情報通信技術の目覚ましい進歩などに伴い、まさに地球規模で、変化の激しい先行き不透明な社会状況が出現しています。

このような時代にあって、少子高齢化をはじめとする日本及び地域の様々な課題に対処しつつ、たくましく生き抜いていく力をもった人間を育てることが、これからの教育に期待されています。

そのためには、何よりもまず、子どもたち一人ひとりが、確かな学力、豊かな人間性、生きるための健康や体力とともに、自ら学び、考え、行動する力を身に付けることが求められます。

そして、足もとの地域から地球規模にいたるまでの様々な課題に対処し、多様な価値観が共存するこれからの社会の中で、他者と手を携え、地域を支え社会に貢献できる人材となることが求められます。

そしてまた、自立して社会の一員としての役割を果たしつつ、その成果を次代につなぎ、次世代を育成していくことが求められています。

「教えられた者が教える側へ」。この考え方は、教員や地域活動の担い手として直接的に次世代の育成に携わることだけではありません。大人が子どもたちに範を示すことはもとより、北区で育った子どもが将来ノーベル賞を受賞したり、オリンピック・パラリンピックで金メダルを獲得するなど、国際的に認められる実績を残すことも、次世代にとって大きな希望や励みとなります。この意味で、地域を支え社会に貢献することは、直接的、間接的に次世代を育成する力となります。

大切なことは、先人に学び、学びから得た成果を次代へつなぎ、次世代を育てつつ、自らも生涯学び続けるといった、世代を超えてつながる学びを創造する意識を醸成し、そのための環境を整えることです。

このような認識から、「北区の教育を取り巻く環境」と「北区が目指すべき方向」を踏まえ、「教育先進都市・北区」の教育目標の実現を目指していく

えて、本ビジョンの施策全体を貫く視点として、以下の3つの視点を掲げます。

視点1 個の成長 <<自ら学び・考え・行動する力の育成>>

変化が激しく、多様化・複雑化する社会にあって、自立し生き抜いていく力を育みます。⇒『まなび』

視点2 協働と貢献 <<地域を支え社会に貢献する人づくり>>

個の成長により活躍の場を広げ、他者と協働し地域を支え、社会に貢献する人材を育成します。⇒『ささえ』

視点3 継承と循環 <<世代を超えてつなげる学びの創造>>

教えられた者が教える側へ、世代を超え、生涯を通じた学びのつながり（教育循環型社会）を創造します。⇒『つなぐ』

「個の成長」、「協働と貢献」、「継承と循環」をそれぞれ「学ぶこと」、「支えること」、「つなぐこと」と捉え、3つの視点に込められた本ビジョンの基本的な考え方を「まなび・ささえ・つなぐ」と象徴的に表現します。

また、この3つの視点は、国の「教育振興基本計画」が掲げる3つの理念「自立」「協働」「創造」と、「東京都教育ビジョン（第3次）」が掲げる基本理念「社会全体で子供の知、徳、体を育み、グローバル化の進展など変化の激しい時代における、自ら学び考え行動する力や社会の発展に貢献する力を培う」の趣旨を包含するものです。

グローバル化の激流の中で、いわゆる「人、モノ、カネ、情報」が激しく行き交い、まさに混沌とした社会状況が出現しています。しかし、それはまた、多様な文化や価値観が出会い、刺激し合いながら新たな価値を生み出していく場でもあります。

激変の時代を一人ひとりが豊かに生きるために「まなび・ささえ・つなぐ」、これが3つの視点に託した本ビジョンの主題です。

（2）5つの柱

教育目標の実現に向けて、今後、取り組むべき施策を、以下に掲げる5つの柱により体系化し総合的な展開を図ります。

I 学校教育の充実

学校教育の使命は未来を担う人づくりです。まず、何よりも、子どもたちの確かな学力と豊かな人間性、健やかな体を育むことが重要です。北区の特色で

ある学校ファミリーを基盤として、就学前教育とともに義務教育9年間を通して小中一貫教育をさらに充実させ、学習での「つまずき」の解消を図るとともに、学校、家庭、地域が一体となって特色ある教育を推進します。

また、豊かな心の育成に向けて、人権教育や道徳教育、体験活動の充実を図るとともに、北区いじめ防止条例を踏まえた、いじめの早期発見と解消に努め、その根絶を目指します。

食育や学校保健の充実を図るとともに、子どもたちの体力・運動能力の向上を図る施策の充実に努めます。

特別な支援を必要とする児童・生徒や帰国子女、外国人児童・生徒、不登校児童・生徒等について、個に応じたきめ細やかな教育の充実に努めます。

グローバル化が進むこれからの時代をたくましく生き抜き、社会に貢献できる人材を育成するために、子どもたちの語学力・コミュニケーション能力、幅広い視野、論理的思考力等の資質や能力を育みます。

【取組の方向】

- 1 「0歳からの育ち・学びを支える」
- 2 「確かな学力を保証する」
- 3 「豊かな心を育む」
- 4 「健やかな体を育てる」
- 5 「個に応じた教育を推進する」
- 6 「グローバル社会で活躍できる子どもを育てる」

Ⅱ 教育環境の向上

ベテラン教員の大量退職に伴い、経験年数の浅い教員の資質や能力の向上が緊急の課題です。各種研修の充実と教育アドバイザーによる訪問指導の充実を図ります。また、体罰の根絶を目指し、部活動指導におけるコーチング手法の導入や、教員の指導力の向上に努めます。

児童・生徒が安全・安心で快適に過ごせるよう、老朽化した学校施設の改修・改築をはじめ、トイレの洋式化や特別教室への空調機の設置、防犯カメラの設置などを計画的に進めます。

教育相談体制の充実に向けて、スクールソーシャルワーカーを拡充するとともに、スクールカウンセラーの活用の充実を図ります。

子どもたちに豊かな教育環境を整備するために、区立小学校の適正配置やICT学習機器の整備、さらには地球環境に配慮した学校施設整備を進めます。また、高校や大学との連携による学校教育の充実に努めます。

【取組の方法】

- 7「学校の教育力・経営力を高める」
- 8「安全・安心な教育環境を整備する」
- 9「豊かな教育環境を整備する」

Ⅲ 家庭・地域の教育力向上の支援

都市化や核家族化、地域の連帯意識の希薄化等を背景として、家庭・地域の教育力の向上が大きな課題となっています。

ことに、家庭における生活習慣の確立は、子どもたちの成長に大きく影響することから、乳幼児の段階での家庭への働きかけを充実させることが大変重要です。ブックスタート事業をはじめ乳幼児家庭を対象とした事業の充実を図ります。また、生活習慣形成のための新たな事業をスタートさせます。さらに、PTA活動や家庭教育学級の充実を図るとともに、相談体制や家庭の支援に関連する事業間の連携を強化していきます。

学校と地域との連携を強化するため、学校支援地域本部事業を核として、学校支援活動の一体的な推進を図るとともに、青少年委員やスポーツ推進委員の活動の充実を図ります。

放課後子ども総合プランの全小学校での実施を計画的に進めるとともに、地域の人材の協力を得て、内容の充実に努めます。

【取組の方向】

- 10「家庭の教育力の向上を支援する」
- 11「地域の教育力の向上を支援する」

Ⅳ 生涯学習の振興

区民一人ひとりが、自己を磨き、心豊かに生きていくためには、生涯にわたって自主的に学び続けることが重要です。特に、23区の中で最も高齢化率の高い北区では、高齢者を対象とした施策の充実を図る必要があります。

区民の主体的な学びを支援するために、学習機会の充実を図るとともに、身近な学習の場の整備、学習情報の提供や相談体制の充実を進めます。

図書館は、生涯学習を支える主要な施設であり、区民との協働により、区民のニーズに見合った事業の推進に努めるとともに、ボランティアの育成と高齢者サービスの向上に努めます。

また、学習の成果を地域に生かし、還元する、生涯を通じた学びのつながりをつくる「教育循環型社会」の構築を図ります。

グローバル化が進み、世界の様々な文化との出会いが日常化していく中で、ふるさと北区の魅力を発信し、北区への愛着を深める事業の推進が求められています。北区は文化財の宝庫であり、その保存・継承とともに、地域の魅力として活用を図ることが重要です。

また、飛鳥山博物館と小・中学校の連携充実に努め、子どもたちにふるさと北区への愛着を深める機会を提供していきます。

【取組の方向】

12「一人ひとりの主体的な学びを支援する」

13「文化・芸術活動を振興する」

V スポーツの推進

誰もが、生涯を通じて健康・体力づくりを進めることのできるよう、個人のニーズに見合ったスポーツ活動が、いつでも、どこでも、気軽に行うことができる環境づくりを進める必要があります。スポーツ事業の充実に努めるとともに、体育施設の確保や整備を進めていきます。

2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催を大きな契機と捉え、ナショナルトレーニングセンターや東京都障害者総合スポーツセンターなどの関係機関等と連携を図り、「トップアスリートのまち・北区」にふさわしいスポーツ活動を展開していきます。

また、「おもてなし」の心で来訪者を迎えるボランティアの育成や、障害者がスポーツに参加しやすい環境を整備するために、区内スポーツ施設等のバリアフリー化を推進していきます。

【取組の方向】

14「スポーツ参加機会を拡充する」

15「スポーツ活動の充実に努める」

教育目標

「教育先進都市・北区」の教育は、教育基本法に則り、人間尊重の精神を基調とする。地域社会の一員としての自覚のもと、ふるさと北区に誇りをもち、自らの力で人生を切り拓き、広く国際社会に貢献することのできる、心身ともに健康で文化的な資質をもつ人間を育成することを目指す。

(平成22年1月28日北区教育委員会決定)

「教育先進都市・北区」の教育目標を実現するための3つの視点

まなび

視点1

「個の成長」

自ら学び・考え・
行動する
力の育成

ささえ

視点2

「協働と貢献」

地域を支え
社会に貢献する
人づくり

つなぐ

視点3

「継承と循環」

世代を超えて
つながる
学びの創造

施策の展開の5つの柱と取組の方向

I 学校教育の充実

1. 0歳からの育ち・学びを支える
2. 確かな学力を保證する
3. 豊かな心を育む
4. 健やかな体を育てる
5. 個に応じた教育を推進する
6. グローバル社会で活躍できる子どもを育てる

II 教育環境の向上

7. 学校の教育力・経営力を高める
8. 安全・安心な教育環境を整備する
9. 豊かな教育環境を整備する

III 家庭・地域の教育力向上の支援

10. 家庭の教育力の向上を支援する
11. 地域の教育力の向上を支援する

IV 生涯学習の振興

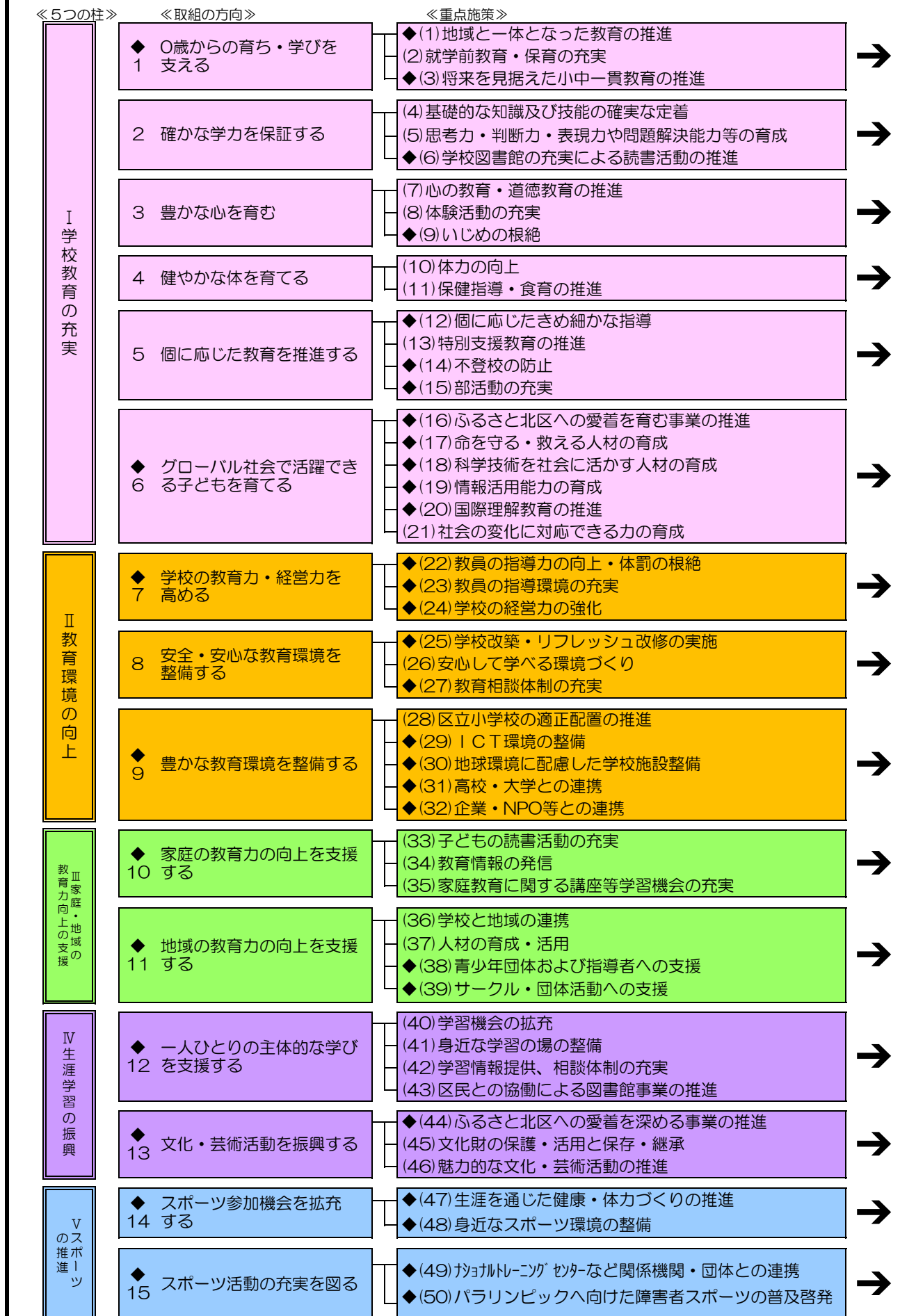
12. 一人ひとりの主体的な学びを支援する
13. 文化・芸術活動を振興する

V スポーツの推進

14. スポーツ参加機会を拡充する
15. スポーツ活動の充実を図る

第4章 「北区教育ビジョン2015」の施策展開

施策展開の5つの柱と取組の方向および重点施策



重点施策に基づく具体的な推進計画

〈推進計画〉

◆1) サブファミリーによる特色ある教育の推進 2) きらきら0年生応援プロジェクト 3) 「子どもたちの育つ姿(家庭版)」の作成・配布 ◆4) 区立認定こども園の整備 ◆5) 子どもセンターへの移行促進 ◆6) 教育委員会事務局と子ども家庭部との組織再編の検討 7) 小中一貫教育の推進 8) 「小中一貫教育カリキュラム」の活用 ◆9) 小中一貫校の検討

◆10) 学力向上サポートチームによる学習支援・つまずきゼロプランの実施 11) 学力パワーアップ事業 ◆12) 中学校スクラム・サポート事業及び学力フォローアップ教室 ◆13) 夢サポート事業 14) 言語活動の充実 15) 魅力ある学校図書館づくり事業 16) 学校図書館支援

17) 人権教育の充実 18) 道徳教育の充実 19) 自然体験活動の充実 20) 社会体験活動の充実 21) 北区社会福祉協議会との連携 ◆22) 北区いじめ防止条例の周知・徹底 23) 北区サポートチーム 24) いじめ相談ミニレター 25) Q-Uの実施

26) 体育・健康に関する指導の充実 27) 学校保健の充実 ◆28) 全小・中学校共通記録会 29) キッズアスレティックスの推進 30) 学校教育における食育の推進 ◆31) 「給食から学ぶ食事の力」プロジェクト

32) 日本語適応指導教室 ◆33) 特別支援教育システムの充実 34) 保育園・幼稚園・療育機関等との連携による就学児支援 ◆35) LD(学習障害)児への指導の充実 36) 副籍制度の推進 ◆37) 特別支援教室の推進 38) 不登校対策の充実 39) 学校と家庭の連携推進事業の充実 40) 新設部活動の支援 41) 部活動指導員への地域人材の活用

◆42) ふるさと北区への愛着を育む事業 43) 小・中学校と飛鳥山博物館の連携 44) 防災・安全教育の充実 45) 中学生地域防災力向上プロジェクト 46) 子ども防災プロジェクト 47) 科学環境スクール 48) 理科大好きプロジェクト 49) スーパーサイエンススクール 50) 理科教育備品の整備 51) CST・理科教育推進教師の活用 ◆52) 海育科(海洋教育)の推進 53) 情報教育の充実 54) 新聞大好きプロジェクト ◆55) 国際理解教育の推進 56) イングリッシュ・サマーキャンプ 57) 中学校生徒海外交流事業 58) 英語が使える北区人事業 59) 環境教育の充実 60) キャリア教育の充実

61) 指導力向上を目指した各種研修の充実 62) 教育アドバイザーの活用 63) 部活動指導者の育成 64) 校務支援システムの推進 65) 学校評議員等による学校評価の充実 66) コミュニティ・スクールの推進

67) 学校の改築 68) リフレッシュ改修工事の推進 69) 通学路等の防犯カメラの設置 70) トイレの洋式化 71) 特別教室への空調機導入 72) スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置 73) (仮称)教育総合センターの設置 ◆74) (仮称)子どもプラザの整備

75) 区立小学校の適正配置の推進 ◆76) ICTを活用した教育の充実 77) エコスクールの整備 78) 駅伝交流事業 79) 往還型教育実習 80) 教職実践演習 81) 大学図書館との連携

82) ブックスタート 83) ブックスタートフォローアップ 84) 3歳児絵本プレゼント 85) おはなし会等の充実 ◆86) 子育て情報支援サービスの充実 87) 教育広報紙「くおん」の発行 88) 子育て応援サイトの構築・運用 89) PTA活動支援 ◆90) 家庭教育力向上プログラム 91) 家庭教育学級

92) 地域交流活動支援 93) 学校公開講座 ◆94) 学校施設の多機能化 ◆95) 学校施設の地域開放 96) 学校支援ボランティア活動推進事業 97) 放課後子ども総合プラン(わくわく☆ひろば)の推進 98) 青少年委員活動の充実 ◆99) ティーンズ・センターへの移行促進 100) 青少年団体指導者講習会 101) ジュニアリーダー研修会 102) シニアリーダー研修会 103) 生涯学習講座支援事業 104) 社会教育団体への支援

105) 区民大学 106) あすか教室 107) ことぶき大学 108) 高齢者の学習支援の充実 109) 文化センターの充実 110) 飛鳥山博物館の利用促進 111) 子育て情報支援室保育事業 112) 生涯学習情報提供の充実 113) 学習相談体制の充実 114) 区民とともに歩む図書館委員会の運営 115) 北区図書館活動区民の会との協働による事業実施

116) 北区の部屋事業 117) 文化財を活用したふるさと学習事業 118) 飛鳥山博物館の講座・企画展の充実 ◆119) 「史跡のまち・北区」のPR 120) 継承者の育成支援 121) 文化・スポーツ等優良児童生徒表彰 122) 北区文化振興財団との連携 123) 北区の文化・芸術に触れる事業の開催

124) 北区体育協会との連携 125) シルバースポーツウィーク事業 126) スポーツ推進委員活動の充実 ◆127) 総合型地域スポーツクラブの設立 128) (仮称)赤羽体育館の建設 129) 桐ヶ丘体育館の改築 ◆130) 「ランニングステーション」機能の提供 ◆131) 東京オリンピック・パラリンピックに向けたバリアフリー整備

◆132) 「トップアスリートのまち・北区」PRプロジェクト 133) トップアスリート直伝教室 134) 北区スポーツコンダクター事業の充実 ◆135) 2020チャレンジアカデミー(フェンシング) 136) 東京オリンピック・パラリンピックボランティア育成事業 137) 障害者スポーツ交流イベント 138) 障害者スポーツの理解促進事業 139) 東京都障害者総合スポーツセンターとの連携 ◆140) 2020チャレンジアカデミー(車いすフェンシング)

I 学校教育の充実

取組の方向1 0歳からの育ち・学びを支える

〈現状と課題〉

北区では、「小1プロブレム」及び「中1ギャップ」の解消や未然防止を図るため、きらきら0年生応援プロジェクトの実施や学校ファミリーを基盤とした小中一貫教育を推進してきました。しかし、学校教育のなかだけで課題の解決を図ることは困難であり、家庭・地域との更なる連携が必要となっているため、地域に根ざした教育を推進し、地域社会全体で子どもを育てる取り組みの実施により、子どもの発達段階に応じた支援を推進していく必要があります。

平成24年（2012年）8月に公布された「子ども・子育て関連3法」に基づく、新たな子育て支援の仕組みである「子ども・子育て支援新制度」を見据えて、新たな教育施策を推進していく必要があります。特に、幼児期の教育は、義務教育及びその後の教育の基礎を培う重要なものであることを踏まえ、家庭・地域との連携を図り、幼児一人ひとりが生きる力の基礎を培い、健全で心豊かに成長するため、認定こども園の設置等、就学前教育・保育のより一層の充実が求められています。

小中一貫教育については、「教育ビジョン2015策定に関するアンケート調査報告書」のなかで、「中1ギャップ」の解消が最も関心が高く、次いで学力向上について重点的に取り組むべき活動との回答があり、小中一貫教育の更なる充実により、区民ニーズに対応することが求められています。義務教育9年間で円滑に接続させることで、確かな学力の定着を図るとともに、「中1ギャップ」から生じる学習意欲の低下や不登校問題等、児童・生徒の指導上の課題解決に取り組み、「知・徳・体」の調和のとれた「生きる力」の育成を図り、中学校卒業後の将来を見据えた教育活動を推進していく必要があります。

今後は、就学前教育から小学校教育へ、小学校教育から中学校教育へ、子どもたちがスムーズに移行できるよう、0歳から中学校卒業までの子どもたちの「育ち」・「学び」についての連続性を図り、子どもの発達段階に応じた切れ目のない支援を推進していきます。併せて、教育委員会と区長部局の双方で子ども関連の事業が実施されている現状を改め、区民にとって分かりやすく、効率的な事業執行体制を構築していく必要があります。

■重点施策■（1）地域と一体となった教育の推進

◆1）サブファミリーによる特色ある教育の推進

北区独自の教育システムである学校ファミリー構想を基盤として、地域と一体となった特色ある教育を推進し、その成果を他のサブファミリーへ拡大

していきます。

年度 事業名	27	28	29	30	31	5年後の 到達目標
サブファミリー（SF）による特色ある教育の推進						
新聞教育（王子桜中SF）	検証	拡充	→			サブファミリーにおける特色ある教育の推進と成果の共有化
言語活動を中心とした学力向上（十条富士見中SF）	実施	推進	→	検証	拡充	
キャリア教育を中心とした学力向上（明桜中SF）	実施	推進	→	検証	拡充	
ICT 機器を活用した学力向上（堀船中SF）	実施	推進	→	検証	拡充	
オリンピック教育（稲付中SF）	推進	→				
防災教育（赤羽岩淵中SF）	検証	拡充	→			
道徳教育（桐ヶ丘中SF）	推進	→	検証	拡充	→	
学び体験のコラボレーション（神谷中SF）	実施	推進	→	検証	拡充	
情操教育（浮間中SF）	実施	推進	→	検証	拡充	
地域学習（田端中SF）	実施	推進	→	検証	拡充	
国際理解教育（滝野川紅葉中SF）	実施	推進	→	検証	拡充	
学校図書館活用教育（飛鳥中SF）	推進	→	検証	拡充	→	

※各特色ある教育の詳細は、用語解説（学校ファミリー構想）に掲載しています。

【関連事業】66) コミュニティ・スクールの推進

【関連事業】96) 学校支援ボランティア活動推進事業

【関連事業】97) 放課後子ども総合プラン（わくわく☆ひろば）の推進

■重点施策■（２）就学前教育・保育の充実

2) きらきら0年生応援プロジェクト

小学校への円滑な接続を図るために、保幼小交流プログラムおよび保幼小接続期カリキュラムの幼児教育施設での活用を推進するとともに、保育士・教員の資質・能力の向上を図る研修の実施や幼稚園児・保育園児と小学生との交流事業等を実施します。

また、小学校入学を控えた子どもを持つ保護者を対象に、小学校入学前の準備や不安解消をテーマとした「小学校入学前子育てセミナー」を開催し、小学校への円滑な接続を図ります。

3) 「子どもたちの育つ姿（家庭版）」の作成・配布

家庭での育児の参考になるように、0歳から就学前までの子どもの育つ姿を、特に「心の育ち」に着目してまとめたものです。「子育て福袋」の中に入れて子育てガイドブックほかの案内冊子とともに「母子健康手帳」交付時に渡します。

◆4) 区立認定こども園の整備

少子化が進展するなかで、就学前教育・保育の重要性が増していることを踏まえて、保護者の就労の有無に関わらず全ての子どもを対象に就学前教育を実施する認定こども園の設置を推進していきます。

◆5) 子どもセンターへの移行推進

放課後子ども総合プランの推進により、放課後の小学生の活動拠点が児童館から小学校に移ることになるため、児童館は乳幼児親子の居場所機能を中心とした子どもセンターとして整備し、子育て支援と子育て支援に関わる事業の充実を図ります。

◆6) 教育委員会事務局と子ども家庭部との組織再編の検討

現在、教育委員会事務局では主に学校教育の分野を、子ども家庭部では主に子育て支援の分野を所管し、それぞれ事業を行っています。しかし、乳幼児期から青年期まで、成長の過程に応じた施策を、総合的かつ切れ目なく実施する必要があります。そのため、教育委員会事務局と子ども家庭部の組織再編の検討を行います。

年度 事業名	27	28	29	30	31	5年後の 到達目標
きらきら0年生応援プロジェクト	推進					小学校への円滑な接続
「子どもたちの育つ姿」の作成・配布	作成・配布					作成・配布
区立認定こども園の整備	検討		モデル設置	検証		モデル設置を踏まえた検証
子どもセンターへの移行推進	モデル実施・検証 2か所	移行				15~17か所設置
教育委員会事務局と子ども家庭部との組織再編の検討	検討	実施				組織再編

【関連事業】 ◆90) 家庭教育力向上プログラム

■重点施策■ (3) 将来を見据えた小中一貫教育の推進

7) 小中一貫教育の推進

平成20年度(2008年度)から平成23年度(2011年度)の小中一貫教育モデル事業を踏まえ、平成24年度(2012年度)から、全ての区立小・中学校で小中一貫教育を実施しています。

今後は、全校実施の成果と課題を踏まえ、「小中一貫教育基本方針」の見直し等により、就学前教育との一体化による子どもの発達段階に応じた教育の推進や、中学校卒業にふさわしい学力と社会性を養う教育活動の推進等、小中一貫教育のより一層の充実を図ります。

8) 「小中一貫教育カリキュラム」の活用

義務教育9年間を見通したカリキュラムを活用することで、学習指導の連続性と生活指導の系統性を確保し、区立小・中学校における一貫性のある教育を推進していきます。

◆9) 小中一貫校の検討

これまでの「学校ファミリーを基盤とした小中一貫教育」においては、施設が離れていることを前提とした連携型の小中一貫教育の推進により、一定の成果を上げてきました。今後は、更なる小中一貫教育の推進を目指し、その牽引役としての施設一体型の小中一貫校の設置を検討していきます。

事業名 \ 年度	27	28	29	30	31	5年後の 到達目標
小中一貫教育の推進	推進					小中一貫教育の更なる 充実と発展
「小中一貫教育カリ キュラム」の活用	中学校版 改訂	活用				
小中一貫校の検討	検討					

【関連事業】60) キャリア教育の充実

取組の方向2 確かな学力を保証する

《現状と課題》

平成26年度(2014年度)北区基礎・基本の定着度調査の結果によれば、小学校では、全体的に、算数、社会については、おおむね良好、国語、理科については、一部学年や教科によって課題が見られました。中学校では、英語はおおむね良好、その他の教科では、一部の学年や観点によって課題が見られました。

また、教科によっては、おおむね良好な結果であっても、目標値を超えている児童・生徒の層と目標値を超えていない児童・生徒の層があり二極化しています。今後も、これらの課題を解決するため、授業の改善を図るとともに、朝学習や放課後、長期休業日の補充学習、毎日の家庭学習等を通して、子どもたち一人ひとりの学習上における「つまずき」の解消を図る必要があります。

あわせて、目標値を超えている子どもたちに対しても、思考力、判断力、表現力を育み問題解決能力の一層の育成を図るとともに、一人ひとりの希望する進路の実現に向けて、個々の学力を引き上げ、伸ばしていくことも重要です。

平成26年度(2014年度)に実施された全国学力・学習状況調査の小学校6年生及び中学校3年生を対象とした調査の結果によれば、北区の児童・生徒は、全国の児童・生徒と比べると、学力の基盤となる学習習慣や読書習慣の定着に課題が見られました。読書に親しむ子どもは教科の平均正答率が高い傾向がありますが、上の学年に進むにつれて読書をしなくなる現状があります。児童・生徒の確かな学力の育成の基盤となる読書活動を推進するために、第三期北区子ども読書活動推進計画に基づき、児童・生徒が読書の楽しさを知って、主体的・意欲的な読書習慣を身に付けられるよう、学校図書館を使いやすく魅力ある場所にするとともに、学校での読書活動を充実していくことが必要です。

■重点施策■(4) 基礎的な知識及び技能の確実な定着

◆10) 学力向上サポートチームによる学習支援・つまずきゼロプランの実施

新たに、「学力向上サポートチーム」を編成し、北区の学力調査の結果等を分析するとともに、課題解決に向けた具体的な方策を提案します。また、これまで学校ごとに提供してきた学力調査の結果等を各サブファミリーごとに提供し、学力に関する課題や課題解決に向けての具体的な方策の共有化を図ります。あわせて、小中一貫学力向上シートの活用を図るとともに、小中一貫学力向上部会を開催し、中学校1年生での学力調査の結果分析を小学校6年生の指導教員が十分に理解し、具体的につまずきの解消を図る「つまずき

ゼロプラン」を推進します。

11) 学力パワーアップ事業（確かな学力向上プロジェクト）

基礎的・基本的な学力の定着と向上を図るため、小学校及び中学校に「学力パワーアップ非常勤講師」を配置し、児童・生徒一人ひとりの個に応じた、よりきめ細やかな指導を行っています。また、学校の実態や希望に応じて、学習指導だけでなく学級経営全般を補助したり、学級等の集団の安定を図ったりする「学級経営支援員」を配置していきます。

◆12) 中学校スクラム・サポート事業及び学力フォローアップ教室（確かな学力向上プロジェクト）

教育アドバイザーが、全区立中学校の数学の教員に対して巡回指導を行い、授業力の向上に努めています。また、家庭学習アドバイザーが生徒の課題に応じた家庭学習教材を作成し、個別指導を行い、生徒の学習習慣の定着や学習意欲の向上を図っています。

さらに、平成27年度（2015年度）からは、学力フォローアップ教室をモデル校で実施し、小学校3・4年生を対象に、週1回放課後、学力フォローアップ非常勤講師を配置し、学習のつますきの解消を図ります。

◆13) 夢サポート事業（確かな学力向上プロジェクト）

中学生の基礎学力の定着・向上を図るため、夏季休業期間を活用して、生徒一人ひとりの課題に沿った学習支援を行う学習教室「本気でチャレンジ教室」を実施しています。

さらに、平成27年度（2015年度）からは、中学生一人ひとりの夢や希望する進路の実現に向けて、中学校3年生を対象に週1回学習会を行う「夢サポート教室」をモデル事業として開始します。

年度 事業名	27	28	29	30	31	5年後の 到達目標
学力向上サポートチームによる学習支援	推進	➡				北区基礎・基本の定着度調査で、全学年・全教科、目標値の達成率100%以上を目指す。
つますきゼロプランの実施	推進	➡				

年度 事業名	27	28	29	30	31	5年後の 到達目標
確かな学力向上プロジェクト						北区基礎・基本の定着度調査で、全学年・全教科、目標値の達成率100%以上を目指す。
学力パワーアップ事業の推進	推進					
中学校スクラム・サポート事業	推進					
学力フォローアップ教室	モデル実施	一部実施	実施	推進		
本気でチャレンジ教室	推進					
夢サポート教室	モデル実施	一部実施	実施	推進		

【関連事業】◆1) サブファミリーによる特色ある教育の推進

【関連事業】◆76) ICTを活用した教育の充実

【関連事業】◆90) 家庭教育力向上プログラム

重点施策 (5) 思考力・判断力・表現力や問題解決能力等の育成

14) 言語活動の充実

各校では、基礎的な知識や技能の定着を図る授業だけでなく、学んだ知識や技能を活用する授業を実施することを通して、思考力・判断力・表現力を育み問題解決能力の育成を推進します。また、研究指定校や研究協力校を指定し、各教科等のねらいの達成を図るための言語活動の工夫について研究を行うとともに、授業公開や研究発表会等を通して、その成果を各校に広げます。

年度 事業名	27	28	29	30	31	5年後の 到達目標
言語活動の充実	推進					思考力・判断力・表現力の育成

【関連事業】8) 「小中一貫教育カリキュラム」の活用

【関連事業】48) 理科大好きプロジェクト (グローバル人材育成プロジェクト)

【関連事業】54) 新聞大好きプロジェクト (グローバル人材育成プロジェクト)

【関連事業】58) 英語が使える北区人事業 (国際理解教育推進プロジェクト / グローバル人材育成プロジェクト)

■重点施策■（6）学校図書館の充実による読書活動の推進

15) 魅力ある学校図書館づくり事業

児童・生徒が本をより身近に感じ、意欲的な学習活動や読書活動により自己教育力を育成するため、本の知識が豊富で児童・生徒の現状が分かる人材の確保、読み聞かせや図書館内の整備を支援するボランティアの協力、学校図書館システムなどによる蔵書管理等、学校図書館の整備を充実します。また、児童・生徒の読書力や国語力を高めるため、学校において読み聞かせ活動や読書講演会を実施します。

平成26年度（2014年度）からは、飛鳥中学校サブファミリーにおいて、図書館司書のモデル配置を実施し、学校図書館の利活用や学校の図書を活用した学習支援の推進を図っており、今後もその成果を広げていきます。

16) 学校図書館支援（魅力ある学校図書館づくり事業）

中央図書館では、学校図書館システムの運営、教員・ボランティアへの研修などを、図書館職員（司書）が支援するとともに、学校パックなどによる図書の提供等を行います。

年度 事業名	27	28	29	30	31	5年後の 到達目標
魅力ある学校図書館 づくりの充実	モデル実施	モデル実施	検証	推進		学校図書館の充実
学校図書館支援	推進					

【関連事業】◆1) 飛鳥中SFにおける学校図書館活用教育（サブファミリーによる特色ある教育の推進）

取組の方向3 豊かな心を育む

《現状と課題》

近年、子どもの心の成長に関わる現状については、家庭や地域の教育力の低下や直接的な体験をする機会が減少しているなか、基本的な生活習慣の乱れや思いやりの心、生命尊重の心、自尊感情、自制心、人間関係を形成する力の低下などが指摘されています。また、平成26年度（2014年度）全国学力・学習状況調査の結果によれば、全国に比べて北区の児童・生徒は、規範意識に課題があります。これらの課題を解決するためには、子どもたちの豊かな人間性の育成に向けて、家庭・地域と協力して人権教育や道徳教育の充実を図ることが不可欠です。

また、地域の大人や子どもたちとの交流、自然の中での集団宿泊活動や職場体験活動、奉仕体験活動などの体験活動は、他者、社会、自然・環境との直接的な関わりの中で自らを振り返るといった点で極めて重要であり、道徳性の育成にも大いに資するものです。

これらの体験活動や社会体験活動は、学校内の平素の指導を補充・補完するという役割を担っている重要な活動であり、子どもたちの発達の段階に応じて推進することで、豊かな人間性や自ら学び自ら考える力などの生きる力の基盤を育てていくことが必要です。

いじめは決して許されないことであり、その兆候をいち早く把握し、迅速に対応することが必要です。しかしながら、いじめは現実的には、どの学校でもどの子どもにも、起こり得るものです。また、近年はインターネットを利用したいじめへの対策が課題となっています。学校・家庭・地域・関係機関の連携協力によるいじめ問題への取組（いじめの未然防止、早期発見と適切な対応、再発防止）を促進するために、国や都の条例に加えて、「北区いじめ防止条例」に基づき、いじめの根絶に向けた取組を推進していくことが必要です。

■重点施策■（7）心の教育・道徳教育の推進

17) 人権教育の充実

子どもたちが人権に関する知的理解を深め、人権感覚を磨き、自他の人権を守ろうとする意識・意欲・態度や実践する力を身に付けるよう、各校において人権教育の全体計画や年間指導計画に基づいた指導を行います。また、人権教育推進委員会を設置し、生命尊重などの普遍的な視点や差別意識の解消を目指す個別的な視点からの指導の充実を図ります。

18) 道徳教育の充実

道徳教育推進教師に、校内において道徳教育を推進するための資質・能力の向上を図る研修を実施します。各校で実施する道徳授業地区公開講座については、実施計画、学習指導案について担当指導主事が指導・助言し、内容の改善を図ります。また、心の教育推進委員会を設置し、地域とともに子どもの健全育成を推進します。

年度 事業名	27	28	29	30	31	5年後の 到達目標
人権教育の充実	推進	➡				豊かな人間性の育成
道徳教育の充実	推進	➡				

【関連事業】 ◆1) 桐ヶ丘中SFにおける道徳教育（サブファミリーによる特色ある教育の推進）

重点施策 ■ (8) 体験活動の充実

19) 自然体験活動の充実

移動教室、夏季施設等自然体験活動を通して、自然の偉大さや美しさに出合ったり、他者との信頼関係を築いて共に物事を進めたりする喜びや充実感を体得したりすることで、思いやりの心や規範意識を育て、社会性や豊かな人間性の基礎を育みます。

20) 社会体験活動の充実

職場体験や奉仕活動などの社会体験活動を通して、自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養います。また、職場体験中央推進委員会を設置し、中学校における職場体験活動の充実・改善を図ります。

平成26年度からは、青森県東通村で中学生の職場体験を実施し、都会では体験することのできない農業体験や酪農体験等を通して、第一次産業や生産と消費のしくみなどについて学習しています。

21) 北区社会福祉協議会との連携

北区社会福祉協議会の福祉教育プログラムを活用し、地域の福祉活動者等を講師に招いた体験型授業や活動を行い、福祉についての理解を深めるとともに、福祉のこころや実践力の育成を図り「ともに生きる力」を育みます。

年度 事業名	27	28	29	30	31	5年後の 到達目標
自然体験活動の充実	推進	➡				一人ひとりが個の人間としての生きる力を身に付ける 「ともに生きる力」を育む
社会体験活動の充実	推進	➡				
北区社会福祉協議会との連携	推進	➡				

■重点施策■（9）いじめの根絶

◆22) 北区いじめ防止条例の周知・徹底

いじめ防止のための基本理念や区、学校、保護者、区民等の責務、体制整備など施策の基本となる事項を明確にするとともに、それぞれの立場で役割を果たしながら、連携して、子どもたちが安心して生活し、心身ともに健やかに成長することができる地域社会の実現を目指して「北区いじめ防止条例」を制定します。

本条例を各種教員研修会や心の教育発表会などで取り上げ、周知を図るとともに、本条例を踏まえた「北区いじめ防止基本方針」及び「学校いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの未然防止、早期発見と適切な対応、再発防止の徹底を図ります。

また、いじめ防止に関し関係機関と連携を図るため、「北区いじめ問題対策連絡協議会」を設置するほか、学識経験者や関係機関の代表者等による「北区いじめ問題対策委員会」を設置し、いじめ防止等の実効的な対策の推進を図ります。

23) 北区サポートチーム

区立小・中学校の児童・生徒の生活指導上における個別の問題について、必要に応じて警察、児童相談所、育ち愛ほっと館等、複数の関係機関の担当者が連携して北区サポートチームを編成し、支援・指導を行って問題の解決を図ります。

24) いじめ相談ミニレター

いじめの内容によっては教員や保護者にも相談できないケースがあります。いじめ相談ミニレターを区立小・中学校の児童・生徒に配布し、児童・生徒からの悩みごとや心配ごとの相談に、手紙や電話で教育相談所の臨床心理士が答えます。

25) Q-Uの実施

区立小・中学校の児童・生徒全員を対象にQ-Uを実施し、学校生活での満足度と意欲、学級集団の状況を確認し、いじめや不登校などの早期発見に努めます。

事業名 \ 年度	27	28	29	30	31	5年後の 到達目標
北区いじめ防止条例 の周知・徹底	推進	➡				いじめ発生率の減少 いじめ解消率の向上
北区サポートチーム	推進	➡				
いじめ相談ミニレター	推進	➡				
Q-Uの実施	推進	➡				

取組の方向4 健やかな体を育てる

〈現状と課題〉

体力や健康の維持は、人間が発達・成長し、創造的な活動を行っていくために必要不可欠なものです。人間のあらゆる活動の源になる体力を、子どもの時期からしっかりと身に付けていくことは、子どもの将来にとって大変重要です。

文部科学省「体力・運動能力調査」によると、子どもの身長や体重など体格は向上しているものの、50メートル走やソフトボール投げなどの体力・運動能力は、昭和60年頃と比較すると低い水準にとどまっています。

子どもの体力の低下は、生活環境や生活習慣の変化の結果として子どもが体を動かす機会が減少していることが原因と指摘されています。子どもの体力の向上を図るため、体育・健康に関する指導の改善・充実に取り組む必要があります。

近年、子どもたちの食生活に関しては、発育・発達の重要な時期にありながら、栄養素摂取の偏り、朝食の欠食、小児期における肥満の増加、思春期におけるやせの増加など、問題は多様化、深刻化し、生涯にわたる健康への影響が懸念されています。また親の世代においても、食事づくりに関する必要な知識や技術を十分有していない、との報告があります。この状況を放置すれば、若年のうちに肥満、高脂血症などの生活習慣病を発症する者の増加などが推測されます。

食べるという行動は、生命維持の根源となるものですが、平成26年度全国学力・学習状況調査では、「毎朝、食事をしているか」の質問に、「あまりしていない」、「全くしていない」と回答した北区の児童・生徒の割合は、国や東京都を上回っています。

現在の食育の取組に加え、体験型の食育の推進を図ることで、自ら良質なものを選び取り入れる力を養い、健やかな身体の手台作りを進めていくことが必要です。

■重点施策■（10）体力の向上

26) 体育・健康に関する指導の充実

「東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査（東京都統一体力テスト）」により、児童・生徒の体力・運動能力及び生活・運動習慣等の実態を把握・分析し、経年でその推移を調査することにより、児童・生徒の体力・運動能力等の向上に係る取組の成果と課題を検証します。また、それらの課題の解決に向けて、授業の改善や一校一取組などを推進します。

27) 学校保健の充実

児童・生徒等の健康の保持増進、集団教育としての学校教育活動に必要な健康や安全への配慮、自己や他者の健康の保持増進を図ることができるような能力を育成していきます。保健主任・養護教諭研修を実施し、保健の学習や保健指導等、学校保健の充実を図ります。

◆28) 全小・中学校共通記録会（健やかな体育成プロジェクト）

児童・生徒の基礎体力向上を図るとともに、目標に向かって努力するチームメートと友情を育み、スポーツを通じて相互に理解し合うことにより世界平和を目指すというオリンピック・ムーブメント育成のため、学校における縄跳びの取組を奨励していきます。

29) キッズアスレティックスの推進（健やかな体育成プロジェクト）

国際陸上競技連盟認定の身体能力向上の運動プログラム「キッズアスレティックス」について、区内小学校全校における自主展開に向けて、体育教諭自らが指導者となるためのプログラムを実施していきます。

年度 事業名	27	28	29	30	31	5年後の 到達目標
体育・健康に関する指導の充実	推進	➡				体力の向上 健康の保持・増進
学校保健の充実	推進	➡				
健やかな体育成プロジェクト						
全小・中学校共通記録会の実施	小学校実施 中学校モデル実施	中学校実施	推進	➡		
キッズアスレティックスの推進	実施	推進	➡			

【関連事業】133) トップアスリート直伝教室（「トップアスリートのまち・北区」PRプロジェクト）

【関連事業】134) 北区スポーツコンダクター事業の充実（「トップアスリートのまち・北区」PRプロジェクト）

■重点施策■（11）保健指導・食育の推進

30) 学校教育における食育の推進

学校における食育を推進するため、教員や栄養教諭及び栄養職員など核になる人材を対象に研修を実施し、必要な知識の習得等を進めます。各校においては、食育推進チームの編成やリーダーの選任など、校内の指導体制を整備します。食に関する指導の全体計画及び年間指導計画を作成し、計画に沿って、関連教科や給食等において食育を推進します。

◆31) 「給食から学ぶ食事の力」プロジェクト（健やかな体育成プロジェクト）

知育・徳育・体育の土台となるのは「食」であり、食べるという行動は生命維持の根源です。そのことを踏まえ、子どもたちが適切な熱量や栄養バランスのとれた食事を、自ら摂取できる能力を身に付けることを目的として、「出汁」を知る講習会やバイキング、セレクト給食など、「給食から学ぶ食事の力」プロジェクトとして、体験型の食育の推進を図ります。

年度 事業名	27	28	29	30	31	5年後の 到達目標
学校教育における食育の推進	推進					食育の推進
「給食から学ぶ食事の力」プロジェクト（健やかな体育成プロジェクト）						
「出汁」を知る講習会（モデル事業）	実施					適切な熱量や栄養バランスのとれた食事を、自ら摂取できる能力を身に付ける
「出汁」を知る親子クッキング等講習会	—	実施				
指導テキストの作成、テキストによる啓発	—	—	実施			
バイキング、セレクト給食の指導	実施					

取組の方向5 個に応じた教育を推進する

《現状と課題》

日本語不適應、発達障害、不登校など、様々な支援が必要な児童・生徒への対応が求められています。

日本語適應指導については、平成26年（2014年）5月1日現在で小学生42名、中学生33名が日本語適應指導教室に通級しているほか、小学校1・2年生の13名に対して日本語適應指導員を派遣しています。日本語の習得状況に応じた効果的な指導を行うとともに、指導を受けた児童・生徒が、在籍する学級において他の児童・生徒とともに日本語で各教科等の学習活動に参加できるようにすることが求められています。

特別支援学級の在籍児童・生徒数は、年々増加しています。特に、情緒障害等通級指導学級の児童は、平成22年度（2010年度）の56人から平成26年度（2014年度）は169人と著しく増加しています。また、国が平成24年（2012年）に実施した「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」では、知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童・生徒は6.5%でした。平成26年度（2014年度）の情緒障害等通級指導学級の児童・生徒の割合は、全児童・生徒の1.4%であり、特別な教育的支援を必要とする児童・生徒が多数存在している状況です。支援が必要な児童・生徒が全ての学校に在籍していることを前提とした体制の整備を図り、在籍校における教育的支援を充実させていく必要があります。


不登校については、不登校児童・生徒の出現率が、「平成25年度（2013年度）児童・生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」で小学生は0.45%、中学生は3.53%となっており、全国の値を上回っています。不登校という状況が継続することは、本人の進路や社会的自立のために望ましいことではなく、その対策を講じることが必要となります。

また、部活動は、学級や学年を越えて同好の生徒たちが自主的・自発的に集い、顧問教諭の指導のもと、個人や集団としての目的・目標をもち、切磋琢磨することを通じて、人間関係の大切さ、組織を機能させることの重要性を学ぶことができる活動です。平成25年度（2013年度）に開催した「部活動の在り方検討委員会」では、課題として、顧問の確保、対外試合の交通費やユニフォーム代などの費用負担等が挙げられました。部活動の充実に向けて、指導者の確保、運営経費・備品の整備が課題となっています。

■重点施策■（12）個に応じたきめ細かな指導

32) 日本語適応指導教室

日本語指導や学校生活適応指導を中心に、帰国児童・生徒、外国人児童・生徒の実態に即した指導を行い、自己のもつ能力や特性を十分に発揮させ、集団生活によりよく適応できるよう支援していきます。また、日本語指導を担当する教員研修の内容の改善・充実を図ります。

年度 事業名	27	28	29	30	31	5年後の 到達目標
日本語適応指導教室	推進					日本の言語・文化への 適応・理解の促進

【関連事業】11) 学力パワーアップ事業（確かな学力向上プロジェクト）

【関連事業】◆12) 中学校スクラム・サポート事業及び学力フォローアップ教室（確かな学力向上プロジェクト）

【関連事業】◆13) 夢サポート事業（確かな学力向上プロジェクト）

【関連事業】25) Q-Uの実施

■重点施策■（13）特別支援教育の推進

33) 特別支援教育システムの充実

通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童・生徒のニーズに応じた教育を行うため、通級学級や特別支援教室の活用等、児童・生徒の実態に応じた指導方針を決定する特別支援教育システムを充実させます。

著しく増加しているLD（学習障害）やADHD（注意欠陥多動性障害）をはじめとした発達障害の児童・生徒に対応した支援を行うために、専門委員会をはじめ関連する審査組織の統合や支援方法の拡充を図り、支援開始までの効率化や個に応じた特別支援教育の充実を推進します。

34) 保育園・幼稚園・療育機関等との連携による就学児支援

就学支援シートを通じて、保育園・幼稚園・療育機関等の就学前機関と小学校や特別支援学校小学部との連携を図り、就学後の学校生活がより適切なものになるよう支援します。就学支援シートの活用を促進し、個別指導計画や学校生活支援シート（個別の教育支援計画）作成の資料とするなど、個に応じた支援の充実を図ります。

◆35) LD（学習障害）児への指導の充実

LDの児童・生徒の中には、国語の読み書きが苦手な児童・生徒が少なく

ありません。特に小学校低学年におけるひらがなや漢字の読み書きの導入期の学習の成否は、その後の全ての学習へ大きな影響を及ぼします。支援を必要とする児童・生徒の課題を把握し、教材の工夫や開発などの研究に努め充実した指導を行います。

36) 副籍制度の推進

都立特別支援学校に通う児童・生徒が、居住する地域の区立小・中学校に副次的な籍をもち、直接的又は間接的な交流を通じて、居住する地域の中で障害のない児童・生徒との相互理解につなげ、豊かな心を育てていくことを目指します。

◆37) 特別支援教室の充実

発達障害の児童が、全ての学校に在籍していることを前提とした支援体制の整備を図り、早期発見、早期支援に努めます。各校に個に応じた教育的支援を行う特別支援教室を整備し、高い専門性を有した教員が巡回して、児童への支援と、担任教員の特別支援教育に対する理解や指導力の向上を図ります。

年度 事業名	27	28	29	30	31	5年後の 到達目標
特別支援教育システムの充実	新システムでの実施	推進	→			通級学級における支援をはじめ、児童・生徒一人ひとりの能力を最大に伸長する教育の実施
保育園・幼稚園・療育機関等との連携による就学児支援	推進	→				
LD（学習障害）児への指導の充実	成果の活用	推進	→			
副籍制度の推進	推進	→				
特別支援教室の充実	11校	4校	6校	推進	→	小学校全校整備

■重点施策■（14）不登校の防止

38) 不登校対策の充実

不登校に関わる課題を解決するため、適応指導教室の運営、不登校に関わる調査・分析、教育相談の充実、区内不登校児童・生徒を対象とした親子体験教室等を実施するとともに、教育相談所等の関係機関と連携を図り、総合

的な不登校対策を推進します。

39) 学校と家庭の連携推進事業の充実

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生活指導上の課題に対応するため、学校と家庭の連携推進事業の実施により、指定を受けた学校や教育委員会が地域等の個々の実情に合わせた取組方法を検討し実践することで、問題行動等の改善に役立てるとともに、児童・生徒及び保護者の相談・支援体制を構築します。

年度 事業名	27	28	29	30	31	5年後の 到達目標
不登校対策の充実	推進	➡				不登校児童・生徒の 減少
学校と家庭の連携推進事業の充実	推進	➡				

【関連事業】25) Q-Uの実施

■重点施策■ (15) 部活動の充実

40) 新設部活動の支援

生徒をスポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等を図ることを目的として、北区立中学校における新設された部を中心にその活動を支援します。

41) 部活動指導員への地域人材の活用

中学校部活動の質の向上と教員の部活動指導による負担を軽減するため、専門性のある地域人材を部活動指導員として積極的に活用します。

年度 事業名	27	28	29	30	31	5年後の 到達目標
新設部活動の支援	推進	➡				部活動の充実 教員の負担を軽減
部活動指導員への地域人材の活用	推進	➡				

【関連事業】63) 部活動指導者の育成

取組の方向6 グローバル社会で活躍できる子どもを育てる

〈現状と課題〉

北区の学校には、日本人の児童・生徒はもとより、外国人児童・生徒も通っており、互いの文化や価値観を尊重しながら共生を図っています。あわせて、現代の国際社会においては、環境問題やエネルギー資源の問題など、様々な国際的な問題が増加しています。語学力・コミュニケーション能力、日本人としてのアイデンティティ、多文化相互理解能力、広い視野、主体性、論理的思考力、地域社会や国際社会に貢献しようとする資質・能力等を有するグローバル人材の育成が急務です。

2020年（平成32年）の東京オリンピック・パラリンピックを見据え、義務教育段階からグローバル化に対応した教育環境づくりを進める必要があり、小・中学校における英語教育の一層の充実を図ることが重要です。

グローバル化の中では、自国の伝統・文化を理解し尊重する態度を身に付けることにより、他の国の文化に接した時に自他の相違を理解し、敬意を払うことができるようになると言われていています。地域社会の一員としての自覚をもって郷土を愛し、その発展に努めようとする態度を育てていく必要があります。

平成23年（2011年）3月に発生した東日本大震災は、改めて地域防災のあり方を考え直す機会となりました。防災・安全に関して、基礎的・基本的事項を理解するとともに、的確な思考・判断に基づく意志決定や、自らの安全を確保するための実践的な行動ができる能力の育成を、計画的・継続的に行う必要があります。

また、「知識基盤社会」の到来とともに、次代を担う科学技術系人材の育成や科学に関する基礎的素養の向上が極めて重要であり、理数教育の充実を図ることが課題となっています。

情報化社会が進展する中で、学校においては、デジタル教科書・教材、情報端末、ネットワーク環境等を整備するとともに、ICTの特長を最大限に生かした「一斉学習」「個別学習」「協働学習」を推進することが重要です。また、スマートフォン等を通じたインターネット上での誹謗中傷やいじめ、犯罪や違法・有害情報等の問題が発生しています。学校教育の段階において、子どもたちに最低限必要な情報モラルと情報活用能力を身に付けさせることが責務です。

現在、環境問題への対応が人類の生存と繁栄に緊急かつ重要な課題となっています。環境への負荷が少なく持続可能な社会を構築するために、様々な機会を通じて環境問題について学習し、子どもたちが自主的・積極的に環境保全活動に取り組んでいくことが重要です。

産業・経済の構造的変化、雇用の多様化・流動化等は、子どもたち自らの将

来の捉え方にも大きな影響を与えています。キャリア教育を通して、一人ひとりのキャリア発達を支援し、それぞれにふさわしいキャリアを形成していくために必要な能力や態度を育てることを目指す必要があります。

■重点施策■（16）ふるさと北区への愛着を育む事業の推進

◆42) ふるさと北区への愛着を育む事業（グローバル人材育成プロジェクト）

北区の子どもたちが、郷土を知り、郷土への関心を高めるため、小学校の社会科や総合的な学習の時間等において、「北区の歴史 はじめの一步」を活用した学習等を実施することにより、「ふるさと北区」への愛着を育む事業を推進します。

43) 小・中学校と飛鳥山博物館の連携

毎年1月、2月に行う小学生中学年向けの体験事業「来て、見て、さわって昔の道具」は開催してから10年以上経過し、区内の小学校の歴史学習の一環として定着しています。

また、出前講座は、区指定無形民俗文化財の白酒祭開催前に小学校でその由来の説明を行っています。今後も継続し、他の区指定無形民俗文化財についての出前講座も検討していきます。

中学校との連携については、博物館を利用するためのプログラムの作成を検討していきます。

年度 事業名	27	28	29	30	31	5年後の 到達目標
ふるさと北区への愛着を育む事業	モデル実施	実施	推進	➡		郷土を知り、郷土への関心が高まる
小・中学校と飛鳥山博物館の連携	推進	➡				

【関連事業】◆1) 田端中 SF における地域学習（サブファミリーによる特色ある教育）

【関連事業】117) 文化財を活用したふるさと学習事業

■重点施策■（17）命を守る・救える人材の育成

44) 防災・安全教育の充実

児童・生徒の防災力を向上するため、避難訓練等を通じて、自助・共助の実践力を育む防災教育の充実を図るとともに、安全指導等を通じて、犯罪や

事故等の危険を予測し回避する能力や、他者や社会の安全に貢献できる資質や能力を育てる安全教育を推進します。

45) 中学生地域防災力向上プロジェクト

中学生を将来の地域防災リーダーとして育成することを目的に、自主防災組織や消防署と連携し、防災活動への興味を向上させる取組を行います。あわせて、地域の防災活動への参加を促す仕組みづくりを行い、災害時に地域の力として重要な役割を担う中学生と地域との連携を強め、地域防災力の向上を図ります。

46) 子ども防災プロジェクト

災害発生時において、子どもが自らの身を守るために必要な基本的知識を学ぶことを目的とした防災教室を開催します。また、災害体験教室を実施するとともに、参加した子ども及び保護者同士の意見交換の場を設けます。

事業名 \ 年度	27	28	29	30	31	5年後の 到達目標
防災・安全教育の充実	推進					命を守る・救える人材の育成
中学生地域防災力向上プロジェクト	12校	12校	12校	12校	12校	60校実施
子ども防災プロジェクト	2サブファミリー	2サブファミリー	2サブファミリー	2サブファミリー	2サブファミリー	10サブファミリー実施

【関連事業】◆1) 赤羽岩淵中 SF における防災教育（サブファミリーによる特色ある教育の推進）

■重点施策■（18）科学技術を社会に活かす人材の育成

47) 科学・環境スクール

小学校5・6年生を対象として、児童の科学・環境への興味・関心を高めるために、科学的研究や環境問題についての実験や体験ができる教室を実施します。

48) 理科大好きプロジェクト（グローバル人材育成プロジェクト）

相互協力協定を締結しているお茶の水女子大学との連携により、小・中学校の理科授業での実験支援や中学生を対象とした実験教室を実施します。

また、区立小・中学校の全校に理科支援員を配置し、理科の観察や実験の

充実を図ります。

49) スーパーサイエンススクール

小・中・高校生を対象に、自然科学分野の最先端の研究に触れ、また実験・実習やものづくりを通じて科学・技術の面白さを体で感じることもできる、専門的な科学学習の機会を提供します。

50) 理科教育備品の整備

平成24年（2012年）4月の全国学力・学習状況調査で初めて実施された理科の結果において、「観察・実験の結果などを整理・分析した上で、解釈・考察し、説明すること」などの全国的な課題が明らかになりました。このことも踏まえ、観察・実験活動を一層重視し、科学的思考力を育むために必要となる理科教育備品の環境整備を総合的に推進します。

51) CST・理科教育推進教師の活用

理科についての専門的な研修を受けたCSTや理科教育推進教師を中心に、小学校の理科教育の充実、改善を図ります。

◆52) 海育科（海洋教育）の推進

「海育科」を新設し、海に対する関心をもち、海の自然に親しみ、海に進んで関わろうとする態度、海の自然や資源、人との深い関わりについて関心をもち、進んで調べようとする態度、海の環境保全に主体的に関わろうとする態度を身に付け、水産物や資源、船舶を用いた人や物の輸送、また海を通じた世界の人々との結びつきとそれらを持続的に利用することの大切さを理解している児童・生徒の育成を目指します。

年度 事業名	27	28	29	30	31	5年後の 到達目標
科学環境スクール	推進					科学技術を社会に活かせる人材の育成
理科大好きプロジェクト	拡充	推進				
スーパーサイエンススクール	推進					
理科教育備品の整備	推進					
CST・理科教育推進教師の活用	推進					
海育科（海洋教育）の推進	特例校設置	推進	推進	検証		

■重点施策■（19）情報活用能力の育成

53) 情報教育の充実

各小・中学校で情報教育を推進する教員を対象に情報教育担当者連絡会を開催し、情報教育に関する新たな情報を提供したり、各校における情報教育推進に関する課題・改善策を共有したりすることを通して、情報教育の充実に努めます。

また、夏季休業期間中にICT活用研修を実施し、教員のICT活用能力を高め、ICTを活用した授業を通して、児童・生徒の情報活用能力の育成に努めます。

54) 新聞大好きプロジェクト（グローバル人材育成プロジェクト）

新聞に親しみ、社会の出来事や仕組みに興味をもたせるとともに、新聞を活用した授業を行うことを通じて、子どもたちの思考力・判断力・表現力等を育成します。さらに、情報活用能力を高めるため、平成25年度（2013年度）から、区内小・中学生を対象に「比べて読もう新聞コンクール」を実施しています。

年度 事業名	27	28	29	30	31	5年後の 到達目標
情報教育の充実	推進	➡				情報活用能力の育成
新聞大好きプロジェクト	推進	➡				

【関連事業】◆76) ICTを活用した教育の充実

■重点施策■（20）国際理解教育の推進

55) 国際理解教育の推進（国際理解教育推進プロジェクト/グローバル人材育成プロジェクト）

国際社会に生きる日本人を育成するため、人権尊重の精神の育成を基にした人間理解や自国及び世界の伝統・文化の理解、英語力やコミュニケーション能力を育成します。また、世界的な問題や課題への興味・関心を高め、それらを積極的に解決しようとする能力や態度の育成を図ります。

56) イングリッシュ・サマーキャンプ（国際理解教育推進プロジェクト/グローバル人材育成プロジェクト）

中学2年生が、那須の豊かな自然の中で、外国人留学生と触れ合って、生活体験や自然体験などの様々な活動を重ねることで、楽しみながら異文化理解を深め、尊重する態度を涵養するとともに国際化に対する基礎的・実践的

コミュニケーション能力を育みます。また、サマーキャンプ後においても、学校の文化祭等の行事に留学生を招待し交流を継続するなど、国際理解教育の充実を図ります。

57) 中学校生徒海外交流事業（国際理解教育推進プロジェクト/グローバル人材育成プロジェクト）

アメリカの中学生と北区の中学生のホームステイによる相互交流を通して、互いの国の生活、自然や文化、風俗や習慣に触れ、国際親善、国際理解に役立てます。

58) 英語が使える北区人事業（国際理解教育推進プロジェクト/グローバル人材育成プロジェクト）

学習指導要領に定められた小学校5・6年生の外国語活動、中学校外国語（英語）に加えて、小学校1～4年生にそれぞれ年間20時間の外国語活動を実施しています。

また、小学校外国語活動、中学校外国語（英語）の学習には外国語指導助手（ALT）を配置し、児童・生徒が積極的に英語に触れる機会を増やし、コミュニケーション能力を高め、英語による交流ができる児童・生徒を育成しています。

平成27年度（2015年度）からはモデル事業として、中学校に放課後、イングリッシュサポーター（外国人講師）を配置し、英会話講座等を行うイングリッシュプラザを開始するとともに、中学生を対象とした英語検定の費用補助を検討します。

年度 事業名	27	28	29	30	31	5年後の 到達目標
国際理解教育推進プロジェクト（グローバル人材育成プロジェクト）						
国際理解教育の推進	推進	→				国際理解の推進
イングリッシュ・サマーキャンプ	推進	→				
中学校生徒海外交流事業	推進	→				
英語が使える北区人事業						
小・中学校へのALT配置	推進	→				英語が使える北区人の育成
イングリッシュプラザ	モデル事業	実施	推進	→		
英語検定の費用補助	検討	モデル実施	実施	推進	→	

■重点施策■（21）社会の変化に対応できる力の育成

59) 環境教育の充実

各教科や総合的な学習の時間等における環境についての学習を通して、環境や環境問題に関心・知識をもち、人間活動と環境との関わりについての総合的な理解と認識の上に立って、環境の保全に配慮した望ましい働きかけのできる技能や思考力、判断力を身に付け、持続可能な社会の構築を目指してよりよい環境の創造活動に主体的に参加し、環境への責任ある行動をとることができる児童・生徒を育てます。

60) キャリア教育の充実

子ども一人ひとりの社会的・職業的自立に向け必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を支援し、それぞれにふさわしいキャリアを形成していくために必要な「人間関係形成能力・社会形成能力」「自己理解・自己管理能力」「課題対応力」「キャリアプランニング能力」を身に付け、自分が自分として生きるために、「学び続けたい」「働き続けたい」と強く願い、それを実現させていく児童・生徒を育てます。

年度 事業名	27	28	29	30	31	5年後の 到達目標
環境教育の充実	推進	➡				社会の変化に対応できる力の育成
キャリア教育の充実	推進	➡				

【関連事業】18) 自然体験活動の充実

【関連事業】19) 社会体験活動の充実

【関連事業】77) エコスクールの整備

Ⅱ 教育環境の向上

取組の方向7 学校の教育力・経営力を高める

〈現状と課題〉

現在、教員には、学習指導・生活指導にとどまらず、様々な教育課題に対応し適切に指導する能力が求められており、今までの経験や方法だけでは対応しきれない状況が生じています。また、ベテラン教員の大量退職に伴い、学校では経験年数の浅い教員の割合が高くなっており、これまで以上に、校長・副校長のマネジメント能力の向上、教員一人ひとりの指導力と対応力の育成が欠かせません。これらの課題を解決するためには、教員研修や専門性の高い教育アドバイザーによる訪問指導等の充実を図っていく必要があります。

体罰は、いかなる場合においても絶対にあってはならないことです。しかし、本区においても、平成24年度（2012年度）に大阪市の事件をきっかけに行われた体罰実態把握調査以降も、体罰事案が発生しています。体罰の根絶のためには、「体罰禁止」を教職員の絶対的規範として確立しなければなりません。研修会を実施し、子どもたちへの指導のあり方を見直し、組織的な指導体制を確立するとともに、家庭・地域との連携を強化していく必要があります。

また、平成26年（2014年）に公表された経済協力開発機構（OECD）「国際教員指導環境調査」では、授業時間は参加国平均と同程度でしたが、一般的事務作業や部活動指導の割合が平均を大きく上回っており、日本の教員の忙しさが指摘されており、教員の負担軽減が課題となっています。

また、平成19年（2007年）に学校教育法が一部改正され、学校評価の根拠となる規定が法律により位置付けられ、平成20年度（2008年度）から学校が教育活動について自己評価し、結果を公表するとともに、これらを踏まえ、学校関係者による評価を行い、その結果の分析や改善策を公表しています。

地域に開かれ信頼される学校づくりを進めていくためには、保護者・地域の意見を学校運営に生かすとともに、協働しながら学校の教育活動をつくることが重要であり、学校評議員等による学校評価を一層充実するほか、コミュニティ・スクールの設置拡大を図り、学校の経営力を強化していくことが必要です。

■重点施策■（22）教員の指導力の向上・体罰の根絶

61）指導力向上を目指した各種研修の充実

子どもたちの可能性を引き出し、信頼関係に基づいた指導ができるようにするとともに、授業改善に資する新たな指導方法の習得や、様々な教育課題への対応のための知識を効果的に学んだりできるよう、これまで実施してき

た教員対象の研修内容や研修回数を見直し、研修の質の向上を図ります。

62) 教育アドバイザーの活用

数学・理科・外国語について高い専門性を有する教育アドバイザーが、小・中学校を巡回し、教員の授業を観察し、その授業についての指導・助言を通して、教員の授業力の向上を図ります。

63) 部活動指導者の育成

部活動指導者にコーチングについての研修を実施し、部活動は学校教育の一環として行われているという認識のもと、目先の成果・成績にとらわれず、参加生徒の自己実現のサポートという立場からの効果的な指導法の習得を図ります。

年度 事業名	27	28	29	30	31	5年後の 到達目標
指導力向上を目指した各種研修の充実	推進	➡				教員の指導力の向上 体罰の根絶
教育アドバイザーの活用	推進	➡				
部活動指導者の育成	推進	➡				

■重点施策■ (23) 教員の指導環境の充実

64) 校務支援システムの推進

平成23年度(2011年度)から導入した校務支援システムの活用により、文書や教材の共有化、成績処理や通知表・指導要録等の作成の効率化を図り、授業準備や児童・生徒と向き合う時間の確保など、教育の質の向上を目指します。

年度 事業名	27	28	29	30	31	5年後の 到達目標
校務支援システムの推進	推進	➡				児童・生徒と向き合う時間の確保

【関連事業】41) 部活動指導員への地域人材の活用

■重点施策■（24）学校の経営力の強化

65) 学校評議員等による学校評価の充実

各学校の教職員が行う自己評価、保護者、地域住民等の学校関係者などにより構成された学校評議員等が、自己評価の結果について評価する学校関係者評価を適正に実施し、教職員、保護者、地域住民等が学校の現状や課題を共有し、家庭や地域に支えられる開かれた学校づくりを進めるとともに、学校運営を改善することで教育水準の向上を図ります。

66) コミュニティ・スクールの推進

保護者や地域が学校運営に参画する「学校運営協議会」を設置して、学校・保護者・地域住民が共生・共有・協働し、地域とともに特色ある学校づくりを推進します。

年度 事業名	27	28	29	30	31	5年後の 到達目標
学校評議員等による 学校評価の充実	推進	➔				学校の経営力の向上
コミュニティ・スクールの推進	1校指定	推進	➔		検討	3校指定

取組の方向8 安全・安心な教育環境を整備する

《現状と課題》

学校施設は児童・生徒にとって、「学習の場」であるとともに、1日の大半を過ごす「生活の場」でもあります。そのため、児童・生徒や教職員が安全・安心で快適に過ごしやすいよう施設面からの、適切な維持補修、運営管理による教育環境の維持・充実を図る必要があります。

北区立の小・中学校は、平成24年度（2012年度）までに校舎・体育館の耐震補強対策を完了するとともに、屋内運動場（体育館）の天井材等の非構造部材の落下防止対策についても平成25年度（2013年度）までに取組を完了し、安全・安心の教育環境を整備しました。一方、全国的にも課題となっている公共施設の老朽化対策という点では、北区も例外ではなく、平成26年（2014年）4月1日現在、建築後45年を超える校舎が改築校を除くと全体の約8割を占めるなど、学校施設の改築や大規模な改修により施設の長寿命化対策を実施する時期を迎えています。

区では学校施設の計画的・効率的な更新を図るため、平成26年（2014年）3月に「北区立小・中学校改築改修計画」を策定しました。今後はこの計画に基づき、学校の改築を進め、当面改築に至らない学校については、施設の長寿命化と教育環境の充実を図る目的でリフレッシュ改修工事を実施し、施設の更新を進める必要があります。また、生活様式の変化に対応したトイレの洋式化や、年々高まる防災・防犯意識に即応した災害に強い施設づくり、児童・生徒の健康や安全・安心の確保、地球環境への配慮など、対応が急がれる課題への迅速な対応が必要です。

多様化・複雑化する児童・生徒の学習や生活に関する悩みや、保護者の子育てに関する相談にきめ細かく応じるため、相談体制の充実と相談機会を拡充していくことが必要です。スクールカウンセラーによる相談体制の強化やスクールソーシャルワーカーの拡充を図り、教育相談員や家庭と子供の支援員などとも連携して、個々の要因に応じた適切な対応が必要です。

■重点施策■（25）学校改築・リフレッシュ改修の実施

67) 学校の改築

学校施設の改築は、「北区立小・中学校改築改修計画」に基づき、全ての区立学校に通う児童・生徒が改築校で学習できる環境を早期に整備するため、中学校を優先して実施するとともに、老朽化が懸念される昭和30年代建築の小学校についても実施します。

なお、学校を改築する際は、平成25年（2013年）3月に策定した「北区立小・中学校整備方針」に基づき、時代の進展や社会の変化に対応した「教育先進都市・北区」にふさわしい学校施設として整備します。

68) リフレッシュ改修工事の推進

当面改築に至らない昭和40年以降に建築された小学校を対象に、建築後又は従前の大規模改修後25～30年の経過を目安に、学校施設の長寿命化と教育環境の充実を図るため、大規模な改修工事（リフレッシュ改修）を計画的に実施します。

年度 事業名	27	28	29	30	31	5年後の 到達目標
学校の改築						
なでしこ小学校	設計・解体	建設	建設・開設	—	—	4校開設 5校新規着手 (通算12校開設)
稲付中学校	設計	設計・解体	建設	建設・開設	—	
田端中学校	設計	設計・解体	建設	建設・開設	—	
浮間中学校	設計着手	設計	設計・解体	建設	建設・開設	
A校	—	設計着手	設計	設計・解体	建設	
B校	—	—	設計着手	設計	設計・解体	
C校	—	—	—	設計着手	設計	
D校	—	—	—	—	設計着手	
リフレッシュ改修工事の推進						
田端小学校	工事	工事・完了	—	—	—	6校完了 5校新規着手
西ヶ原小学校	工事	工事・完了	—	—	—	
第四岩淵小学校	設計	工事・完了	—	—	—	
E校	—	設計	工事・完了	—	—	
F校	—	—	設計	工事・完了	—	
G校	—	—	—	設計	工事・完了	
H校	—	—	—	—	設計	

■重点施策■（26）安心して学べる環境づくり

69) 通学路等の防犯カメラの設置

学校、地域による通学路の安全対策を補完するため、全小学校に校内から通学路を撮影する防犯カメラを複数台、計画的に整備します。

70) トイレの洋式化

生活様式の変化等に対応するとともに、災害時の避難所機能を強化するため、現在和式が中心のトイレについては、全校で洋式トイレの割合が50%以上になるよう、計画的に整備します。

71) 特別教室への空調機導入

児童・生徒の快適な学習環境を確保するとともに、熱中症予防対策として、特別教室のうち図工室、理科室について、順次空調機の導入を図ります。

年度 事業名	27	28	29	30	31	5年後の 到達目標	
通学路等の防犯カメラの設置	推進				—	—	小学校全校導入
トイレの洋式化	推進		—	—	—	全校洋式トイレ 50%以上	
特別教室への空調機導入	図工室		理科室				図工室・理科室の 空調機導入 100%

■重点施策■（27）教育相談体制の充実

72) スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置

いじめや不登校等の対応にあたって、各学校におけるカウンセリング機能の充実を図るため、全小・中学校に東京都雇用のスクールカウンセラー（臨床心理士）を週1日配置しています。さらに北区スクールカウンセラーをサブファミリーを中心に配置し、各地区の小学校へ週1日程度の巡回を行うとともに、中学校、幼稚園も訪問することにより、幼・小・中の連携を図りながら、教育相談体制の充実を図ります。

また、子どもの課題が家庭の問題に起因する場合に対応できる福祉の専門家をスクールソーシャルワーカーとして教育相談所に配置し、教育相談員・関係機関と連携して相談等の対応にあたります。

73) (仮称) 教育総合センターの設置

「教育先進都市・北区」の教育拠点施設として、教育未来館と教育相談所

及び就学相談事務を統合し、（仮称）教育総合センターの設置を検討します。

◆74)（仮称）子どもプラザの整備

子育てや子どもの発達に関する不安の解消に対する総合的な子育て支援拠点として「（仮称）子どもプラザ」を整備します。

年度 事業名	27	28	29	30	31	5年後の 到達目標
スクールカウンセラーの配置	推進					教育相談体制の充実
スクールソーシャルワーカーの配置	統括指導員の配置	推進				
（仮称）教育総合センターの設置	暫定設置		検討 暫定設置			
（仮称）子どもプラザの整備	—	—	検討	—	—	

取組の方向⑨ 豊かな教育環境を整備する

〈現状と課題〉

全国的に少子化が進行する中で、北区においても児童・生徒が減少し、学校の小規模化が進んでいます。子どもたちの生きる力を育むためには、子どもたちが学校での集団生活を通して、互いに学び合い切磋琢磨することができる教育環境、集団のルールを学び、社会性を身に付けることができる教育環境が必要です。このような教育環境を整え、学校が本来の機能を十分発揮することができるようにするために学校の適正配置が必要です。

少子化に伴う区立小学校の小規模化に対応し、教育環境の改善と向上を図るため、「東京都北区立学校適正規模等審議会第三次答申」を踏まえ、「東京都北区立学校適正配置計画」を策定しました。この計画に基づき、ブロック毎に設置する検討組織において、関係者と十分に協議を重ね、合意形成を図りながら適正配置を推進します。適正配置を進めていくにあたっては、地域や保護者の代表、学校関係者等と十分に協議を重ね、合意形成を図りながら進めていく必要があります。また、適正配置実施後の学校において、規模を活かした多様な教育活動を展開するとともに、施設や設備を整備するなど、ソフト・ハード両面で教育環境を向上させていくことが必要です。

ICT環境の整備については、他の自治体に先駆けて、学習用パソコンや電子黒板、デジタルテレビなどの導入を図ってきましたが、機器・設備の更新を行うとともにタブレット型端末等の新たな機器・設備の導入が必要です。また、子どもたちが正しい情報モラルを身に付け、情報を活用する力（情報リテラシー）を育むための情報教育が求められています。

地球環境問題への対応が大きな課題となっているなか、学校施設は公共施設の中でも規模が大きなことから、環境負荷の低減、自然と共生する施設に整備することは省エネルギー化や温室効果ガスの排出削減に大きな効果をもたらすことが期待できます。学校を改築、改修する施設整備時や日頃の施設運営時における環境への配慮や、児童・生徒を対象とした環境教育の実施など、あらゆる場面でのエコスクールを推進していく必要があります。

さらに、北区の教育の充実発展を図るため、高校・大学や企業・NPO等と協定を締結し、学校教育はもとより地域との連携事業など、様々な場面での連携を推進する必要があります。

■重点施策■（28）区立小学校の適正配置の推進

75) 区立小学校の適正配置の推進




ブロック毎に設置する検討組織における協議期間は、学校配置及び統合時期等に関する協議を2年間、その後の統合新校の開設準備に関する協議を1年間として、協議開始から3年後の統合新校開設を目安に、具体的な検討を推進します。

年度 事業名	27	28	29	30	31	5年後の 到達目標
区立小学校の適正配置の推進	推進	1サブファミリー実施	2サブファミリー実施	推進	2サブファミリー実施	6サブファミリー適正配置実施 (26年度実施1サブファミリー含む)

■重点施策■（29）ICT環境の整備

◆76) ICTを活用した教育の充実

電子黒板を全中学校の普通教室及び特別教室に設置するとともに、校内無線LAN環境の充実やタブレット型端末、デジタル教科書の導入等、ICT環境整備を推進し、授業改善や学習効果の向上を図ります。

年度 事業名	27	28	29	30	31	5年後の 到達目標
ICTを活用した教育の充実						
電子黒板	1学年導入	—	—	—	—	中学校全学年導入
校内無線LAN	14校	15校	13校	整備		小・中学校全校整備
タブレット型端末	6校	7校	7校	整備		小・中学校全校整備
デジタル教科書	小学校 モデル導入	中学校 モデル導入	検証			小・中学校でのモデル導入・検証

【関連事業】53) 情報教育の充実

■重点施策■（30）地球環境に配慮した学校施設整備


77) エコスクールの整備

学校の改築・改修時には、太陽光や太陽熱の自然エネルギーの利用、雨水

の再利用や自然採光を取り入れた施設整備などに取り組みます。

また、既存校では屋上緑化や壁面緑化を推進し、施設内の温度上昇を抑制し省エネルギー化を図るとともに、児童・生徒が身近でみどりを育成し、触れ合える場を創出し、環境教育に生かします。

さらに、これらの取組に合わせて、「いのち」の大切さを学ぶビオトープを小学校に順次整備するなど、学校施設を地球環境に配慮した地域の環境学習の拠点として整備します。

事業名 \ 年度	27	28	29	30	31	5年後の 到達目標
エコスクール整備	推進					壁面緑化 28校 屋上緑化 34校 ビオトープ20校 太陽光発電13校

【関連事業】59) 環境教育の充実

■重点施策■ (31) 高校・大学との連携

78) 駅伝交流事業

平成21年度(2009年度)から東京都は、中学生の健康増進や持久力をはじめとする体力向上、スポーツの振興及び生徒の競技力の向上を目的として、区市町村対抗の駅伝競走を実施しています。この事業が将来的に小・中学生のあこがれの大会となるよう、走ることや体を動かすことが楽しい、素晴らしいと思えるような体力向上策の計画・実践を目指しています。

北区では、この取組の中で東洋大学と連携し、東洋大学の駅伝選手・コーチ等との合同練習や選手壮行会での駅伝選手から激励の言葉等、北区選抜選手の意識や練習意欲の向上を図っていきます。

79) 往還型教育実習

教師としての実践的指導力と高度の専門性を兼ね備えた小学校教員を養成するため、4年次の教育実習に向けて、1年次から4年次を通じて学校教育現場を体験する往還型教育実習を東洋大学との連携により実施しています。

80) 教職実践演習

教員採用試験に合格し教職に就くことを予定している4年生や大学院生を対象に、学校における実習を5日間実施し、教員として必要な実践的指導力を育成する教職実践演習を東京農業大学との連携により実施しています。

81) 大学図書館との連携

研究テーマを持つ北区在住で大学に在籍していない方が、北区と協力関係にある大学図書館（大正大学・東京家政大学・東洋大学白山図書館）の資料を閲覧することができます。

事業名 \ 年度	27	28	29	30	31	5年後の 到達目標
駅伝交流事業	推進	➔				高校・大学との連携 による施策の展開
往還型教育実習	推進	➔				
教職実践演習	推進	➔				
大学図書館との連携	推進	➔				

【関連事業】48) 理科大好きプロジェクト（グローバル人材育成プロジェクト）

【関連事業】49) スーパーサイエンススクール

【関連事業】◆52) 海育科（海洋教育）の推進

【関連事業】126) スポーツ推進委員活動の充実

■重点施策■（32）企業・NPO等との連携

【関連事業】54) 新聞大好きプロジェクト（グローバル人材育成プロジェクト）

【関連事業】58) 英語が使える北区人事業（グローバル人材育成プロジェクト）

【関連事業】60) キャリア教育の充実

Ⅲ 家庭・地域の教育力向上の支援

取組の方向 10 家庭の教育力の向上を支援する

〈現状と課題〉

平成26年（2014年）3月、文部科学省は家庭教育支援チームの在り方に関する検討委員会のまとめとして「家庭教育については、地縁・血縁関係の希薄化により、①保護者が他者との協働や交流の中で生きた知識・ノウハウを身に付ける機会が乏しく、インターネット等の発展により、情報過多になり、必要な情報の取捨選択が困難である。②社会に対して閉じた家庭教育が、保護者の過度な負担、子どもへの過保護・過干渉、困難家庭の孤立化を招きやすく、経済的困難、虐待、不登校など家庭だけで解決できない課題を抱え込み、主体的な家庭教育が困難となるケースもある。」といった課題を挙げています。北区も同様に、社会全体による家庭教育支援の必要性が高まっています。

子どもたちが、学ぶ習慣を身に付け、さらに学力を向上させていくためには、学校教育だけでは対応できない現状もあります。学校の授業に加え、家庭での学習も大きな要素となっていますが、平成25年（2013年）7月に実施された「全国学力・学習状況調査」の結果によると、北区の子どもたちは全国平均に比べて、家庭学習の時間が短く学習の定着に課題があり、学習習慣を確立するためには、宿題や予習・復習などの学習課題を適切に課し、家庭学習の進め方を指導するなど、家庭との連携を図ることが重要です。

また、早起きが苦手、テレビやゲームの時間が長い、規範意識が低いなど、基本的な生活習慣の定着が課題となっています。「早寝・早起き・朝ごはん」運動を推進するとともに、乳幼児期からの子どもの教育についての啓発を行うなどの家庭教育を担う保護者への支援を充実し、多様な媒体により教育情報を発信し、家庭の教育力を高めることが必要です。そのためにも、学校と家庭をつなぐPTA活動は重要であり、その自主的な運営を尊重しながら、なお一層の活性化に向けて支援していく必要があります。

子どもの読書については、学校段階が進むにつれて読書をしなくなる傾向が顕著です。児童・生徒が主体的な読書習慣を身に付けるためには、幼児期から本に親しむ習慣を育むことが重要です。第三期北区子ども読書活動推進計画に基づき、ブックスタートをはじめ、子どもと本を結び付ける事業を実施し、家庭での読書を支援していくことが必要です。

家庭教育は全ての教育の出発点であり、保護者が子どもの教育に第一義的責任を有していることから、家庭教育の自主性を尊重しつつ、各家庭における教育の基盤づくりを支援していきます。

■重点施策■（33）子どもの読書活動の充実

82) ブックスタート

絵本を通じた親と子の触れ合いづくりを目的として、3、4か月健診の会場で乳幼児親子に絵本の読み聞かせとブックスタートパック（絵本・図書館情報）の配布を引き続き実施します。

83) ブックスタートフォローアップ

ブックスタート後も、子どもと本を結び付ける活動を継続し、家庭における子どもの読書活動を推進するため、赤ちゃんのための絵本の紹介や親子で楽しめるコンサートなどを開催しています。図書館はもちろん児童館などより身近なところでも、親子の交流の場を広げていきます。

84) 3歳児絵本プレゼント

3歳児健診案内時に「3歳児絵本プレゼント」引き換え券を同封し、図書館で5冊の絵本の中から1冊と交換する「3歳児絵本プレゼント」を実施しています。事業を通して、ブックスタートから始まった親子の触れ合いの大切さとともに図書館とのつながりのきっかけとし、図書館利用を勧めていきます。

85) おはなし会等の充実

ブックスタート後のフォローアップとして、「赤ちゃんのためのおはなし会」をはじめ、幼児、小学生など、年齢に合わせたおはなし会を実施しています。各地区館ごとに定期的に実施し、ボランティアとの協働で地域ぐるみの事業展開を進めています。講座の開催など、読み聞かせボランティア等の人材育成を図っています。幼稚園・保育園の読書活動も支援していきます。

◆86) 子育て情報支援サービスの充実

子ども向けホームページ、保護者向け読み聞かせ講座等を実施し、保護者への啓発・情報発信を充実させます。

年度 事業名	27	28	29	30	31	5年後の 到達目標
ブックスタート	推進	→				本好きの子どもを 育てる
ブックスタートフォ ローアップ	拡充	推進	→			
3歳児絵本プレゼン ト	推進	→				
おはなし会等の充実	推進	→				
子育て情報支援サー ビスの充実	新規	推進	→			

重点施策 (34) 教育情報の発信

87) 教育広報紙「くおん」の発行

学校・家庭・地域が教育情報を共有し相互理解を深めるため、教育広報紙「くおん」を定期発行します。様々な場で行われる教育活動等を学校・家庭・地域が互いに理解を深められるような情報を発信しています。各地区の文化財や歴史を紹介することで、北区への理解や愛着を深めてもらい、区民に親しまれる広報紙を目指します。

88) 子育て応援サイトの構築・運用

平成26年度(2014年度)に構築した「子育てするなら北区が一番」の情報発信の中心的な役割を果たす“子育て応援サイト”を活用し、北区の子ども・子育てに関する情報を集約、発信していきます。

年度 事業名	27	28	29	30	31	5年後の 到達目標
教育広報紙「くおん」 の発行	推進	→				学校・家庭・地域間 の相互理解を深める
子育て応援サイトの 構築・運用	運用	→				

重点施策 (35) 家庭教育に関する講座等学習機会の充実

89) PTA活動支援

区立の幼稚園・小学校・中学校のPTA連合会と共催して、PTA会員を対象にPTA活動の諸課題や運営のあり方等をテーマにした研修会を支援し

ています。今後も引き続き PTA 活動の自主性を尊重しながら、一層の活性化に向けた支援を行います。

◆90) 家庭教育力向上プログラム

子どもの基本的な生活習慣の乱れが、学習意欲や体力、気力の低下の要因の一つであると指摘されています。このような状況を改善するため、家庭教育力向上アクションプランを作成するとともに、「早寝・早起き・朝ごはん」運動を推進するほか、親子のきずなづくりや生活習慣の形成事業等を積極的に展開していきます。

91) 家庭教育学級

家庭における豊かな心を育てるための知識の習得を目的に、関係部課と連携して子育て世代の悩みや不安を解消するための講座を開催し、家庭における教育力の向上を支援していきます。

年度 事業名	27	28	29	30	31	5年後の 到達目標	
PTA 活動支援	推進	➡				家庭教育力の向上	
家庭教育力向上プログラム							
家庭教育力向上アクションプラン	検討	検討・作成	推進	➡			
親子きずなづくり	モデル実施	実施	拡充	➡			
生活習慣形成事業	モデル実施	実施	推進	➡			
生活習慣事業	モデル実施	実施	拡充	➡			
家庭教育学級	推進	➡					

【関連事業】2) きらきら0年生応援プロジェクト

取組の方向 11 地域の教育力の向上を支援する

〈現状と課題〉

都市化や核家族化等により地域のつながりが希薄になるとともに、地域の中で子どもたちが様々な体験をする機会が失われつつあるなど、地域の教育力の低下が指摘されています。次世代を担う子どもたちを地域の大人が育んでいくことが必要です。

学校・家庭・地域が一体となった教育を推進するために、学校施設の地域住民への開放を進めるとともに、家庭や地域への働きかけを強化することが求められています。

また、放課後や週末などにおいて、子どもたちの学習・体験活動の機会の充実や安全・安心の確保に向け、地域住民の参画を得て取り組むことが重要です。

国は、新たな放課後対策として、平成26年（2014年）7月に「放課後子ども総合プラン」を示し、「次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、同一の小中学校内で学童クラブと放課後子ども教室を行う一体型を中心とした計画的な整備等を進めていく」としています。

こうした背景を受けて「放課後子どもプラン」を更に充実させて、「放課後子ども総合プラン」として、多様で魅力ある体験・交流活動ができるよう充実を図る必要があります。そのためには、会場となる教室の確保や担い手となる地域の人材の確保が課題となります。

国は、地域の人材が学校の教育活動や子どもたちの安全な環境づくり等を支援する活動を連携させて推進する仕組みづくりを「学校支援地域本部事業」として進めています。北区では「学校支援ボランティア活動推進事業」として、様々な技能や知識をもつ地域の方々が学校を支援する活動を進めており、平成26年度（2014年度）には区内全小・中学校にスクールコーディネーターを配置し、学校への支援を実施しています。今後は、現在設置している学校支援地域本部実行委員会の機能や役割を更に充実させるとともに、サブファミリー内での連携を図り、地域全体の教育力を向上していく必要があります。

さらに、地域での活動を支えるためには、地域づくり・人づくりが重要です。青少年委員活動の充実を図るとともに、地域で学習活動を行っている社会教育団体の自立と活動の充実を支援します。地域人材の発掘と、次世代を担う子どもたちが地域の中で育ち、青少年団体のリーダーとして活躍することを通して社会性を身に付け、子どもの自立心を育て将来の担い手となる人材の育成を図ることが大切です。

■重点施策■（36）学校と地域の連携

92) 地域交流活動支援

学校における地域や他都市との交流・連携活動事業を支援し、児童・生徒が世代や地域の異なる人々との触れ合いや共同活動など様々な体験・交流を行っていくことにより、子どもたちの社会性や協調性を育てていきます。

93) 学校公開講座

区民の学習意欲とニーズに応えるため、区内小・中学校の施設及び教職員の知識・技能を活かし、地域に身近な学校を地域住民の学習の場として活用していきます。

◆94) 学校施設の多機能化

身近にある貴重な教育施設である学校を、教育活動として使用していない時間に区民のための学習活動やスポーツ活動等、様々な活動を行う場として整備を進めるとともに、その利用を促進するため申し込み方法や周知等について検討を進めていきます。

◆95) 学校施設の地域開放

学校教育に支障のない範囲で、身近にある学校施設の開放を推進します。学習活動、スポーツ活動の場を提供することによって区民が日常的に生涯学習やスポーツ活動に取り組むことができるよう進めていきます。

96) 学校支援ボランティア活動推進事業

様々な知識、技能、経験をもつ地域の人々が学校支援ボランティアとして学校における学習活動、安全確保、環境整備等多くの分野で活躍できるよう、スクールコーディネーターを中心として、学校のニーズとボランティアの活動を繋げて、子どもたちの教育活動にボランティアの力が活かせる取組を行っています。

今後は、地域人材をサブファミリー内で相互に活用するなど、サブファミリー内での連携を進め、地域の教育力向上を図ります。

97) 放課後子ども総合プラン（わくわく☆ひろば）の推進

小学校を会場として、放課後等における全ての児童の安全・安心で健やかな活動拠点（居場所）の充実を図るため、「放課後子ども教室」「学童クラブ」「校庭開放」の機能を併せもつ総合的な放課後対策として、放課後子ども総合プラン（わくわく☆ひろば）を平成26年度（2014年度）現在10校で実施しています。

今後は、平成31年度（2019年度）までに全小学校での実施に向け、一体型の「放課後子ども総合プラン（わくわく☆ひろば）」として、更に多様で魅力ある体験・交流活動ができるよう充実を図ります。

年度 事業名	27	28	29	30	31	5年後の 到達目標
地域交流活動支援	推進					学校と地域社会の連携の推進
学校公開講座	推進					
学校施設の多機能化	推進					
学校施設の地域開放	検討・準備	中学校 全校実施	小学校拡充 (10校)	小学校拡充 (12校)	小学校拡充 (12校)	
学校支援ボランティア活動推進事業	推進					
放課後子ども総合プラン（わくわく☆ひろば）の推進	15校	20校	25校	30校	36校	全小学校での実施

【関連事業】◆1) サブファミリーによる特色ある教育の推進

【関連事業】66) コミュニティ・スクールの推進

■重点施策■（37）人材の育成・活用

98) 青少年委員活動の充実

青少年教育振興のため、教育委員会が委嘱した委員が青少年の余暇指導と団体育成の職務にあたっています。また、その活動と委員相互の連携を図るため委員会を設けており、ジュニア・シニアリーダー研修会をはじめとした青少年の余暇指導や親子の触れ合いを重視した事業を開催しています。

◆99) ティーンズセンターへの移行促進

放課後子ども総合プランの推進により、放課後の小学生の活動拠点が児童館から小学校に移ることになるため、児童館を地域の中高生世代の居場所となるティーンズセンターとして整備し、中高生世代の自己実現の場や社会体験の機会を提供するとともに、地域と中高生世代をつなぐ場としての機能の充実を図ります。

年度 事業名	27	28	29	30	31	5年後の 到達目標
青少年委員活動の充実	推進	➡				青少年委員活動の充実
ティーンズセンターへの移行促進	モデル実施・検証 1か所	移行	➡			6か所

【関連事業】126) スポーツ推進委員活動の充実

【関連事業】127) 総合型地域スポーツクラブの設立

■重点施策■ (38) 青少年団体および指導者への支援

100) 青少年団体指導者講習会

青少年団体育成に関わる人や関心のある人を対象に青少年の指導に必要な知識や技術の習得を目指すとともに、同じ目的をもった指導者や仲間との交流を図り、より広い視野をもつ指導者の育成を進めます。

101) ジュニアリーダー研修会

小学校5・6年生を対象に、学校や日常生活では得られない体験や団体活動を通じて自主性や社会性を養い、将来、子ども会や地域・学校等で活躍できるリーダーを育成することを目的に開催します。

102) シニアリーダー研修会

地域の中で中・高校生のリーダー的役割の人材を養成するため、野外活動・レクリエーション活動や活動のプログラムづくりなど団体活動に必要な知識や技術の習得・仲間づくりを行い、青少年の健全育成を図ります。

年度 事業名	27	28	29	30	31	5年後の 到達目標
青少年団体指導者講習会	推進	➡				団体・指導者への支援による指導者の育成
ジュニアリーダー研修会	推進	➡				
シニアリーダー研修会	推進	➡				

■重点施策■（39）サークル・団体活動への支援

103) 生涯学習講座支援事業

区民の団体が自主的に行う学習会・研修会で、広く地域に参加を呼びかけて行う事業の経費（講師謝礼金）の一部を補助し、区民の社会教育活動の振興と生涯学習機会の拡大を図ります。

104) 社会教育団体への支援

地域や社会の中で、自主的な社会教育活動を行う団体に対して、その活動をより活発化し、支援するため、文化センターなどの施設を有効利用できるように社会教育関係団体の登録を行い、団体相互の情報交換や区民への学習情報の提供の活性化を図っていきます。

また、地域の社会教育活動の活性化の大きな力となることが期待される団塊の世代の参加を促進していきます。

年度 事業名	27	28	29	30	31	5年後の 到達目標
生涯学習講座支援事業	推進	➡				社会教育活動の振興 学習機会提供の充実
社会教育団体への支援	推進	➡				

Ⅳ 生涯学習の振興

取組の方向12 一人ひとりの主体的な学びを支援する

〈現状と課題〉

平成18年（2006年）12月に改正された教育基本法では、「生涯学習の理念」が新たに規定され、「教育の目標」「家庭の教育」「幼児期の教育」「家庭及び地域住民等の相互の連携協力」などの項目においても生涯学習の理念を踏まえた考え方が採られました。さらに、平成20年（2008年）6月には社会教育法が改正され、学校・家庭・地域の連携・協力を進めることが、社会教育を推進する国及び地方公共団体の責務として明確に位置付けられました。

0歳から中学3年生の保護者を対象とした「教育ビジョン2015アンケート調査」では、生涯学習活動の参加状況について「参加している」と回答した方が14.8%と低くなっています。また、文化センターの講座・活動への参加状況も33.5%と低い状況です。一方、生涯学習において自分ができることを地域や学校で生かしたい方は、64.4%となっています。また、「北区民意識・意向調査（平成25年（2013年）8月）」では、生涯学習の推進において区民が求めているものとして「学習の場の充実」（28.4%）と「多様な学習意欲に応える講座等の充実」（28.1%）が多く、次いで「大学や企業等との連携による学習機会の拡充」（19.2%）となっています。

区民一人ひとりが、自己を磨き、人生を心豊かに生きていくためには、くらしや社会の問題を主体的に解決し、住みよい地域づくりを進め、生涯にわたって自主的に学び続けることが重要です。そのため、高齢者や子育て中の方を含め、区民の方々が生涯を通じて学び続けることができる環境づくりと、地域づくりのために活動を希望する人への活躍の場の提供が大きな課題です。

さらに、地域の課題の解決、地域の教育力向上のため、学校・家庭・地域と連携・協力しながら学習の成果を地域に生かし還元する、生涯を通じた学びの輪をつくる「教育循環型社会」の構築を図り、地域コミュニティの創出につなげることも必要となっています。

飛鳥山博物館は、平成22年（2010年）3月に常設展示をより見やすく、わかりやすくするなどのリニューアルを行いました。年間を通じて講座・講習会や春秋の企画展示、夏の親子向けの行事、学校との連携事業など積極的に区民の学習意欲に応えるような事業を展開しており、今後も博物館の利用促進に努める必要があります。

■重点施策■（４０）学習機会の充実

105) 区民大学

現代的課題や地域課題等新しいニーズに応えた学習機会を提供し、受講者が社会変化に対応できる力を身に付けることができる場を拡充します。

また、区民との協働による企画会方式等による取組を進めるなど、区民の学習ニーズをより反映できるよう講座を実施していきます。

106) あすか教室

区立中学校の特別支援学級卒業後の青年・成人がよりよく社会に適応し、楽しく豊かな社会生活を送ることを目的として、教養を身に付け、生活技術を学び、趣味やレクリエーションを楽しみながら相互の人間関係を育む学習機会を提供していきます。

107) ことぶき大学

高齢者が、社会の変化に対応しながら心身ともに健康で充実した生活を送るため、健康づくり・政治・経済・社会・歴史・文化に関するものなど多岐にわたる内容の学習機会を支援していきます。

108) 高齢者の学習支援の充実

特別養護老人ホーム等での読み聞かせや本の提供を行うなど、高齢で図書館への来館が困難な方にも読書を楽しめる環境の整備を行います。また、情報発信パンフレットを充実させるなど、高齢者がより利用しやすいサービスを提供します。

年度 事業名	27	28	29	30	31	5年後の 到達目標
区民大学	推進	➡				学習機会の充実
あすか教室	推進	➡				
ことぶき大学	推進	➡				
高齢者の学習支援の 充実	推進	➡				来館困難高齢者の図書館資料利用を推進

【関連事業】93) 学校公開講座

【関連事業】117) 文化財を活用したふるさと学習事業

【関連事業】118) 飛鳥山博物館の講座・企画展の充実

■重点施策■（４１）身近な学習の場の整備

109) 文化センターの充実

多様化・高度化する区民の学習ニーズに対応し、区民の学習機会を支援するため、体験学習を含めた各種事業を開講し、区民に学習・芸術文化を創造し、発表や交流する場を提供するとともに、学習成果を地域で活かせるよう学びの循環を支援していきます。

110) 飛鳥山博物館の利用促進

北区の歴史や自然、文化について、日本最大級の貝塚である中里貝塚の剥ぎ取り標本や縄文時代の丸木舟、人骨、土器などの実物資料のほか、北区の古代を象徴する豊島郡衙正倉くしがしやうそう、竪穴式住居などの実物大模型、荒川の生態系のジオラマ、江戸時代の頃の北区の様子が見られる映像、情報PC等を駆使し、楽しくわかりやすく学べる展示を行っています。今後も、より多くの方に博物館に来館していただけるよう努めていきます。

111) 子育て情報支援室保育事業

中央図書館子ども図書館内の子育て情報支援室で保育事業を実施し、子育て中（４歳未満）の保護者の図書館での講座受講や読書活動を支援していきます。

年度 事業名	27	28	29	30	31	5年後の 到達目標
文化センターの充実	推進	➡				学習・芸術文化を創造・発表・交流する場の提供
飛鳥山博物館の利用促進	推進	➡				博物館の来館者の増加
子育て情報支援室保育事業	推進	➡				本や図書館に親しむ家庭を増やす

【関連事業】◆95) 学校施設の地域開放

■重点施策■（４２）学習情報提供、相談体制の充実

112) 生涯学習情報提供の充実

生涯学習に関する施設・団体・講座等の情報提供を区民に分かりやすく提供する方法について充実を図るため、区民に見やすい・分かりやすい生涯学習情報誌として、「まなびんぐK I T A」を引き続き発行するなど、より一層

の内容充実に努めます。

また、文化センターなどに生涯学習情報を提供する場を設けるなど、学習情報の提供に努めます。

113) 学習相談体制の充実

区民一人ひとりの学習活動を支援するため、生涯学習に関係する様々な相談に応じることができるよう、学習相談体制の充実を図ります。

年度 事業名	27	28	29	30	31	5年後の 到達目標
生涯学習情報提供の 充実	推進	➡				区民に分かりやすい 生涯学習情報の提供
学習相談体制の充実	推進	➡				学習相談体制の充実

■重点施策■（43）区民との協働による図書館事業の推進

114) 区民とともに歩む図書館委員会の運営

学識経験者をはじめ、3名の公募委員を含む区民の代表で構成する「区民とともに歩む図書館委員会」を運営しています。委員会では北区の図書館のあり方について討議・提言を行います。今後も同委員会の提言等を図書館サービスの改善に活かしていきます。

115) 北区図書館活動区民の会との協働による事業実施

「区民とともに歩む図書館委員会」の提言を受けて発足した「北区図書館活動区民の会」と、様々な図書館活動を企画から協働して実施しています。子どもの読書活動や、音訳・点訳など障害者の読書活動を推進する体系的な講座を実施し、ボランティアの育成を図るとともに活動の場を提供するなど、様々な事業を実施しています。情報や学習活動の拠点として「区民とともに歩む図書館」を発展させていきます。

年度 事業名	27	28	29	30	31	5年後の 到達目標
区民とともに歩む図書館委員会の運営	推進	➡				区民との協働による 図書館事業の推進
北区図書館活動区民の会との協働による事業実施	推進	➡				

取組の方向 1 3 文化・芸術活動を振興する

〈現状と課題〉

北区は有形無形の文化財や伝統芸能が数多くあり、とりわけ埋蔵文化財の宝庫です。これらの貴重な文化遺産は、区の魅力を発信するためには欠かせないものであり、様々な手法を用いて区の文化遺産を周知し、北区の魅力をアピールしていく必要があります。また、区指定無形民俗文化財では、継承者の育成等が喫緊の課題となっています。

グローバル社会が進展するなか、ふるさと北区への愛着を深め、その魅力を発信するためには、地域の歴史や文化を学び、地域での様々な行事に興味を持つことが大切です。そのため、飛鳥山博物館、中央図書館で、「観る」「調べる」「聴く」「体験する」といった様々な形で、歴史学習・文化学習を行い、区民の郷土への愛着や関心を深めていく多彩で魅力的な展示、講座、見学説明会などを今後も実施していく必要があります。

また、区指定文化財の旧松澤家住宅である「ふるさと農家体験館」については、その維持管理に努めるとともに、区民に対して地域に伝わる年中行事の再現や手づくりおもちゃの工作教室などを実施しています。区民のふるさと学習の拠点として、これらの事業のより一層の充実を図っていく必要があります。

さらに、飛鳥山博物館と小学校との連携で行われている「来て、見て、さわって昔の道具」等の体験事業における連携を今後も維持・強化するとともに、中学校との連携については、社会科授業における博物館の活用促進を図り、北区の小・中学生がふるさと北区への愛着を深める機会を積極的に提供していく必要があります。

■重点施策■（44）ふるさと北区への愛着を深める事業の推進

116) 北区の部屋事業

「北区の部屋」(地域資料コーナー)では、北区に関する資料を収集、保存、貸出、公開しています。図書資料の他、古写真、古地図、古文書、映像資料なども所蔵しています。

また、地域歴史入門書「北区の歴史はじめの一步」などの刊行、毎月の北区に関するテーマ展示、「北区の部屋だより」の発行、公開歴史講座の開催などの情報発信を行っています。北区の部屋には地域資料専門員を配置し、北区についての学びを支援しています。さらに、地域資料のデジタル化を図り資料の活用を推進していきます。

117) 文化財を活用したふるさと学習事業

区指定文化財である茅葺屋根の古民家「ふるさと農家体験館」では、区民との協働により、節分・豆まきなど地域に伝わる年中行事の再現や竹とんぼづくりなどの工作教室等、様々な体験事業を通して地域の歴史や文化に触れるふるさと学習をさらに推進していきます。

118) 飛鳥山博物館の講座・企画展の充実

区内には有形無形の歴史的文化遺産が多数あるため、北区ならではの歴史、文化、自然の魅力を発信する企画展や、区内の各所にある文化財巡りや身近な地域の歴史や見どころを訪ねる講座の充実を図り、区の魅力をアピールし、ふるさと北区への愛着を深めていきます。

事業名 \ 年度	27	28	29	30	31	5年後の 到達目標
北区の部屋事業	推進	➔				地域資料・文化財を 収集・活用して「ふるさと北区」への愛着を深める。
文化財を活用したふるさと学習事業	推進	➔				
飛鳥山博物館の講座・企画展の充実	推進	➔				

【関連事業】◆42) ふるさと北区への愛着を育む事業 (グローバル人材育成プロジェクト)

【関連事業】43) 小・中学校と飛鳥山博物館の連携

■重点施策■ (45) 文化財の保護・活用と保存・継承

◆119) 「史跡のまち・北区」のPR

北区は桐ヶ丘遺跡、十条台遺跡群などの埋蔵文化財包蔵地や史跡中里貝塚などの史跡も多く存在します。AR (拡張現実) を活用して現地で史跡に関する画像や説明を見られることにより史跡を実感できるようにする等、広く「史跡のまち・北区」のPRをしていきます。

現在、中里貝塚は貝層を保存するため地下に埋もれた状態で暫定整備されていますが、史跡広場内においてAR (拡張現実) を活用して貝塚の画像を見せることにより、現地で貝層を実感できるような環境の整備を検討します。

120) 継承者の育成支援

無形民俗文化財の保存継承については、補助金の交付等現在行っている支援に加え、芸態を含めた芸能・習俗の保存や継承の方法について、伝承者、

学識経験者、保持団体等を含めた検討を行い、地域に伝承されてきた伝統芸能が失われないよう継承者の育成のための支援体制づくりを進めます。

年度 事業名	27	28	29	30	31	5年後の 到達目標
「史跡のまち・北区」 のPR	推進	➡				AR等を活用したPR の検討・実施
継承者の育成支援	推進	➡				継承者の育成

■重点施策■（46）魅力的な文化・芸術活動の推進

121) 文化・スポーツ等優良児童生徒表彰

青少年の健全育成の一助として、文化・スポーツ等の各領域において特筆すべき実績を残した児童・生徒を、区立小・中学校からの推薦を受けて表彰します。

122) 北区文化振興財団との連携

子ども文化教室やスクールコンサート等、北区文化振興財団との連携により、魅力的な文化・芸術活動を推進します。

123) 北区の文化・芸術に触れる事業の開催

北区の工芸作家の作品の展覧会や関連事業、その他文化に関する事業を開催していますが、今後も幅広く文化や芸術に触れる場・機会を提供していきます。

年度 事業名	27	28	29	30	31	5年後の 到達目標
文化・スポーツ等優良児童生徒表彰	推進	➡				文化活動の推進 スポーツ活動の推進 芸術活動の推進
北区文化振興財団との連携	推進	➡				
北区の文化・芸術に触れる事業の開催	推進	➡				

【関連事業】105) 区民大学

【関連事業】107) ことぶき大学

V スポーツの推進

取組の方向14 スポーツ参加機会を拡充する

〈現状と課題〉

北区では、「東京都北区スポーツ推進計画」を平成24年（2012年）8月に策定し、基本理念を「地域の交流や連携・協働を促し、区民一人ひとりが主体的にスポーツを楽しめるまち」と決めました。計画の策定にあたって実施した「スポーツに関する北区民アンケート調査」では、スポーツをする頻度は男女とも30代が最も少ない割合を示しており、身近でスポーツ・運動ができる仕組みづくりが求められています。

平成26年（2014年）4月1日現在、北区は高齢化率が23区で最も高く、高齢者の健康づくりが大きな課題となっています。それらの状況を踏まえ、北区スポーツ推進計画では、週1回以上スポーツを行う成人の割合を現状の33.4%から5年後に50%以上、10年後に65%以上とすることを数値目標としました。

この数値目標の達成を目指すとともに、区民一人ひとりが、生涯にわたっていきいきと健やかな生活を送ることができるよう、健康づくりから競技スポーツまで、それぞれの体力や興味に応じて、いつでも、どこでも、スポーツ・レクリエーション活動を行うことができる環境づくりが求められており、総合型地域スポーツクラブの新設が期待されています。

子ども、働く世代、子育て世代、高齢者や障害のある人など、誰もがスポーツを楽しめるようなスポーツ参加機会の充実を図る必要があります。そのためには、北区体育協会やスポーツ推進委員と連携して地域におけるスポーツ活動の充実を図ることが求められています。

身近な地域でスポーツ・レクリエーション活動を行える場を提供するため、校庭や体育館などの学校施設を有効に活用し、地域開放を積極的に進めるとともに、障害者がスポーツ参加のしやすい環境を整備するために、区内スポーツ施設等のバリアフリー化を推進する必要があります。

■重点施策■（47）生涯を通じた健康・体力づくりの推進

124) 北区体育協会との連携

北区体育協会との共催により、手軽で身近な初心者向けのヨガ・フラダンス・卓球・テニス・エアロビクス等の教室を開催し、区民が楽しみながら健康・体力づくりを行えるよう事業を推進していきます。

125) シルバースポーツウィーク事業

敬老の日の週において、区立体育施設の無料開放やシルバー野球大会、シルバーサッカー大会、シニア輪投げ大会など高齢者向けの事業を展開し、高齢者のスポーツ活動や仲間づくりを推進します。

126) スポーツ推進委員活動の充実

スポーツ推進委員活動の充実を図り、ニュースポーツの普及や研修会を通じて、各地域のスポーツ振興をより一層推進します。また、今後、王子地区・滝野川地区に設立が予定されている「総合型地域スポーツクラブ」の設立・支援において、スポーツ推進委員は中心的役割を担います。

◆ 127) 総合型地域スポーツクラブの設立

地域住民の健康・体力づくりのために、スポーツ活動の場を提供してスポーツの振興を図るとともに、区民一人ひとりの充実した生活の実現と、地域における豊かな人間関係の形成に資することを目的として、総合型地域スポーツクラブ設立の支援を推進します。

年度 事業名	27	28	29	30	31	5年後の 到達目標
北区体育協会との連携	推進					健康・体力づくりの 推進
シルバースポーツウィーク事業	推進					
スポーツ推進委員活動の充実	推進					
総合型地域スポーツクラブの設立	1クラブ 準備			1クラブ 設立	1クラブ 準備	1クラブ設立 1クラブ準備

■重点施策■（４８）身近なスポーツ環境の整備

128) (仮称) 赤羽体育館の建設

区民スポーツ大会も開催可能な体育館を建設し、区民の多様なスポーツ活動の場を提供することにより、健康でゆとりと生きがいに満ちた区民生活の向上を図ります。隣接の北運動場、元気ぷらざとのネットワーク化を図ることにより、当該地区をスポーツパークゾーンとして位置付け、生涯スポーツの拡大拠点としていきます。

129) 桐ヶ丘体育館の改築

区民に多様なスポーツ活動の場を提供するため、都営桐ヶ丘団地再生計画にあわせて、桐ヶ丘体育館の改築を行います。

◆130) 「ランニングステーション」機能の提供

手軽なスポーツとして愛好者の多い「ランニング」を推進していくため、既存スポーツ施設等を有効活用することなどにより、更衣・シャワー等の機能を提供し、ランナーの利用環境を向上していきます。

◆131) 東京オリンピック・パラリンピックに向けたバリアフリー整備

障害者のスポーツ参加を促進するため、(仮称)障害者スポーツアドバイザーの意見を踏まえ、区内のスポーツ施設及びアクセスルートのバリアフリー化を推進します。

事業名 \ 年度	27	28	29	30	31	5年後の 到達目標
(仮称)赤羽体育館の建設	建築工事	建築工事 施設開設	—	—	—	施設開設
桐ヶ丘体育館の改築	—	—	—	—	—	都営桐ヶ丘団地再生計画の進捗にあわせて検討します。
「ランニングステーション」機能の提供	1施設	➔				ランニング環境の向上
東京オリンピック・パラリンピックに向けたバリアフリー整備	整備	➔			整備完了	整備完了

【関連事業】 ◆95) 学校施設の地域開放

【関連事業】 ◆127) 総合型地域スポーツクラブの設立

取組の方向15 スポーツ活動の充実を図る

《現状と課題》

北区には、日本のトップレベル競技者のための国内最高水準のトレーニング拠点であるナショナルトレーニングセンター（NTC）や、スポーツ科学・医療・情報の分野から高度な科学的トレーニング環境を提供する国立スポーツ科学センターがあります。また、多様な障害種別にきめ細かく対応した23区唯一の障害者専用のスポーツ施設である東京都障害者総合スポーツセンターもあります。

2020年開催予定の東京オリンピック・パラリンピックを見据えて、こうした貴重な地域資源を最大限活用した事業展開を行うことで、誰もが夢と希望を描き、目標に向かって挑戦し活躍できるよう、オリンピック・パラリンピックが湧き起こす時代の鼓動とともに、成長気運を高めていくことが求められています。

北区は、こうした潮流を背景に、オリンピック・パラリンピック関連施設であるナショナルトレーニングセンター（NTC）や国立スポーツ科学センター、東京都障害者総合スポーツセンターと連携した北区ならではの特色ある様々な事業展開を図ることで、活気に満ち溢れた「トップアスリートのまち・北区」スポーツシティの構築に向けた取組を進めていく必要があります。

具体的には、世代を問わず運動不足や体力低下が危惧されるなかで、健康でいきいきと意欲的に暮らせるよう、スポーツ参加率の向上や基礎体力の向上が求められています。

また、オリンピック・パラリンピックが放つ特有の団結力や求心力を活用し、世界最大のスポーツイベントに関連する事業展開を行うことで、まちの活性化や地域の絆づくりを進めていく必要があります。

さらに、東京都障害者総合スポーツセンターがあるため、障害者スポーツの環境と人材に恵まれています。2020年開催予定のパラリンピック東京大会に向けて、同センターと連携事業を行うことで、障害者スポーツに対する理解を広く浸透させていきます。障害者スポーツに対する興味や環境整備によって意識を醸成し、障害者を含めたスポーツ参加率の向上を図ることで、スポーツ全体の振興を推し進め、障害の有無に関わらず、全ての人々がスポーツに親しむことのできる社会の実現を目指すとともに、様々な障害者スポーツを推進していく必要があります。

■重点施策■（４９）ナショナルトレーニングセンターなど関係機関・団体との連携

◆132)「トップアスリートのまち・北区」PRプロジェクト

「トップアスリートのまち・北区」を区内外に広く発信していくため、施策展開に向けた指針を明らかにするとともに、シティプロモーションに重点を置いた事業展開を行います。

北区にあるオリンピック・パラリンピック関連施設等をPRするための総合案内サインの整備や、「ROUTE 2020~~00~~トレセン通り」のデコレーション、トップアスリートの手形、オリンピック・パラリンピックの歴史等のモニュメントの設置、北区全体で応援する気運を醸成するため（仮称）北区オリパラ音頭を作成するとともに、区内の連携を強化して取り組むためリレーションシップ協議会の設置等により、オリンピック・パラリンピックを身近に感じることができるよう取組を進めていきます。

133) トップアスリート直伝教室（「トップアスリートのまち・北区」PRプロジェクト）

子どもたちに夢と希望を与えるとともに、運動・スポーツ習慣の形成に向けて、ナショナルトレーニングセンター（NTC）と連携を図りながら、各競技で活躍した選手の技術や競技経験の極意をトップアスリートらが直接伝える小・中学生対象のスポーツ教室を開催します。

また、身体能力の基礎である「走る」「跳ぶ」「投げる」の三要素を伸ばすため、国際陸上競技連盟開発のプログラム「キッズアスレティックス」について、オリンピックや世界大会に出場経験のある選手など、国際陸上競技連盟に認定されたコーチを招き、小学校において体験会を実施します。

134) 北区スポーツコンダクター事業の充実（「トップアスリートのまち・北区」PRプロジェクト）

ナショナルトレーニングセンター（NTC）との連携により、オリンピック出場選手を非常勤職員として任用し、学校や地域において、世界トップレベルで活躍していた経験を活かしたスポーツ出前講座や講演等を実施します。

◆135) 2020チャレンジアカデミー（フェンシング）

日本フェンシング協会及び東京都フェンシング協会と連携を図り、通年のフェンシング教室を開催します。高い技術力を持ったコーチ陣の指導により、オリンピックの日本代表選手輩出を目指します。また、トップアスリート育成に加え、体力向上を目指すグループ向けの指導も行います。

136) 東京オリンピック・パラリンピックボランティア育成事業

東京オリンピック・パラリンピック開催に向け、世界各国の歴史・文化・食・言語等を学ぶ講座を実施することにより、「おもてなし」の心で来訪者を迎えるよう区民の気運醸成に取り組んでいきます。

年度 事業名	27	28	29	30	31	5年後の 到達目標
「トップアスリートのまち・北区」PRプロジェクト						
総合案内サイン設置	2カ所	2カ所				5カ所設置
PRサイン・モニュメント等設置	20カ所	6カ所				26カ所設置
ルート2020デコレーション	検討	推進				「トップアスリートのまち・北区」の認知度向上
(仮称)オリパラ音頭	検討	作成	推進			
リレーションシップ協議会	検討	設置	推進			オリンピック・パラリンピックの気運醸成
トップアスリート直伝教室	推進					
北区スポーツコンダクター事業の充実	推進					
2020 チャレンジアカデミー（フェンシング）	実施	推進				日本代表選手の輩出
東京オリンピック・パラリンピックボランティア育成事業	推進					ボランティアへの理解と活動の広がりを促進

【関連事業】◆28) 全小・中学校共通記録会（健やかな体育成プロジェクト）

【関連事業】29) キッズアスレティックスの推進（健やかな体育成プロジェクト）

■重点施策■（50）パラリンピックへ向けた障害者スポーツの普及啓発

137) 障害者スポーツ交流イベント

障害の有無に関わらず、スポーツに参加し交流するイベントを通じて、障害者スポーツへの積極的参加と理解・関心を深めるため、誰もが参加できるテニスフェスティバル、パラリンピアンとの触れ合い交流イベント、障害者

スケート体験教室等を行います。

138) 障害者スポーツの理解促進事業

東京都指定のオリンピック教育推進校において、車いすテニスやブラインドサッカー等、障害者スポーツに触れる機会を設けることで、障害者スポーツに親しむ気持ちを養うとともに、障害に対する理解を深める効果を育み、さらに相乗的効果として障害者スポーツの促進につなげていきます。

139) 東京都障害者総合スポーツセンターとの連携

障害者と健常者が交流を図り、心のバリアフリーを進めるため障害者週間に実施する障害者スポーツイベント「ハートスポーツフェスタ」について、同センターと共催で開催するほか、誰もが参加できるテニスフェスティバル、障害者スケート体験教室など、同センターの支援や協力を得ながら実施していきます。

◆140) 2020チャレンジアカデミー（車いすフェンシング）

日本フェンシング協会及び日本車いすフェンシング協会と連携を図り、フェンシングのナショナルコーチらの指導による通年の車いすフェンシング教室を開催します。高い技術力をもったコーチ陣の指導により、パラリンピックの日本代表選手輩出を目指します。また、トップアスリート育成に加え、体力向上を目指すグループ向けの指導も行います。

事業名 \ 年度	27	28	29	30	31	5年後の到達目標
障害者スポーツ交流イベント	推進	➡				障害者スポーツの理解促進 障害者スポーツの参加率向上
障害者スポーツの理解促進事業	推進	➡				
東京都障害者総合スポーツセンターとの連携	推進	➡				
2020チャレンジアカデミー（車いすフェンシング）	実施	推進	➡			日本代表選手の輩出

第5章 「北区教育ビジョン2015」の推進に向けて

1. 推進体制の整備

平成26年（2014年）6月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、平成27年度（2015年度）から新たな教育委員会制度がスタートします。改正の主な内容は、次の4点です。

- ①首長（区長）は教育に関する総合的な施策の大綱を策定します。
- ②首長（区長）と教育委員会とで構成される「総合教育会議」を設置し、大綱の策定、教育条件の整備など重点的な施策、緊急の場合になすべき措置などについて協議調整を行います。
- ③教育委員長と教育長を一体化した新たな教育長を設置します。
- ④教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化を図ります。

一部に経過措置がありますが、大綱の策定や、総合教育会議などは迅速に実施していくことが必要です。この新しい教育委員会制度の趣旨を踏まえ、これまでも増して、区長部局と教育委員会が連携・協力を深め、まさに一体となって教育行政を推進していかなければなりません。

また、現在多くの自治体が、教育委員会と区長部局の事務分担を見直し、学校教育に関する施策と子育て支援に関する施策の一元化や、生涯学習・スポーツ振興に関する施策と文化振興や地域振興に関する施策の一元化などを実施しています。

本ビジョンに掲げた施策を、区民に分かり易く、効果的かつ効率的に、そして着実に実施していくために、これまでの枠組みにとらわれずに組織の最適化を図り、推進体制の整備に努めます。

2. 計画の進行管理

本ビジョンに掲げる施策や取組を着実に実施していくためには、計画の進捗状況を点検・評価し、その結果をフィードバックする仕組みが必要です。北区教育委員会では、本ビジョンに体系付けた重点施策および個別事業の点検・評価を行い、その結果を議会をはじめ広く区民に公表するとともに、教育を取り巻く環境や状況の変化に応じた実行性のある計画となるよう、臨機応変に見直しを図りながら計画を推進していきます。

3. 情報の収集及び発信の充実

教職員・保護者など学校現場を支える関係者や、生涯学習、地域スポーツ分野の活動への参加者の声を教育委員が直接聞く機会を積極的に設けるなど、区民の意見やニーズを的確に把握するとともに、北区教育委員会の活動について区民への周知を図り、更なる活性化につなげるため、教育広報紙のあり方の検討やホームページの改善など、情報の収集及び発信の充実に努めていきます。

4. 学校・家庭・地域との協働

子どもは、一人ひとりが未来を担う大切な存在であり、社会全体で子どもの育ちや学びを支援していくことが求められます。また、生涯学習の振興やスポーツ推進の視点からも、区民との協働は欠かすことのできないものです。北区教育委員会と学校・家庭・地域との協働を推進することにより、北区全体の教育力の向上を図っていきます。

5. 国・東京都への要望

義務教育は、区が実施主体として責任を負うべきものですが、区が長期的な視点を持ち、地域の実情に応じて独自性のある教育活動を主体的に展開していくためには、学校における教職員の人事権の移管が不可欠です。これまでも要望をしてきましたが、引き続き国及び東京都に対し、区立学校教職員の人事権移譲の実現を目指し、強く要望していきます。

また、学級編制・教職員定数配置の弾力的な運用についても、引き続き東京都に対して強く求めていきます。

【参考資料】用語解説

◆ア行

●あすか教室（P.31、80）

特別支援学級を卒業した方が、個性や能力に応じて継続的に学習できる場として、昭和53年度（1978年度）に開設しました。（当時の名称は「あすか青年教室」）

教養を身につけ、自主的な生活技術を学び、趣味やレクリエーションを楽しみ、相互の人間関係を育む場を目指しています。

●「生きる力」（P.22、32、41、42、43、66）

平成8年（1996年）7月、中央教育審議会第一次答申「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」の中で、定義された概念です。

「我々はこれからの子供たちに必要となるのは、いかに社会が変化しようと、自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力であり、また、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心など、豊かな人間性であると考えた。たくましく生きるための健康や体力が不可欠であることは言うまでもない。我々は、こうした資質や能力を、変化の激しいこれからの社会を「生きる力」と称することとし、これらをバランスよくはぐくんでいくことが重要であると考えた。」

この「生きる力」という理念は、平成20年（2008年）3月に改訂された新しい学習指導要領にも受け継がれています。

●英語が使える北区人事業（P.31、39、57、69）

小・中学生の英語に触れる機会を積極的に増やして、児童生徒のコミュニケーション能力を高め、英語による交流ができる子どもを育成する事業です。

小・中学校へALTを配置する他、高い専門性を有する外国語教育アドバイザーがチームを編成し全小・中学校を巡回し、指導・助言を行っています。

さらに、授業観察に基づく具体的なアドバイスや研修等を行い、小学校から中学校への外国語教育の円滑な接続と質の向上を目指しています。

●オリンピック教育推進校（P.92）

児童・生徒がオリンピックの意義や参加国の歴史、文化を学ぶ「オリンピック教育」を推進するために、東京都が指定しています。

平成 26 年度、北区では、清水小学校、第三岩淵小学校、梅木小学校、稲付中学校、都立飛鳥高等学校、都立赤羽商業高等学校が指定を受けており、今後指定校の拡大が見込まれています。

オリンピックの大会理念や参加国の歴史、文化の学習、身近に住む外国人との交流を共通の必修項目とし、地域のスポーツ大会へのボランティア参加など各校独自の取り組みも工夫することとなっています。

◆カ行

●学習指導要領（P.57）

教育課程の基準として文部科学大臣が公示するもので、概ね 10 年ごとに改訂されます。

どのような教科や活動を、どの学年で、どのように教育するかについての基準的事項を、国の立場から示しているため、学校は、教育課程を編成するに際して、地域や学校の実態、児童・生徒の発達と特性を考慮するとともに、学習指導要領に準拠するよう要求されています。小・中・高等学校用と、特別支援学校の小・中・高等部用のものがあります。

また、学習指導要領は、上記の学校で使用される教科書の作成、検定に際しての基準にもなっています。

なお、幼稚園の教育課程の基準は、「幼稚園教育要領」として、また特別支援学校の幼稚部については、「幼稚部教育要領」として公示されています。

●学童クラブ（P.5、74、75）

学童クラブは、児童福祉法第 6 条の 3 第 2 項に基づく放課後児童健全育成事業のことで、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後に小学校や児童館等の一室を利用して適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図るものです。

北区では、小学校 1～3 学年までの児童には「学童クラブ」として事業を実施し、4～6 学年までの児童には「学童クラブの特例利用」として児童館や放課後子ども総合プランで事業を実施します。

●学力パワーアップ事業（P.2、31、38、39、49）

基礎的・基本的な学力の向上を図るため、小学校及び中学校に非常勤講師を配置し、児童・生徒一人ひとりの個性に応じた、よりきめ細やかな指導を行っています。

小学校低学年では学習習慣の習慣付け、中・高学年は学習のつまずきをな

くし、基礎的・基本的な学力の定着と向上を目指しています。また、中学校では、基礎・基本の確実な定着を図るとともに、自ら学び考える力の育成、発展的な学習の充実を図っています。

●学校関係者評価（P.61）

学校評価の実施手法の一つで、保護者、学校評議員、地域住民、接続する学校（小学校に接続する中学校など）の教職員等の学校関係者により構成された委員会等が、その学校の教育活動の観察や意見交換等を通じて、自己評価の結果について評価することを基本として行います。

なお、「義務教育諸学校における学校評価ガイドライン」では「教職員等による自己評価と学校関係者評価は、学校運営の改善を図る上で不可欠のものとして、有機的・一体的に位置付けるべきものである。」としています。

●学校支援地域本部事業（P.27、74）

平成18年（2006年）の教育基本法改正により、第13条に学校、家庭、地域の連携協力に関する規程が盛り込まれました。これに伴い、文部科学省では、平成20年（2008年）6月から学校支援地域本部事業を開始しました。

この事業は、地域の方々が学校を支援する、これまでの取組をさらに発展させて組織的なものとし、スクールコーディネーターを配置して学校の求めと地域の力をマッチングすることにより、効果的な学校支援を行い、教育の充実を図っていく事業です。

●学校支援ボランティア活動推進事業（P.5、31、33、74、75、76）

小・中学校の児童・生徒の教育活動について地域の教育力を生かすため、地域の方々が、その知識や技能を生かしてボランティアとして学校を支援する活動を進めています。

学校と地域を結ぶスクールコーディネーターや地域のボランティアの育成、その活動を推進するためのシステムを構築し、子どもたちを地域社会の中で支えるとともに、学校を支援し地域の教育力の向上を目的としています。

●学校適正配置（P.6、66）

近年、人口減少や少子化の進展等により、多くの区立学校で小規模化が進行しました。学校適正配置とは、学校統合や通学区域の再編により、学校規模を適正化して、教育環境の改善と向上を図るための施策です。

北区では平成7年（1995年）4月実施の第一次適正配置を皮切りに、平成26年（2014年）4月実施の第八次適正配置まで、長年に渡り区立学校

の適正配置に取り組んできました。

平成21年(2009年)4月の第七次適正配置をもって、区立中学校の適正配置は一定の区切りを見ることができました。現在は、平成21年(2009年)9月の北区立学校適正規模等審議会第三次答申を踏まえ、平成24年(2012年)2月に策定した北区立学校適正配置計画に基づき、区立小学校の適正配置に取り組んでいます。

●学校パック(P.40)

読書の時間や調べ学習の支援のために、小・中学校専用に読み物やテーマ別図書をクラス単位で貸出しています(学校団体貸出)。学校からの貸出し希望が多いテーマの図書をリストで紹介し、学校パックとして用意しています。

●学校評価(P.4、31、59、61)

学校教育法第42条に、教育活動や学校運営の状況について評価を行うことと定められています。これについて、平成18年(2006年)3月に、「義務教育諸学校における学校評価ガイドライン」が文部科学省で策定されました。〈平成20年(2008年)1月改訂〉

このガイドラインでは、評価手法を以下の3つに分類しています。

(1) 自己評価

各学校の教職員が行う評価

(2) 学校関係者評価

保護者、地域住民等の学校関係者などにより構成された評価委員会等が、自己評価の結果について評価することを基本として行う評価

(3) 第三者評価

学校と直接関係を有しない専門家等による客観的な評価

●学校評議員制度(P.4、31、59、61)

平成12年(2000年)1月の学校教育法施行規則の改正により、地域住民の学校運営への参画を制度的に位置付けるものとして学校評議員制度が導入されました。

学校評議員は、各学校ごとに、教職員以外の方で教育に関する理解と識見を有する方のうちから校長が推薦し、学校設置者が委嘱します。

学校運営に関して、保護者や地域住民などの多様な意見を幅広く求め、協力を得ると共に学校運営の状況などを周知し、学校としての説明責任を果たしていくことが期待されています。

●家庭教育支援チーム（P.70）

全ての親が安心して家庭教育を行うことができるよう、文部科学省が平成20年度（2008年度）から実施している子育て支援制度で、地域の子育て経験者や民生委員・児童委員など、地域の身近な人たちと専門家の連携して、孤立しがちな保護者や仕事で忙しい保護者など、学習機会の確保が難しい保護者への支援を行ってきました。

身近な地域で子育てや家庭教育の相談にのったり、親子で参加する様々な取り組みや講座などの学習機会、地域の情報などを提供しているチームです。子どもの生活習慣や親子のコミュニケーションの大切さ、思春期の課題、不登校など様々な子育てに関する悩みを聞いたり、親子の学びや育ちを支援します。

●キッズアスレティックス（P.31、46、90、91）

「走る、跳ぶ、投げる」を中心としたこどもの身体能力向上のため、IAAF（国際陸上競技連盟）が開発した子ども向けの運動プログラムであり、世界の国や地域で実践されています。

●北区学校ファミリー構想（P.23、26、32、33、35）

平成15年（2003年）6月、通学区の重なる幼稚園・小学校・中学校からつくる近隣複数校のネットワークにより、1校だけではできないことを複数校で協力して実践し、質の高い教育を実現することを目的として策定しました。

小中一貫教育や保幼小連携などの基盤となる、北区独自の教育システムであり、12のサブファミリー（中学校1校といくつかの小学校、幼稚園からなる組み合わせ）ごとに、授業交流や教員研修の合同実施、児童・生徒の学校行事の交流など、様々な連携・交流活動を実施しています。

・新聞教育（王子桜中サブファミリー）

NIE（Newspaper In Education の略 新聞を教材・学習材として活用する学習）の手法を取り入れ、言語活動の充実を図るとともに、情報活用能力や思考力・判断力・表現力等を育成します。社会の出来事に興味をもち、生涯にわたって学び続ける基礎を育みます。

・言語活動を中心とした学力向上（十条富士見中サブファミリー）

言語環境を整えるとともに、言語に対する関心や理解を深め、思考力のベースとなる言語力を育成します。各教科においては、対話・記録・要約・説明・発表・討論などの言語活動を充実させ、論理的思考力や表現力を育成します。

- キャリア教育を中心とした学力向上（明桜中サブファミリー）
 一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度（自立した社会人として生きるために必要な力）を育みます。「基礎的・汎用的能力」の育成を通して、自立・協働・創造に向けた一人ひとりの主体的な学びにつなげていきます。
- ICT機器を活用した学力向上（堀船中サブファミリー）
 電子黒板や携帯情報端末、デジタル教科書や各種ソフト等のICTを活用した学びを取り入れながら、基礎的・基本的な知識・技能の定着と思考力・判断力・表現力を育成し、新しい学びを創造します。
- オリンピック教育（稲付中サブファミリー）
 オリンピアン・パラリンピアンとの交流を通して、運動・スポーツにより一層親しむ取組、体力や健康の保持増進を図る取組、オリンピック・パラリンピックの歴史や意義、理念などを学習する取組、国際理解を深める取組などをオリンピック教育として推進していきます。
- 防災教育（赤羽岩淵中サブファミリー）
 防災教育小中一貫年間指導計画（案）を策定し、それに基づく防災授業や体験等を実施します。また、小中合同引き取り訓練や地域総合防災訓練など、保護者・地域と連携した小中一貫型防災教育を推進します。
- 道徳教育（桐ヶ丘中サブファミリー）
 「桐ヶ丘心の教育ネットワーク」として、桐ヶ丘地域の心の教育を充実させ、豊かな教育力を育みます。SFを中心として、学校の道徳教育の充実を目指すとともに、保護者や地域関係機関と連携を工夫しながら推進していきます。
- 学び体験のコラボレーション（神谷中サブファミリー）
 「学びの一貫性」（学習スタンダード）をもたせるとともに、体験学習に基づく援農教育は、区内唯一の特色ある教育活動であり、小・中学生の共同作業へと展開をしています。また、一貫性のある生活指導や学校行事のコラボを行い、9年間を通じて系統的に子どもを育てていきます。
- 情操教育（浮間中サブファミリー）
 「花・音・風 一情操教育の推進一」として、浮間地域の豊かな自然環境を生かし、地域の方々と伝統あるサクラソウの栽培を通して、郷土を愛す

る心を育みます。また、音楽交流やボランティア活動などを推進して、社会貢献できる豊かな心をもった児童・生徒を育成します。

・地域学習（田端中サブファミリー）

地域の方々をゲストティーチャーとして招聘し、田端に根付いた文化等を学ぶ「田端学びの郷オープンスクール」を開催しています。田端小・滝野川第四小6年生、田端中の児童・生徒と一緒に学ぶことで、異年齢集団の交流を図り、地域とともに学ぶ態度を育みます。

・国際理解教育（滝野川紅葉中サブファミリー）

イングリッシュサポーター（外国人講師）が、放課後に英会話講座等を行うイングリッシュプラザを開催し〔中学校を中心として実施〕、英語の力を高めていきます。また、コミュニケーション能力の向上に向けた授業改善や東京国際フランス学園との交流などを通して、国際理解教育を推進します。

・学校図書館活用教育（飛鳥中サブファミリー）

学校図書館指導員（学校司書）を活用し、学校図書館の整備を進め、読書活動や言語活動の一層の充実を図ります。読書量と学力には正の相関があり、児童・生徒の自主的な学びを深め、問題解決能力を育みます。北区民としての教養の基礎を培うため、読み聞かせや読書習慣、自立した生き方を目指す読書の方法などを教育するものです。

●北区基礎・基本の定着度調査（P.2、4、37、39）

北区では平成19年度（2007年度）から、小学校2年生から中学校3年生を対象に、毎年4月に区独自の学力調査「基礎・基本の定着度調査」を実施しています。

この調査は、学習指導要領に示されている教科の目標や内容（学習指導要領の内容のうちペーパーテストで調査が可能な内容）の実現状況を把握・分析することにより、授業の問題点・改善点を明らかにすることをねらいとしています。

本調査や全国学力・学習状況調査の結果・分析等を活用し、各学校では「授業改善推進プラン」を策定し、授業の改善に取り組んでいます。

●北区小中一貫教育基本方針（P.35）

北区学校ファミリーを、小学校と中学校の校舎が離れていることを前提とし、中学校と複数の小学校を一つの単位とするサブファミリーを基盤とした北区における小中一貫教育の基本方針として平成20年（2008年）9月

に策定しました。

●北区特別支援教育推進計画（P.1、3）

北区では、世界的なノーマライゼーションの高揚を背景とした国や東京都の動きを受け、平成17年（2005年）5月に「北区特別支援教育推進計画検討委員会」を設置しました。平成18年（2006年）7月には、同委員会の最終報告を受け、「北区特別支援教育推進計画策定委員会」を設置、平成19年（2007年）3月には「北区特別支援教育推進計画」を策定しました。

同計画では、北区の特別支援教育の理念を「障害のある児童生徒の特別な教育的ニーズにこたえ、一人ひとりの能力や可能性を最大限に伸ばし、それぞれが自分らしく輝くことのできる多様な教育を展開する」と定め、その具体的な実施計画を併記しています。

●北区図書館活動区民の会（P.31、82）

区民とともに歩む図書館委員会の「区民と行政が一緒に考え、一緒に創っていくシステムをもった図書館を目指していこう」という提言を受け、平成19年度（2007年度）協働型図書館のパートナーとして設立されました。「企画広報部」「子ども部」「ユニバーサル部」「地域資料部」の四つに分かれて活動しています。

●北区の部屋（P.31、83、84）

中央図書館に設置した「北区のことなら何でもわかる」、北区の情報を集めた部屋です。また、中央図書館が行う地域資料サービス（北区の歴史や北区に関する様々な資料の提供、収集した北区に関する資料を基に新たな情報を発信する事など）を実施する場所です。

●旧松澤家住宅（P.83）

江戸時代の終わり頃に建てられた民家で、平成11年（1999年）3月、北区指定有形文化財（建造物）として指定され、「北区ふるさと農家体験館」として公開しています。

実際には、現在の北区・浮間の荒川近くに建てられていましたが、同じ敷地にあった倉屋とともに、赤羽自然観察公園内へ移築・復原されました。

この民家は、江戸時代の後期に建築されてから解体された平成9年（1997年）までの間、何度か増改築されながら住み継がれてきました。

●教育振興基本計画（P.1、8、25）

平成18年（2006年）12月に改正された教育基本法の第17条1項において、「政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。」と定められています。

さらに、同条第2項において「地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。」とされています。

地方公共団体では、各自の「教育に係る基本的な計画」などを策定し、地域の実情に応じ、教育に関する施策を総合的・体系的に進めていく必要があります。

●区民大学（P.6、31、80、85）

昭和50年度（1975年度）、社会の急激な変化に適応し、高度な知識や問題解決能力を身につけるとともに、地域の発展と区民の社会連帯意識を育てることを目的として開設されました。

現在は、現代的課題に応える学習の場として、毎年2～4講座を実施しています。また、受講生の中から「北区民大学修了生の会」が誕生し、30年以上にわたって活発な自主的活動が展開されています。

●区民とともに歩む図書館委員会（P.31、82）

平成20年度（2008年度）の中央図書館開設にあたり、時代に合った北区の図書館のあり方を、図書館と利用する区民が一緒に考えようと平成17年（2005年）に設置した委員会です。

図書館運営に区民の協働・参加・参画の視点で、具体的な施策として実現するために必要な提言を行うことを目的としています。

●国立スポーツ科学センター（P.89）

国立スポーツ科学センター（JISS）は、我が国の国際競技力向上に向け、平成13年に開設されたスポーツ科学・医学・情報の分野から支援を行う拠点施設です。

日本オリンピック委員会（JOC）や各競技団体と連携し、各専門領域の調査・研究を推進するとともに、その成果を踏まえて競技者・指導者等への支援を行っています。施設内には、新体操・トランポリン練習場、競泳プール、シンクロナイズドスイミングプール、フェンシング練習場、射撃練習場、アーチェリー実験・練習場などがあります。

●子育て応援サイト（P.31、72）

子育て応援サイトは、「子育てするなら北区が一番」の情報発信の中心的な役割を果たす情報サイトとして、北区の子育てに関する情報をインターネットを通じて発信していきます。

●子育て情報支援室（P.31、81）

中央図書館のこども図書館内にあり、赤ちゃん連れでも気兼ねなく利用できる場所です。授乳室、給湯設備やおむつ替えの台などを完備し、赤ちゃんの飲食ができます。子育てに関する情報を揃え、保護者同士の情報交換の場としても使用できます。

●子育て福袋（P.34）

子育て応援団事業として、出産を予定している全ての区民に母子健康手帳の交付時にお贈りしています。また、就学前のお子さんがある希望する世帯にもお贈りしています。福袋には「子育てガイドブック」、「子育てマップ」や「子どもたちの育つ姿（家庭版）」を封入し、子育て支援施設などの案内や各種子育て支援サービスの情報提供を行い、安心して子どもを産み育てる北区をアピールし、出産・子育てを支援しています。

●ことぶき大学（P.31、80、85）

高齢社会の進行の中、生涯学習への要望の高まりを受け、北区では「ことぶき大学」を設置しました。

健康維持に関するものや政治、経済、社会、歴史、文化に関するものなど、多岐にわたる内容で開催しています。

●子ども・子育て支援新制度（P.5、32）

平成24年（2012年）8月に公布された「子ども・子育て支援法」に基づき、平成27年（2015年）4月からスタートする予定となっている子ども・子育て支援に関する新しい制度です。

急速な少子化の進行をはじめ、子ども・子育て支援の質・量両面での不足、深刻な待機児童問題、家庭や地域の子育て力の低下といった、子育てをめぐる様々な課題を解決するため、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、地域の子ども・子育て支援の充実を図ることをその主目的としています。

●子どもセンター（P.23、31、34、35）

北区は平成25年（2013年）3月に「今後の児童館のあり方に関する基

本方針」を策定し、児童館を乳幼児親子の居場所機能を中心とする「子どもセンター」と中高生の居場所としての「ティーンズセンター」としていく方針を決定しました。この基本方針を受けてさらに検討を重ね、平成26年（2014年）8月に「子どもセンター事業計画」「ティーンズセンター事業計画」「子どもセンター及びティーンズセンター配置方針」を決定しました。

子どもセンターでは、①乳幼児親子の居場所と子育て支援の充実を図るとともに、②放課後子どもプランやティーンズセンターと連携した児童の健全育成の拠点、③地域ネットワークの拠点としての機能を果たしていきます。

●子どもたちの育つ姿（家庭版）（P.31、34、35）

就学前の一貫した子育て、教育保育を目指した北区の子どもたちの目指すべき育つ姿を示したもので、幼稚園の教育課程や保育所の保育課程をつくるための参考として「東京都北区就学前教育保育検討委員会」が報告とともにまとめたものを家庭版にしたものです。

特に、家庭で子育てをしている保護者に「心の育ち」を中心とする子どもたちの育ちについてわかりやすく伝えるために作成しています。

●（仮称）子どもプラザ（P.31、65）

（仮称）子どもプラザは、子育てや子どもの発達に関する不安の解消に対応する総合的な子育て支援拠点として整備していきます。

●コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）（P.4、31、33、59、61、76）

平成16年（2004年）6月、これまでの学校運営の改善の取組をさらに一歩進めるものとして、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正が改正され、新しい公立学校運営の仕組みとしコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）が導入されました。

コミュニティ・スクールとは、保護者や地域の方々の声を学校運営に直接反映させ、保護者・地域・学校・教育委員会が一体となってより良い学校を作り上げていくことを目指すものです。

◆サ行

●小1 プロブレム（P.32）

一般的に「小学校第1学年の児童の不適応状況」を指します。具体的には、「第1学年の学級において、入学後の落ち着かない状態がいつまでも解消さ

れず、教師の話を聞かない、指示通りに行動しない、勝手に授業中に教室の中を立ち歩いたり教室から出て行ったりするなど、授業規律が成立しない状態へと拡大し、こうした状態が数カ月にわたって継続すること」といわれています。

●障害者週間（P.92）

平成16年（2004年）6月の障害者基本法の改正により、国民の間に広く障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、従来の「障害者の日」（12月9日）に代わり設定された、毎年12月3日から12月9日までの一週間を指します。

●食育（P.3、26、30、31、45、47）

様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることを指します。「食育基本法」では、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けられています。

●スクールコーディネーター（P.5、74、75）

学校長の推薦により就任し、ボランティアの発掘と共に、学校のニーズに基づいて地域の人材を学校とつなげており、学校支援ボランティア活動推進事業の中心的役割を担っています。

●青少年委員（P.27、31、74、76、77）

北区では、民間人として青少年教育活動に尽力されている各界各層の有志指導者の中から、青少年委員を委嘱しています。

青少年委員は、公的身分をもった非常勤の公務員であるとともに、地域のボランティアとして指導にあたりるとともに、社会教育行政の推進者として活躍しています。

活動内容は、ジュニア・シニア研修会を始めとした青少年の余暇指導や親子のふれあいを重視した事業などです。

●青少年地区委員会（P.23）

青少年地区委員会は、地域の青少年の健全な育成を図ることを目的として、北区内19か所の地域振興室ごとに設けられています。委員は、町会・自治会、学校関係者、保護司、児童委員など、青少年健全育成に関連する様々な分野から選出されています。

各青少年地区委員会では、各種レクリエーション活動などの余暇活動や地域環境浄化活動などの環境整備や非行防止に関する活動など区から委託された青少年健全育成事業を、地区の実情に応じて実施しています。

●全国学力・学習状況調査（P.3、12、23、37、41、45、55、70）

児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育の結果を検証し、改善を図るため、文部科学省が小学6年生と中学3年生の児童生徒全員を対象として平成19年度、43年ぶりに実施された学力テストです。科目は国語と算数（数学）で、それぞれ「知識」に関する問題と「活用」（応用）に関する問題があります。

●総合教育会議（P.9、93）

首長と教育委員会が、教育行政の大綱や重点的に講ずべき施策等について協議・調整を行う場であり、両者が教育政策の方向性を共有し、一致して執行にあたります。会議は首長が招集し、会議は原則公開とします。構成員は首長と教育委員会で、必要に応じて意見聴取者の出席を要請することができます。

協議・調整事項は、

- ① 教育行政の大綱の策定
- ② 教育の条件整備などの重点的に講ずべき施策
- ③ 児童・生徒等の生命・身体の保護等、緊急の場合に講ずべき措置

◆夕行

●「^{だし}出汁」を知る講習会（P.47）

「給食から学ぶ食事の力」プロジェクトの導入として実施する講習会です。給食の原点である「出汁」の再認識を図り、児童・生徒の和食に対する苦手意識の軽減と、和食がおいしいと感じる日本人本来の味覚を促すはじめの一步とすることを目的としています。

近年、親世代においても食事づくりに関する必要な知識や技術を十分有していないという報告があります。児童・生徒はオ・カ・ア・サ・ン・ヤ・ス・メ（オムライス・カレーライス・アイスクリーム・サンドウィッチ・焼きそば・スパゲティ・目玉焼き）に代表される、柔らかく多脂肪の食生活に慣れてしまっており、この状況を放置すれば若年のうちに肥満、高脂血症などの生活習慣病を、発症する者の増加などが推測されています。

「和食」はユネスコの無形文化遺産にも登録され、「低脂肪、多食物繊維で咀嚼回数を要し健康的」「季節感やさまざまな食材と調理法」「素材の味を引

き出した絶妙な味わい」という点に優れ、長寿食といわれています。味覚の立て直しを図り、マ・ゴ・ハ・ヤ・サ・シ・イ（豆・ゴマ・わかめなど海藻・野菜・魚・シイタケなどキノコ・芋）に代表される食材や和食が、児童・生徒になじみのあるものになることを目指します。

●地域資料専門員（P.83）

中央図書館の「北区の部屋」に在室し、地域資料の収集・整理・保存及び区民への提供を行っています。また、「北区の歴史はじめの一步」シリーズなどの発行に携わり、地域情報についても収集・保存への支援及び助言、情報発信や学習支援を行っています。北区に関する素朴な疑問から専門的な質問までわかりやすく対応します。

●知識基盤社会（P.9、22、52）

平成17年（2005年）の中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」において、21世紀は、いわゆる「知識基盤社会（knowledge-based society）」の時代であると述べています。同答申においては「知識基盤社会」とは、「新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す社会」とであると定義しています。

また、答申では「知識基盤社会」の特長として次のようなことを挙げています。

- （1）知識には国境がなく、グローバル化が一層進む。
- （2）知識は日進月歩であり、競争と技術革新が絶え間なく生まれる。
- （3）知識の進展は旧来のパラダイムの転換を伴うことが多く、幅広い知識と柔軟な思考力に基づく判断が一層重要になる。
- （4）性別や年齢を問わず参画することが促進される。

●中1ギャップ（P.32）

中学1年生になった途端、学習内容や生活リズムの変化になじめずに不登校となったり、いじめが急増したりする現象を指します。新潟県教育委員会が名づけました。

平成17年（2005年）3月にまとめられた同委員会の実態調査報告書によると、典型例は、コミュニケーションが苦手な生徒が小学校時の友人や教師の支えを失う「喪失不安増大型」と、小学校でリーダーとして活躍していた生徒が中学校で居場所を失ってしまう「自己発揮機会喪失ストレス蓄積型」であることがわかったといえます。

●ティーンズセンター（P.23、31、76、77）

平成25年（2013年）3月に「今後の児童館のあり方に関する基本方針」を策定し、児童館を乳幼児親子の居場所機能を中心とする「子どもセンター」と中高生の居場所としての「ティーンズセンター」としていく方針を決定しました。この基本方針を受けてさらに検討を重ね、平成26年（2014年）8月に「子どもセンター事業計画」「ティーンズセンター事業計画」「子どもセンター及びティーンズセンター配置方針」を決定しました。

ティーンズセンターでは、①中高生世代の居場所機能の充実を図るとともに、②自己実現の場・社会体験機会の提供、③中高生世代が抱えている課題への対応、④地域と中高生世代をつなぐ架け橋としての機能を果たしていきます。

●デジタル教科書（P.52、67）

デジタル機器や情報端末向けの教材のうち、既存の教科書の内容と、それを閲覧するためのソフトウェアに加え、編集、移動、追加、削除などの基本機能を備えるものです。

●東京都障害者総合スポーツセンター（P.8、23、28、31、89、92）

障害のある方々の健康増進と社会参加を促進するために設置され東京都立の障害者専用のスポーツ施設です。障害のある方が、気軽にスポーツやレクリエーションを楽しんでいただくことができます。障害の種類、程度、スポーツの経験、利用の目的などに応じた支援を行っています。

●特別支援教育（P.30、31、49、50）

「特別支援教育」とは、障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。

平成19年（2007年）4月から、「特別支援教育」が学校教育法に位置付けられ、全ての学校において、障害のある幼児・児童・生徒の支援をさらに充実していくこととなりました。

●豊島郡くしがしやうぞう正倉（P.81）

奈良・平安時代の日本は、「国・郡・里」の行政区分に分かれており、それぞれの地域行政を担っていた役所が置かれていました。その郡の役所のことを、郡衙といいます。

発掘調査によって、北区西ケ原からこの古代の役所が発見されました。北区の地は武蔵国豊島郡に属していましたので、豊島郡衙といいます。正倉は郡衙

の中にあった施設で、税として徴収された米を納めておく倉のことです。

◆ナ行

●中里貝塚（P.6、81、84）

北区上中里にある貝塚で、平成12年（2000年）9月に国の史跡に指定されました。

幅100m、長さ500m以上の範囲に最大で厚さ4.5mの貝層が広がる巨大な貝塚で、縄文時代の人々が、浜辺で協業して貝加工を行った結果残されたと考えられています。

縄文時代に自給自足の範囲を越えて、内陸の他の集落へ供給することを目的とした貝の加工処理があったことを具体的に伝える重要な遺跡です。

●ナショナルトレーニングセンター（P.6、8、23、28、30、89）

ナショナルトレーニングセンター（National Training Center、NTC）は、「スポーツ振興基本計画」を受けて、北区西が丘地区に日本初のトップレベル競技者用トレーニング施設として設置された施設です。施設の性格上、利用対象は、基本的に日本オリンピック委員会（JOC）の強化指定選手及び各中央競技団体の推薦を受けた強化選手に限られます。施設は、「屋内トレーニングセンター」、「陸上トレーニング場」、「屋内テニスコート」及び宿泊施設の「アスリート・ヴィレッジ」から構成されています。「屋内トレーニング施設」には、体操、バレーボール、バスケットボール、バトミントン、卓球、柔道、レスリング、ボクシング、ウエイトリフティングなどの練習場があります。

管理・運営は、隣接する国立スポーツ科学センター（JISS）を運営する独立行政法人日本スポーツ振興センターが一体的に行っており、施設の運用は、公益財団法人日本オリンピック委員会（JOC）が行っています。平成21年（2009年）5月から、命名権（ネーミングライツ）が導入され、施設名「味の素ナショナルトレーニングセンター」となりました。

●2020チャレンジアカデミー（P.31、90）

2020年東京オリンピック・パラリンピックを見据えて、ナショナルトレーニングセンターとの連携により開設する区主催の通年スポーツ教室です。

開講している種目は、フェンシング及び車いすフェンシングとなっており、高い技術力を持ったコーチ陣の指導により、オリンピック・パラリンピックの日本代表選手輩出を目指します。

●日本語適応指導教室（P.31、48、49）

北区立小・中学校に在籍している海外帰国児童・生徒及び在日外国籍児童・生徒等で日本語能力が不十分な児童・生徒に対し、日本語の習得を目的とする授業を行います。平成26年（2014年）4月現在、小学校2校、中学校1校に設置しており、区内全小・中学校から必要に応じて通級します。

●認定こども園（P.31、32、34、35）

就学前の子どもに幼児教育・保育を一体的に提供する機能と、地域における子育て支援を行う機能を有する施設で、保護者が働いている、いないに関わらず利用でき、保護者の就労状況が変化した場合でも、通い慣れた園を継続して利用できることが大きな特徴です。

◆ハ行

●ハートスポーツフェスタ（P.92）

スポーツを通じて、障害者と健常者が交流をはかり、心のバリアフリーを進める障害者スポーツのイベントです。障害のある方もない方も、ともに楽しめるイベントやスポーツ体験コーナーを企画し、スポーツを通して交流を深め相互の理解を図ることを目的して、毎年、滝野川体育館で実施しています。

主催は、東京都障害者総合スポーツセンターであり、平成26年度（2014年度）から北区教育委員会が共催となり実施しています。

●パラリンピアン（P.23、91）

パラリンピックの選手や、パラリンピックに出場経験のある元選手の呼称として広く使われています。

●パラリンピック（P.4、6、8、23、24、28、30、31、52、88、89、90、91、92）

「もう一つの（Parallel）＋オリンピック（Olympic）」と呼ばれるにふさわしい、世界最高峰の障がい者スポーツ大会として、4年に1度、オリンピック終了後にオリンピック開催都市で行われています。夏季競技大会と冬季競技大会が開催されています。

そもそも「パラリンピック」という名称は、「Paraplegia（対まひ者）」の「Olympic」＝「Paralympic」という発想から、東京大会の際に日本で名付けられた愛称です。

●バイキング給食・セレクト給食（P.47）

学校給食において、食べるものを児童・生徒が自ら選択できる給食形態のことです。

バイキング給食は、複数ある料理の中から児童・生徒が自分で種類や量を決められる給食をいい、セレクト給食は、事前に献立の中の一つを2～3種類の中から児童・生徒が選び、当日はそれを配膳して食べる給食のことをいいます。

●ブラインドサッカー（P.92）

視覚に障害を持った選手がプレーできるように考案された視覚障害者による5人制サッカーのことを言い、パラリンピックの正式種目ともなっています。

B1（全盲）とB2/B3（弱視）の2つのクラスがあり、B1クラスでは、視力差による不公平が生じないように4人のフィールドプレーヤー全員がアイマスクを着用し、鈴の入った音の出るボールを使うなど、クラスによりルールが異なります。

●ふるさと農家体験館（P.83、84）

北区ふるさと農家体験館は、北区指定有形文化財（建造物）に指定されている旧松澤家住宅を移築・復原した体験学習施設です。

茅葺き屋根の建物は、外からだけでなく実際に座敷に上がって見学することができ、昔の民具や農具も展示されています。

また、区の貴重な文化遺産として保存するだけでなく、地域の歴史や文化を区民の方に知っていただくために、年中行事・昔のおもちゃ作り・昔遊び・生活体験講座などの古民家体験事業を実施しています。

●放課後子ども教室・放課後子どもプラン（P.5、74、75）

子どもが犠牲となる犯罪・凶悪事件が相次いで発生し社会問題化したことや、子どもを取り巻く家庭や地域の教育力の低下が指摘される中、平成18年（2006年）5月、当時の少子化担当大臣より、「地域子ども教室推進事業」と「放課後児童健全育成事業」の放課後対策事業を、一体的あるいは連携して実施してはどうかとの提案がなされました。

これを踏まえ、当時の文部科学大臣及び厚生労働大臣の両大臣が合意し、「放課後子どもプラン」がスタートしました。

北区ではこの「放課後子どもプラン」の一貫として、土曜日に実施している「地域寺子屋」に加え、平日の放課後に学校を開放し、「放課後子ども教室」として安全で安心な児童の活動拠点を提供しています。平成26年度（2014年度）は区内7か所（小学校5か所、児童館2か所）で実施しています。

さらに、平成24年度（2012年度）からこの「放課後子ども教室」と「学童クラブ」を一体的あるいは連携させて実施する「放課後子どもプラン（わくわく☆ひろば）」を開設し、平成26年度（2014年度）現在区内10校で実施しています。

●放課後子ども総合プラン（わくわく☆ひろば）（P.5、31、33、75、76）

保育所を利用する共働き家庭等においては、児童の小学校就学後も、その安全・安心な放課後等の居場所の確保という課題に直面します。いわゆる「小1の壁」を打破するとともに、小学校を会場として、放課後における全ての児童の安全・安心で健やかな活動拠点（居場所）の充実を図るとともに、次代を担う人材を育成するため、多様な体験・活動を行うことができるよう、「放課後子ども教室」と「学童クラブ」を同一の学校内で実施する一体型を中心として計画的な整備等を進め、総合的な放課後対策に取り組むこととしています。

●保幼小交流プログラム・保幼小接続期カリキュラム（P.34）

北区では、幼児期の教育が義務教育及びその後の教育の基礎を培う重要なものであることを踏まえ、家庭・地域と連携するとともに、小学校との接続等、学びの連続性を大切にして、幼児一人ひとりが健全で心豊かに成長するための教育の充実を図っています。

「保幼小交流プログラム」は、5歳児が小学校へ円滑に適應していくことを目的として、小学校や幼児教育施設と交流し合うための具体的な方策について示しています。

「保幼小接続期カリキュラム」は、5歳児10月から小学校1年生の7月を接続期ととらえ、幼児が小学校の生活や学習に滑らかに適應するため、各時期で幼児に経験させたいことや、環境の構成、援助のポイント等について示しています。

◆ラ行

●理科支援員（P.54）

平成19年（2007年）4月から、全区立小学校に理科支援員を配置しています。理科支援員を週一回、曜日を決めて配置し、観察・実験の充実を図るとともに、理科学習環境の整備等を行い、小学校理科教育の活性化及び理科指導力の向上を図っています。

●理科大好きプロジェクト（P.2、31、39、54、55、69）

お茶の水女子大学と協定を結び、理科に対する興味と関心を高めて、創造性や知的な好奇心、探究心を育成するために様々な理科教育事業を行っています。大学がもつ専門的なノウハウを駆使して、小中学校の理科授業の支援を行う「理科実験支援事業」をはじめ、中学生を対象とした土曜実験講座や夏休みの自由研究のサポート事業なども実施しています。

◆ABC

●AR【Augmented Reality】（P.84、85）

スマートフォンなどを利用して、現実の風景に過去の映像や情報を重ね合わせて表示する技術です。

●ALT【Assistant Language Teacher】（P.4、57）

外国語指導助手のことで、外国人講師が小・中学校の英語の授業の際に、助手として指導を行います。

北区では、小学校は全学年の外国語活動の時間に配置され、中学校では、「聞く・話す」を中心とした実践的なコミュニケーション能力を中心に行っています。

●CST【Core Science Teacher】（P.31、55）

高度な専門性と豊かな実践力を兼ね備えて優れた教育実践を行い、小学校あるいは中学校で理科教育を推進する上で中核的な役割を担う教員のことです。

北区では、お茶の水女子大学が開講する養成講座を受講し、修了認定試験に合格した者が、コア・サイエンス・ティーチャーとして認定されます。

●ICT【Information and communication technology】

（P.4、8、9、16、30、31、39、52、56、66、67）

情報通信技術を指します。ITとほぼ同じ意味です。

教育分野においては、平成18年1月、IT戦略本部（内閣府）のIT新改革戦略において、教育現場の更なるICT化の推進が記載されています。

- ①教育の質の向上を図るため、学校教育に関連する様々な場面でのICT活用を効果的かつ円滑に進めること
- ②情報教育をはじめとした情報社会に主体的に対応できる「情報活用能力」の育成
- ③ICTの効果的な活用による「わかる授業」の実現と「確かな学力」の

向上

- ④校務の情報化による教員の事務負担の軽減、子どもと向き合う時間の確保が必要

●Q-U【Questionnaire-Utilities】（P.3、13、44、49）

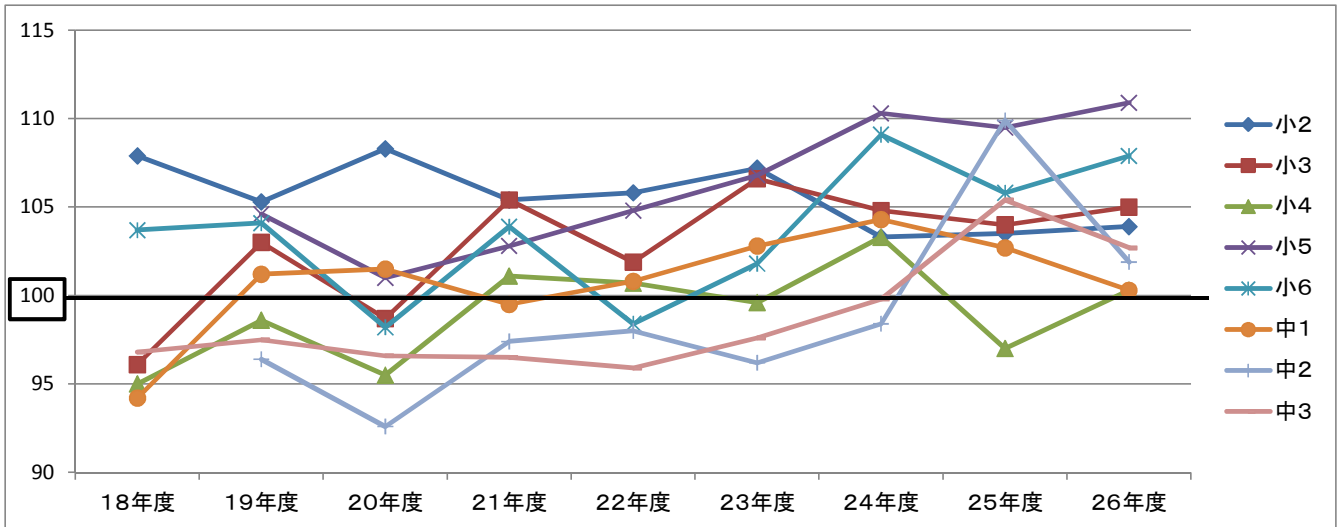
アンケート調査を用いて、児童・生徒の学級での適応感や満足度を測り、よりよい学校生活の充実と人間関係づくり・学級づくりに役立てるための標準化された心理検査です。

北区基礎・基本の定着度調査 達成率の経年変化

空欄は未実施

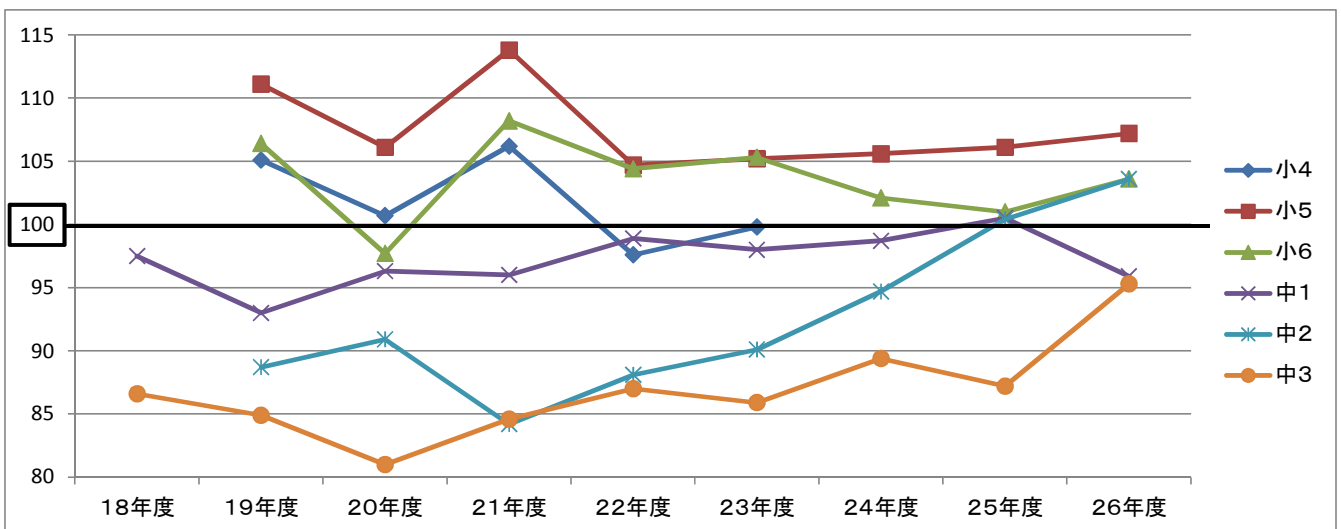
【国語】

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
小2	107.9	105.3	108.3	105.4	105.8	107.2	103.3	103.5	103.9
小3	96.1	103.0	98.7	105.4	101.9	106.6	104.8	104.0	105.0
小4	95.0	98.6	95.5	101.1	100.7	99.6	103.3	97.0	100.3
小5		104.6	101.0	102.8	104.8	106.8	110.3	109.5	110.9
小6	103.7	104.1	98.2	103.9	98.4	101.8	109.1	105.8	107.9
中1		94.2	101.2	101.5	99.5	100.8	102.8	104.3	102.7
中2			96.4	92.6	97.4	98.0	96.2	98.4	109.9
中3	96.8	97.5	96.6	96.5	95.9	97.6	99.8	105.4	102.7



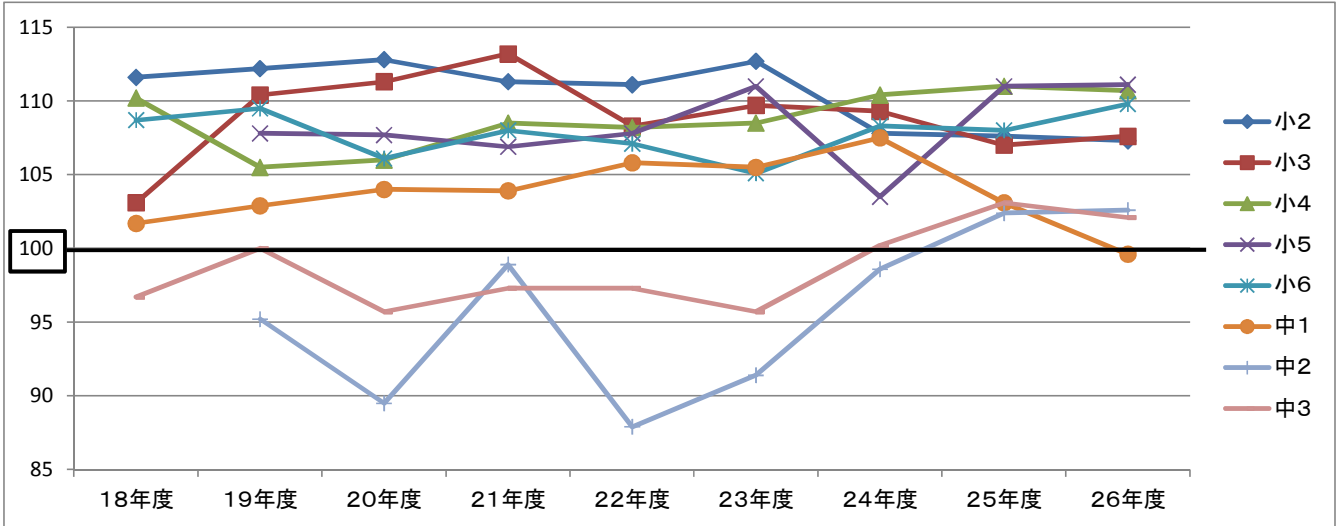
【社会】

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
小4		105.1	100.7	106.2	97.6	99.8			
小5		111.1	106.1	113.8	104.7	105.2	105.6	106.1	107.2
小6		106.4	97.7	108.2	104.4	105.3	102.1	101.0	103.6
中1	97.5	93.0	96.3	96.0	98.9	98.0	98.7	100.5	95.9
中2		88.7	90.9	84.2	88.1	90.1	94.7	100.4	103.6
中3	86.6	84.9	81.0	84.6	87.0	85.9	89.4	87.2	95.3



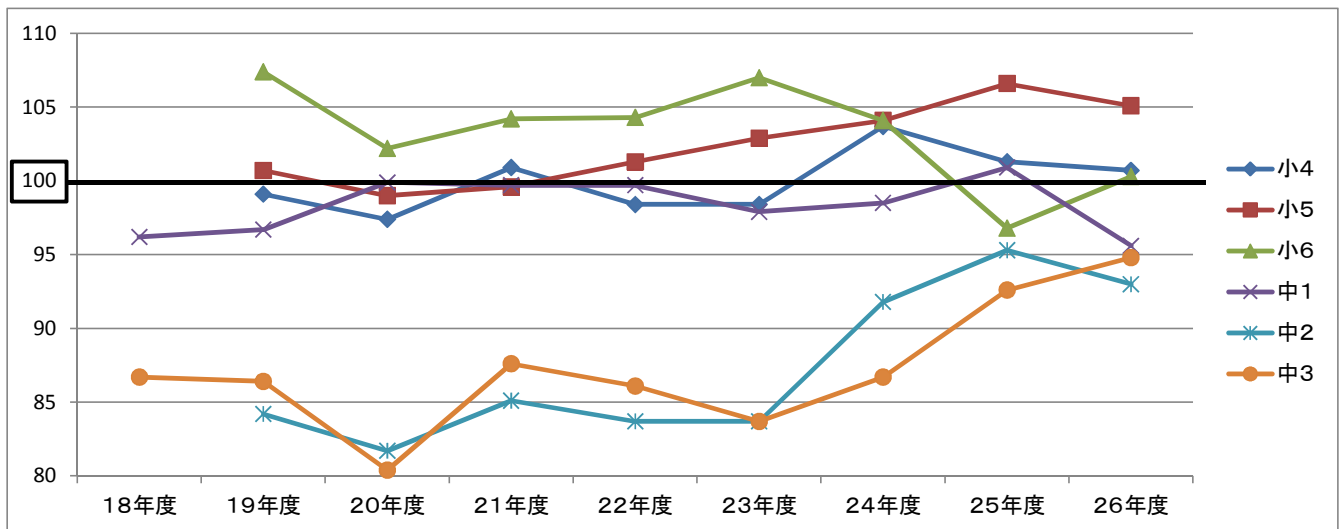
【算数・数学】

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
小2	111.6	112.2	112.8	111.3	111.1	112.7	107.8	107.6	107.3
小3	103.1	110.4	111.3	113.2	108.3	109.7	109.3	107.0	107.6
小4	110.2	105.5	106.0	108.5	108.2	108.5	110.4	111.0	110.7
小5		107.8	107.7	106.9	107.8	111.0	103.5	111.0	111.1
小6	108.7	109.5	106.1	108.0	107.1	105.1	108.3	108.0	109.8
中1	101.7	102.9	104.0	103.9	105.8	105.5	107.5	103.1	99.6
中2		95.2	89.5	98.9	87.9	91.4	98.6	102.4	102.6
中3	96.7	100.0	95.7	97.3	97.3	95.7	100.2	103.1	102.1



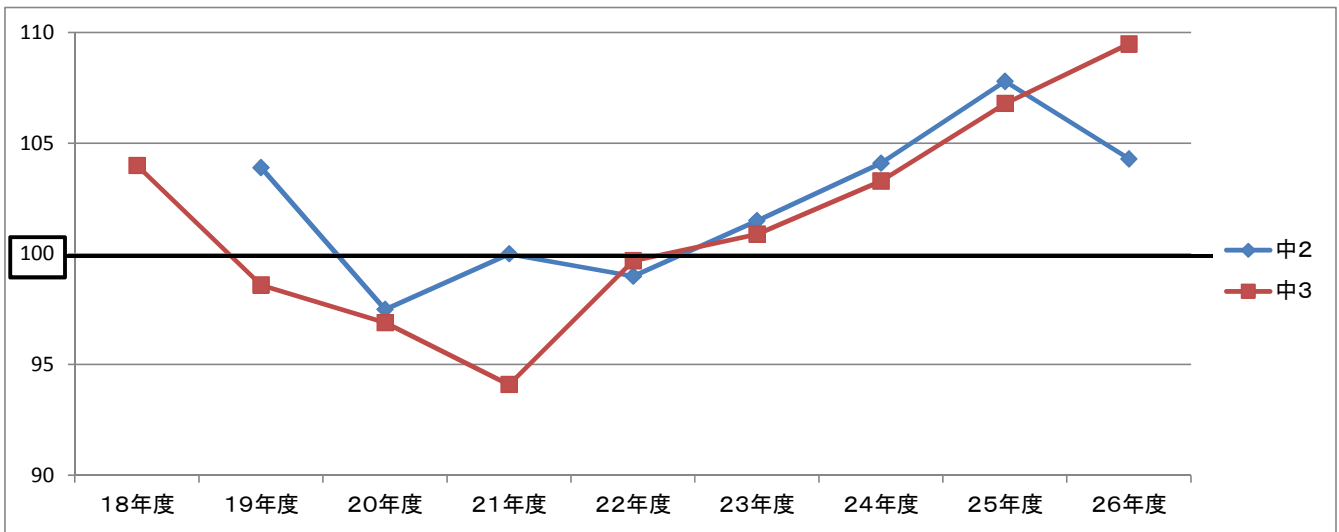
【理科】

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
小4		99.1	97.4	100.9	98.4	98.4	103.7	101.3	100.7
小5		100.7	99.0	99.6	101.3	102.9	104.1	106.6	105.1
小6		107.4	102.2	104.2	104.3	107.0	104.1	96.8	100.3
中1	96.2	96.7	99.9	99.7	99.7	97.9	98.5	100.9	95.6
中2		84.2	81.7	85.1	83.7	83.7	91.8	95.3	93.0
中3	86.7	86.4	80.4	87.6	86.1	83.7	86.7	92.6	94.8



【外国語】

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
中2		103.9	97.5	100.0	99.0	101.5	104.1	107.8	104.3
中3	104.0	98.6	96.9	94.1	99.7	100.9	103.3	106.8	109.5



北区教育ビジョン2015検討経過

- 平成25年 5月29日 教育委員会が事務局へ検討下命
6月14日 教育ビジョン検討委員会
7月 9日 教育委員会における協議
8月 6日 教育ビジョン検討委員会
9月13日 教育委員会における協議
9月24日 教育委員会における協議
10月 8日 教育委員会における協議
10月22日 教育委員会における協議
11月 1日 区民意識・意向調査実施（～同年11月22日）
11月 8日 教育ビジョン検討委員会
11月28日 教育委員会における協議
- 平成26年 1月10日 教育ビジョン検討委員会
1月28日 教育ビジョン検討委員会
2月28日 教育委員会における協議
教育ビジョン検討委員会
4月 8日 教育ビジョン検討委員会
4月22日 教育委員会における協議
6月 3日 PTA会長と教育委員との懇談会
○北区が目指すべき子どもたちの姿
6月24日 第1回有識者懇談会
○0歳からの育ち、学びの充実を目指して
8月 4日 青少年委員、スポーツ推進委員と教育委員との懇談会
○生涯学習社会の構築を目指して
8月25日 教育ビジョン検討委員会
8月27日 第2回有識者懇談会
○いじめの現状と対策について
9月29日 私立幼稚園、私立保育園、主任児童委員と教育委員の懇談会
○一貫教育における幼児期の教育について
10月15日 区立幼稚園、小・中学校、区立保育園と教育委員の懇談会
○0歳からの一貫した育ちと学びについて
10月29日 第3回有識者懇談会
○北区教育ビジョン2015（素案）について
11月27日 教育委員会における協議、素案作成
教育ビジョン検討委員会
12月22日 パブリックコメント実施（～平成27年1月28日）
- 平成27年 2月10日 教育委員会における協議（パブリックコメント報告）
3月27日 教育委員会が「北区教育ビジョン2015」を策定

「東京都北区教育ビジョン 2015（仮称）」検討委員会設置要綱

25北教政第1234号
平成25年6月5日教育長決裁

（設置）

第1条 東京都北区教育ビジョンの改定に向けて必要な事項を検討するため、「東京都北区教育ビジョン 2015（仮称）」検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1） 北区における教育を巡る状況や課題と今後の教育改革の方向性に関すること。
- （2） 今後の教育改革の方向性を実現するための具体的な施策に関すること。
- （3） 前2号に掲げるもののほか、必要な事項

（構成）

第3条 検討委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は、教育委員会事務局次長の職にある者をもって充てる。
- 3 副委員長は、教育委員会事務局学校適正配置担当部長及び教育政策課長の職にある者をもって充てる。
- 4 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

（部会）

第4条 検討委員会の下に、事務局職員で構成する部会を置くことができる。

（招集等）

第5条 委員長は、検討委員会を招集し、会議を主宰する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在の場合は、その職務を代行する。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、検討事項に関係ある者の出席を求めることができる。

（設置期間）

第6条 検討委員会の設置期間は、設置された日から平成27年3月31日までとする。

（有識者からの意見聴取）

第7条 検討委員会は、検討事項について、学識経験者等の有識者から意見を聴くものとする。

（庶務）

第8条 検討委員会の庶務は、教育委員会事務局教育政策課において処理する。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年6月1日から施行する。

別表

委員長	教育委員会事務局次長
副委員長	教育委員会事務局学校適正配置担当部長
副委員長	教育委員会事務局教育政策課長
委員	子ども家庭部長
委員	教育委員会事務局学校改築施設管理課長
委員	教育委員会事務局学校支援課長
委員	教育委員会事務局学校地域連携担当課長
委員	教育委員会事務局教育指導課長
委員	教育委員会事務局副参事（教育改革・教育支援担当）
委員	教育委員会事務局生涯学習・スポーツ振興課長
委員	教育委員会事務局スポーツ施策推進担当課長
委員	教育委員会事務局飛鳥山博物館長
委員	教育委員会事務局中央図書館長
委員	教育委員会事務局学校適正配置担当部長付学校適正配置担当課長
委員	子ども家庭部子育て支援課長
委員	子ども家庭部副参事（子ども・子育て施策担当）
委員	子ども家庭部保育課長

北区教育ビジョン2015

刊行物登録番号

26-1-150

発行年月 平成27年(2015年)3月

発行 東京都北区教育委員会

編集 東京都北区教育委員会事務局教育政策課

〒114-8546 北区滝野川2丁目52番10号

電話 03(3908)9279